

平成 29 年第 3 回定例会

# 九十九里町議会会議録

平成 29 年 9 月 5 日 開会

平成 29 年 9 月 15 日 閉会

九十九里町議会

# 平成29年九十九里町議会第3回定例会会議録

## 目 次

○招集告示	1
-------	---

### 第 1 号 (9月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	9
谷 川 優 子 君	9
古 川 徹 君	24
杉 原 正 一 君	37
善 塔 道 代 君	52
○散会の宣告	69

### 第 2 号 (9月6日)

○議事日程	71
○出席議員	71
○欠席議員	71
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71

○職務のため出席した者の職氏名	7 2
○開議の宣告	7 3
○議事日程の報告	7 3
○一般質問	7 3
高 木 輝 一 君	7 3
荒 木 かすみ 君	8 7
鐘 田 貴 俊 君	1 0 5
○散会の宣告	1 1 9

### 第 3 号 (9月7日)

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 2
○欠席議員	1 2 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 3
○開議の宣告	1 2 4
○議事日程の報告	1 2 4
○議案第1号から議案第3号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
・議案第 1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算(第2号)	
・議案第 2号 平成29年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
・議案第 3号 平成29年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
・議案第12号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
・議案第13号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
○議案第4号から議案第11号までの上程、説明	1 4 1
・議案第 4号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	

- ・議案第 5号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 6号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 7号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 8号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 9号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○報告第1号の上程、説明	143
・報告第1号 平成28年度九十九里町健全化判断比率の報告について	
○報告第2号の上程、説明	144
・報告第2号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について	
○報告第3号の上程、説明	144
・報告第3号 平成28年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第4号の上程、説明	144
・報告第4号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について	
○報告第5号の上程、説明	144
・報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成28事業年度における業務実績に関する評価結果について	
○報告第6号の上程、説明	145
・報告第6号 専決処分の報告について	

○休会の件	162
○散会の宣告	162

第 4 号 (9月15日)

○議事日程	163
○出席議員	163
○欠席議員	164
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	164
○職務のため出席した者の職氏名	164
○開議の宣告	165
○議事日程の報告	165
○議案第4号から議案第11号までの質疑、討論、採決	165
・議案第 4号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 5号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 6号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 7号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 8号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 9号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について	
○日程の追加	211
○議長辞職の件	211
○日程の追加	212

○議長選挙	2 1 3
○日程の追加	2 1 5
○副議長選挙	2 1 5
○日程の追加	2 1 7
○常任委員会委員の選任について	2 1 8
○日程の追加	2 1 9
○議会運営委員会委員の選任について	2 1 9
○閉会の宣告	2 2 0
○署名議員	2 2 1

平成29年第3回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月22日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 平成29年9月5日

2 場 所 九十九里町議会議場

平成29年九十九里町議会第3回定例会会議録（第1号）

平成29年9月5日（火曜日）

## 平成29年第3回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火）午前9時49分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

---

### 出席議員（14名）

1番	高木輝一君	2番	鏈田貴俊君
3番	中村義則君	4番	古川徹君
5番	浅岡厚君	6番	荒木かすみ君
7番	内山菊敏君	8番	杉原正一君
9番	善塔道代君	10番	細田一男君
11番	佐久間一夫君	12番	谷川優子君
13番	高橋功君	15番	古川明君

### 欠席議員（2名）

14番	鈴木征四郎君	16番	石橋和雄君
-----	--------	-----	-------

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	木原正幸君	税務課長	篠崎肇君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	鈴木秀明君

社会福祉課長	中 川 チェリ 君	産業振興課長	古 川 富 康 君
まちづくり 課長	南 部 雄 一 君	会計管理者	戸 村 俊 之 君
ガス課長	中 村 吉 徳 君	教育委員会 事務局長	山 口 義 則 君
農業委員会 事務局長	吉 田 洋 一 君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠 崎 英 行 君	書	記	古 川 恵 美 君
------	-----------	---	---	-----------

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時49分

○議 長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回九十九里町議会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○議 長（高橋 功君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（高橋 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1 番 高 木 輝 一 君

1 5 番 古 川 明 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（高橋 功君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より19日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より19日までの15日間に決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（高橋 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第13号、報告第1号から報告第6号の送付があり、これを受理いたしました。

次に、平成29年度第1回定期監査が8月8日、9日に実施され、監査委員から監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

本定例会に説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君、代表監査委員、小川卓尔君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は次のとおりです。

副町長、佐々木悟君。教育長、中村誠一君。総務課長、秋原充君。企画財政課長、木原正幸君。税務課長、篠崎肇君。住民課長、戸田佳子君。健康福祉課長、鈴木秀明君。社会福祉課長、中川チェリ君。産業振興課長、古川富康君。まちづくり課長、南部雄一君。会計管理者、戸村俊之君。ガス課長、中村吉徳君。教育委員会事務局長、山口義則君。農業委員会事務局長、吉田洋一君であります。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 功君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、行政報告並びに議案説明をさせていただきます。

平成29年第3回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方多数の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、7月の九州北部豪雨では、各地で道路の損壊や河川の氾濫、土砂災害などが相次ぎ、甚大な被害をもたらしました。自然災害の恐ろしさを改めて痛感するとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

本町においても、これからの本格的な台風シーズンに備え、防災・減災対策に取り組み、万全な体制を整えてまいります。

それでは、初めに6月議会定例会以降の主な事業を簡略に報告いたします。

6月25日には、山武消防ポンプ操法大会が開催され、町の代表として第6分団が出場されました。日ごろの訓練の成果が発揮され、雨の中、すばらしい演技と地域を守る心意気を見せてくれました。

7月2日には、海の安全対策に備え、銚子海上保安部や水難救助会など関係機関が参加し、海難救助合同訓練が実施されました。各機関との合同訓練により、災害時の協力体制の連携

強化が図られました。

7月28日には、県で実施しております海岸津波対策事業により通行どめになっていた、九十九里有料道路の九十九里区間が開通し、商工会駐車場において、部分開通記念イベントを開催しました。九十九里高校の吹奏楽部によるマーチングや観光協会によるハマグリ汁の無料配布などが行われ、多くの来場者でにぎわい、盛大なイベントとなりました。今後、九十九里有料道路の全線開通により、交流人口の増加に大きく貢献するものと期待しているところです。

8月5日には第28回「ふるさとまつり」が開催されました。九十九里町の夏の風物詩である「ひょっとこ踊りパレード」には、16団体、総勢757人の踊り手が参加し、華やかな衣装とまばゆい山車で会場を盛り上げ、約7,500人の来場者でにぎわう夏の祭典となりました。

続いて、これからの予定になりますが、9月9日に九十九里中学校の体育祭が開催されます。9月16日には片貝小学校・九十九里小学校の運動会、9月24日には町内一斉清掃、10月8日は町民体育祭を予定しております。

また、10月21・22日には、3年に一度の郷土芸能大会が片貝小学校体育館で開催される予定です。

11月になりますと、町民文化祭・産業まつりを予定しており、今年の産業まつりには、友好姉妹都市であります上市町に参加していただく予定でございます。

今後の各事業の実施に当たりましても、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,133万円を追加し、予算の総額を52億2,518万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳費でマイナンバーカード等の記載事項の充実を図るために、システム改修委託料651万円、児童福祉費で平成31年度に開園を予定している、かたかいこども園の整備に係る経費としてこども園建設工事費1,292万円、小・中学校費で就学援助費補助金109万円を増額し、計上いたします。また、本年4月1日における職員の人事異動等により人件費を729万円減額し、計上いたします。

歳入の主なものは、総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金651万円、民生費国庫補助金で学校施設環境改善交付金190万円、町債の民生債でこども園整備

事業1,030万円、臨時財政対策債420万円などを増額いたします。

これら歳入から歳出を差し引きますと269万円の余剰となることから、財政調整基金繰入金金を269万円減額し、計上いたしました。

次に、継続費につきましては、こども園整備事業2億1,319万円を平成29年度と平成30年度の2カ年事業として設定いたします。

議案第2号 平成29年度九十九里町介護保険特別会計補正予算についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、予算の総額を16億5,840万円とするものでございます。

前年度事業の精算による補正が主なものでございます。

議案第3号 平成29年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ325万円を追加し、予算の総額を1億3,425万円とするものでございます。

補正の内容は、4月1日の人事異動に伴い人件費を増額するものでございます。

議案第4号から議案第11号については、平成28年度九十九里町各会計の決算について認定をお願いするものでございます。

議案第12号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教育委員会委員の川崎修氏が、平成29年9月30日をもって任期満了となりますが、川崎修氏の再任について、議会の同意を求めるものでございます。

議案第13号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、総合事務組合で共同処理を行う事務に、新たに軽自動車の賦課徴収に関する申告書の受付事務が加わることから、組合規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定による関係地方公共団体との協議と、同法第290条の規定による議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 平成28年度九十九里町健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について及び報告第3号 平成28年度九十九里町ガス特別会計の資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

報告第4号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況については、地方自治法の規定により報告するものでございます。

報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成28事業年度における業務実績に関する評価結果についてでございますが、同医療センターの評価委員会から評価結果の提出がありましたので、地方独立行政法人法の規定により報告するものでございます。

報告第6号 専決処分の報告についてですが、地方自治法第180条第1項の規定を受けて、指定された専決処分事項にのっとり、町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細については担当者から説明いたさせますので、上程の際は、慎重に御審議いただき、原案に御賛同くださいますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（高橋 功君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により12番、谷川優子君。

（12番 谷川優子君 登壇）

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

平成29年9月定例議会において、一般質問を行います。

1点目は、教職員の働き方についてお伺いいたします。

学校や教職員が担うべき業務や学校の組織体制、教職員勤務のあり方などを検討がされる中央教育審議会の中で、学校における働き方改革特別部会の中でも、現在の教職員の重労働化、多重負担について出されました。

調査では、労働時間が週60時間以上の教員の占める割合が、小学校で57.8%、中学校では74.1%という、異常な労働の実態が示されています。九十九里町の教職員の勤務実態はどのように把握されているのでしょうか。

また、新学習指導要領では、小学校の正式教科とされる英語授業を15時間増やすことになっていますが、今のままで教員の負担増になるのではないのでしょうか。対応を聞かせてください。

3、非正規教員の割合はどのようになっているのでしょうか。

非正規雇用の教職員の給与基準、あるいは非正規雇用の教職員の勤務実態をお答えくださ

い。

2点目は、町職員の働き方についてお伺いします。

平成29年5月に、総務省より地方公務員と自治法の一部を改正する法律の運用が示されました。2000年に施行された地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、財源の裏づけもないまま事務委任だけが今おりてきていて、職員に大変大きな負担になっているのが現状ではないですか。結果、人件費の削減を目的とした臨時非常勤職員雇用が、全国でも64万人と増加しております。

そこでお伺いいたします。

九十九里町の職員の勤務時間の把握はどのようにしているのでしょうか。

また、町職員は労働基準法に基づいた働き方をしているのでしょうか。

現在、正規・非正規の職員の割合はどのくらいなのでしょう。

メンタル的な対応はどのように町はしているのでしょうか。

職員研修の実施などはどのようにされているのか、お答えください。

3点目は、平和事業に対しての取り組みをお伺いいたします。

日本に原爆が投下され72年目を迎える今年、ニューヨーク国連本部で開かれた核兵器禁止条約が、国連加盟国193カ国の63%に当たる122カ国の賛成で採択されました。核兵器による非人道性と違法化が初めて国際法となりました。

しかし、唯一の被爆国である日本政府は、出席せず、みずから被爆国としての責任を放棄しました。人類史上初の核兵器禁止条約採択は、日本の被爆者を初め核兵器のない世界を求める世界各国と市民の長年にわたる協働の取り組みが実を結んだ歴史的な快挙です。条約では、核兵器の使用に加え、開発・実験・生産・製造・保有・移転そして威嚇が第一に禁止されて、明記されています。

九十九里町も、非核宣言をしている町です。九十九里町は、平和事業に対してどのような取り組みをしているのでしょうか、お答えください。

再質問は自席で行います。

○議長（高橋 功君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えします。

最初に、教職員の働き方についての御質問は、教育長から、後ほど答弁いたさせますので、

よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、町職員の働き方についてお答えします。

1点目の勤務時間の把握はどのようにしているのかとの御質問ですが、職員の1日の勤務時間は8時30分から17時15分までの7時間45分でございます。時間休や休暇については、勤務整理票で管理をしております。

2点目の労働基準法が守られているのかとの御質問ですが、一般職の地方公務員は、勤務や給与などの特定の条項を除き、原則として労働基準法や労働安全衛生法などの労働基準関係法令が適用されております。

3点目の正規職員と非正規職員の割合についての御質問ですが、町で雇用する正規職員以外の職員といたしましては、臨時的任用職員と一般職の非常勤職員がでございます。勤務時間や勤務日数には大きなばらつきがありますが、これらの職員を全て非正規職員という位置づけで見ますと、8月1日現在で非正規職員の占める割合はおよそ35%となります。ただし、正規職員と同一の勤務時間である臨時的任用職員で見ますと約10%で、その他は学童保育やこども園の一時保育などの保育教諭、介護認定調査員などの短時間勤務職員となります。

4点目のメンタル的な対応はどのようにしているのかとの御質問ですが、職員のメンタルヘルス対策として、予防の観点からは職員みずからが自分の心の健康状態を把握するためのストレスチェックを実施しているほか、産業医による相談を初め、市町村職員共済組合の相談窓口の利用を案内するなど、職員がいつでも相談できる環境の整備を進めております。また、職員が病気休暇を取得することとなった場合には、病状やその経過を定期的に確認し、病状が回復してきた段階においては、職場復帰に向け試し出勤の計画策定や実施など、適宜適切な対応に努めているところであります。

5点目の職員研修の実施はどのようにしているのかとの御質問ですが、時代とともに変化する住民ニーズやさまざまな行政課題に対応し得る職員を養成するため、採用時から昇格に合わせた階層別研修や税務事務などの専門的知識の習得を目的とした各種専門研修を実施し、職員の職務遂行能力の向上を図っております。また、公務員には欠かせない法制執務に関する研修やコンプライアンス研修など、公務員としての資質の向上を目的とした研修も行っております。

次に、平和事業の取り組みについてお答えいたします。

積極的な平和事業への取り組みについての御質問ですが、本町では、昭和63年3月15日に非核平和都市宣言の議決を受け、同年7月20日に宣言を行っております。核兵器の廃絶と恒

久平和は、まさに全人類の共通の願いであり、唯一の被爆国である私たち日本国民が、その実現を全世界に訴えていかなければならないものと考えております。私も今回の長崎で行われた平和首長会議並びに平和祈念式典に加盟都市として参加してまいりました。

以上で、私からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 私のほうからは、教職員の働き方につきましての御質問に対し、お答えさせていただきます。

1点目の勤務実態についての御質問ですが、本年度の町内小・中学校教職員の勤務実態については、1カ月の平均時間外勤務で約65時間となっております。この1カ月というのは20日で計算をしております。その業務内容につきましては、教材研究を初め、児童・生徒への指導、保護者対応、また成績処理等が主なものとなっております。

2点目の外国語授業導入による教員の負担増についての御質問ですが、平成32年度から小学校では新学習指導要領が全面実施されることにより、これまで取り組んできております外国語活動が5・6年生で英語の教科として取り扱われることとなります。このことを受けまして、平成30年度と31年度は、その円滑な実施に向けた移行措置期間とされており、平成30年度には、5・6年生で50単位時間、また3・4年生で15単位時間程度が導入される予定となっております。

新学習指導要領を展開するに当たりまして、教職員に対する急激な負担抑制及び指導資質の向上を図るため、千葉県教育委員会では、小学校教職員を対象とした研修会を計画的に開催するとともに、英語科免許取得講習会もあわせて実施しております。

3点目の非正規教員の割合についての御質問ですが、本町に勤務しております小・中学校教職員は、本年4月時点で80名、そのうち講師は4名が配属されておりましたが、今現在は産休や育児休業の教職員の関係などから、81名の教職員のうち配属されている講師は9名となっております。教職員全体に対する比率は、年度当初の5%から11%に増えております。

4点目の臨時職員の給与基準についての御質問ですが、千葉県職員の給与に関する条例の教育職給料表（二）に基づいて給付されております。給与表は同一のものであり、年齢や経験年数が考慮され、級号で示されております。例としまして、正教職員の初任者の給与ですが、2級17号の20万6,900円で、同年齢の講師は、1級25号で20万5,100円となっております。

5点目の臨時教員の勤務実態についての御質問であります。正規の教職員と講師の職務

内容については、基本的に差はありません。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。再質問を行います。

九十九里町も勤務時間平均週65時間ということで、今言われているんですけども、例えば教職員の勤務時間をつかむというのは、タイムカードとか、あるいは学校によってはタイムカードによってきちんとつかんでいる、あるいは報告や点呼、目視で管理者が確認するということになっているんですけども、九十九里町の場合はタイムカードの導入ということは考えられないのか。それと、この中央教育審議会の中でも、今、タイムカードの導入をいろいろ検討されているようですけども、九十九里町はどうでしょうか。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

教職員の勤務の把握の方法ということでの質問だと思います。こちらにつきましては、今現在、県から配布されております出勤簿、これをもとに校長・教頭がその確認をさせていただいているところでございます。また、あわせて警備関係の出退勤の確認等でその確認をさせていただいているところでございます。

確かに、今、国のほうからタイムカードの導入についていろいろと指導が入っているところでございますが、教育現場のほうとその辺は確認をしながら、今後その導入については判断していきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

これから、まして外国語授業が入って15時間増える。先ほど、じゃ教職員を増やすのかという質問に対してはお答えがなかったので、それは千葉県の方の管轄だとは思っています。

でも、現場の先生方の、やっぱり今の異常な働き方というのは、やはり現場の声、下からきちんと県の方に上げていかなければいけないと思うんです。それは校長会や何かがあるので、きちんとそれは声を上げてほしいと思います。

それと、タイムカードに関しては、学校長の判断でできるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） タイムカードの導入については、今議員がお話しされ

たとおり、校長の判断で導入が可能となります。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 今、先生方がこの九十九里町でも64時間だと、そして臨時非正規教職員が約11%、1割という、こういう実態の中で、本来足りないから、それだけ非正規雇用の教職員を雇用しているわけなので、そこはきちんとつかんでおかないと、外国語授業が始まったときに、対応は大変だと思うんです。ぜひタイムカードによって勤務実態をつかんでいただきたいと思います。それは、強く要望いたします。

また、平成32年度から、新学習指導要領で15時間の小学校での英語授業が正式教科になります。先ほど、研修あるいは英語に関しての免許の取得というような説明が教育長からされましたけれども、この今ね、教職員の長時間労働が深刻になっている中で、また教職員に対して、英語の、あるいはそういった余分な研修や何かをするということに関しては、そういう心配はないんですか。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

○教育長（中村誠一君） お答えいたします。

まず、基本的なことを押さえたいと思いますが、現在5・6年生が、これは必修で行っているんですが、外国語活動ということで、実際には英語なんです、これを現在は年間35時間、つまり1週間に1時間単位時間で実施しております。これが32年度から外国語活動という名前ではなく、英語教科という正式な教科になります。それで、町内の各小学校におきましては、町のほうからALTの教師を各学校に派遣しております。それで、そのALTの先生と学級担任が、現在週1時間英語の活動をしております。

ですから、32年度から正式な教科に5・6年生はなるんですけれども、現在行っている活動の一つは延長ということも含めて、さらに今度は基本的なことも勉強しますので、先ほど谷川議員のほうからお話がありましたように、研修会、それから先進校のほうへ職員を派遣して研修をしたりというようなこと、それから希望する教職員につきましては、中学校の二種の英語の免許、それを取ろうというようなことで、今、進めているところであります。

いずれにしましても、九十九里町の英語につきまして、外国語活動なんです、すばらしいALTの先生が2人、小・中学校に派遣されまして、ほかの市・町に対して自信を持って勧められるような体制が今整っておりますので、これらを今後も進めていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 谷川です。

そのALT、今2人先生がいらっしゃると思うんですけれども、このALTと今度新たに先生に研修を受けてもらって、そしてそういった知識をつけるということなんだろうけれども、そのALTを今活用している以外に、どのくらい先生に負担がかかってくると思われ  
ますか。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

○教育長（中村誠一君） 新しい学習指導要領につきましては、5・6年生で年間70時間、つまり週に2コマを5・6年生は予定しております。それで、3・4年生につきましては、英語の教科ということではなくて、現在5・6年生が行っております外国語活動ということで、35時間、週1時間ですね、それを行うことになっております。

それで、今現在もそうなんですが、学級担任とALTがチームティーチングで子供たちと英語の歌とか、ゲームとか、簡単な会話とか、それを現在行っております。

ですので、今行っていることにプラスアルファという形になるんでしょうか、さらに今度は文科省のほうから新しい教科書ができますので、それらを十分踏まえて指導していくというふうになるかと思えます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） まあ、何にしても、先生方にしてみれば大変だと思うんですね。新たにまた英語のそういった改めて研修を受けて、そしてそれを授業で生かすと。でも、責任を持って子供たちに教えるということは、そんないいかげんなことではないと思うのでね。ですから、今回文科省では、2018年度の公立小・中学校の教員定数を3,800人増やすような予定でいるようなんですね、予算を見ると。

ただ、現実的には、今言ったように、11%の非正規雇用の教員がいて、また九十九里町も週64時間という超過勤務の、それもきちんとした数字ではないと思うんですね。今言ったように、報告や点呼、タイムカードで時間をはかっているわけじゃないので、それも週64時間というのは、果たしてどこまで正確な数字なのかなということを私は考えると、またそこに新たな授業が入るということに、大変、先生方の負担や何かに心配があるんです。

ですから、やはり現場の声が一番大事なので、きちっと先生の増員を県のほうに要求するなり、あるいは必要な手当、財源をきちっと要求してほしいと思います。

次は、町職員の働き方についてお伺いします。

23条 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、服務規程12条4項の時間外勤務復命書によっ

て、職員が実際に勤務した時間を基礎として支給するものとするというふうになっていると思うんですけども、時間外手当は、実際どのようになっているんでしょうかね。どのように支払われて、どのように把握されているのか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 今度は、町職員の関係での御質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員の勤務時間外の勤務に関してでございますけれども、勤務時間外の職員の管理につきましては、職員の退庁時間の管理につきまして、服務規程に基づき、退庁時に当直に届け出を行い、この当直日誌に記録をされる。これで、退庁時間前・後の職員の当直、退庁が把握されております。なお、勤務時間中の職員の管理については、服務整理票という簿冊を使いまして、出勤、それからお休み等の管理を行っているというところでございます。

それから、職員の時間外勤務手当の支給に関してでございますが、公務員にとって、時間外勤務の規定でございますけれども、まず、地方公務員法に職務専念義務という規定がございまして、職員は、勤務時間中、全知識、全能力を挙げて住民福祉のため、職務を遂行しなければならないと規定されております。これが、職務へ対応する職員の気構えをあらわしているところでございますが、例えば業務の実施の必要性や行政サービスを提供する関係から、休日ですとか、時間外に業務をする必要というのが出てきております。

これに関しましては、サービスの管理責任者であります各所属の所属長の権限により、勤務の命令をまず発します。その命令を発せられた勤務を実行・遂行し、仕上げた結果として報告書を提出されると、これに基づき、時間外勤務手当が支給されると、規則的にはそのようになっています。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

この時間外勤務復命書というのは、年間どのくらい上がっていますか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 数的に申しますと、1人何件で何カ月とかというふうに捉えていないんですね。時間外勤務の勤務手当支給に当たっては、給料時にそれを計算し、給料に加算し支給するという法則をとっておりますので、必ず時間外復命書は総務課の給与担当へ上がってまいります。

件数のほうにして細かいことはちょっとすみません、今、手持ちにありませんけれども、

一番よく出てくるのは、時期的に税の申告期間中における課税担当職員の時間外、時期的に言うと2月、3月ですね。それ以外に、各課において1年のうちに決まって、この時期にこの事業を休みの日とかにやらなきゃいけないというものについて、基本的には時間外命令が発せられ、復命書が提出され、給料に加算されるというふうになっております。

すみません、数が手元になくて申しわけありません。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） これ、服務命令書というのがどのくらい上がっているかというのが、私はすごく大事なことだと思うんです。というのは、結構遅くまで仕事されている職員もいるんです。だから、先ほど言った地公法によるこの心構えというんですか、職員の心構えだけで本当に解決する問題なのかと、現実的ね。職員が仕事ができないから時間外になるんだというのは、ちょっとそれは違うんじゃないかなと思うんです。

それと、例えばどうしても仕事をしなきゃいけないと、命令がないけれども、やらなきゃいけないといった職員に対しては、どうなんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） あくまでも時間外勤務の手当ということに関して申し上げますと、先ほどから申しましたとおり、管理職の命令が発せられない限りは、手当が伴うことはございません。

ただ、手当が伴わなくてももの対応例としましては、例えば休日を出勤し、休日というのは土曜日、日曜日と、公務員は、週休日と扱います。これは休みという考え方もありますが、公務員の場合は勤務の必要性があった場合には、勤務をしなければいけない日とされております。休日というのと別に、土日は週休日という形で公務に当たる。こういう関係上、週休日、土日に仕事をするということは、公務員にとっては、これはやらなければいけないということなんですけれども、あくまでもその命令が発せられてから実施するというところでございます。

ただ、先ほどから申しましたとおり、サービスを管理する管理職につきましては、その命令の発し方、それから課内、係内の職員の業務量のバランス、それとか業務の遂行性を踏まえた中で、課内、係内での調整をしていただくということを管理職にはお願いしております。さらに、これが業務量等が特別に増えた場合については、当然その業務量に見合った職員数というものが出てくると思いますので、御質問にはございませんが、よく職員の定員管理というお答え方をさせていただいておりますが、その辺を含めた業務量に見込んだ定員管理を努

めていかなければならないのかなと、総務課としては考えております。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） その定員管理の話なんですけれども、この九十九里町は、類似団体と比較しても、超過数がマイナス18人になっていますよね。これは平成26年4月1日現在のだと思うんですけれども、超過率が13.2%、これ、類似団体との比較の中で、このようになっているんです。ということは、九十九里町は、18人、類似団体より職員の数が少ないということになっていて、こういう状況の中で、2000年ですか、地方分権一括法の中で、事務委任が職員に大分おりてきている。たしか百何種類だか、おりてきていると思うんですよ。

そういった実態の中で、機構改革とあって、課の統合をしたり、人員も大分減らしていますよね。こういった中で、その地公法がこういうふうになっているから、時間外でやるべきです、土日は週休ということで、公務員は仕事をしなければいけないというような話だ、そういうお答えをいただいたんですけれども、やはり公務員といっても労働者ですから、労働基準法をきちっと、公務員だからこそ守らなきゃいけないし、賃金もきちっと、労働基準法に見合った日曜・祭日出勤手当、あるいは時間外の手当というのは考えなければいけないと思うんです。

この中で、平成20年度に機構の見直しを実施したが、今後においても随時見直しを行い、適正かつ弾力的な職員配備を行うという、この説明をちょっとしていただきたいんです。というのは、見直しを実施したけれども、今後においてもまた随時見直しをしますよということとは、随時財源を、公務員の財源を減らすためにまた公務員を減らしますよ、職員を減らしますよという意味なのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○議 長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、お答えをさせていただきます。

谷川議員に御心配いただいているとおり、本町の職員は、団塊の世代の職員が抜けていって、その機会に職員数を減らしていったと。これは全国においても、本町に限らずどこの市町村もそうなんです、今でいうと三位一体改革における財源移譲が行われない事業がおりてきた、権限委譲が行われた。その段階で、各市町村においては、財源が確保されないまま業務量が増えた中に対応していくと、こういうのが起きてきたんです。

ちょうどこの辺から、職員数を下げなければいけないというのが、日本全国の市町村の命題として起き、本町も同じようになっている。やり方とすれば、団塊の世代の退職にかかわ

る採用を半分にするとかいう手法をとってきたわけです。

今、議員が御質問されていたとおり、本町においても、平成17年、18年の機構改革に合わせて組織の見直しをかなりしてきました。団塊の世代ということですので、管理職の数を下げするために課の統合をしてきた。議員おっしゃるとおり、課の統合をすることによって、業務がある程度集約をさせられる。そうすると、行政サービスに対するマイナス面も出てくるというのがあります。

ただ、今本町が取り組んでいるのが、今年から行政改革大綱に基づいた5年間のプランとして実施をしていく。その命題の中に、業務の改善に合わせて組織機構の見直しというものを入れております。これの意味とすれば、今言っていた、17、18年にやった機構改革に伴う弊害、これは弊害というのが妥当かどうかわかりません。その後の事務が国や県からおりてきて業務が増えたということもありますし、住民の行政へのニーズが増えてきて、サービスの仕方を変えなければいけないという、こういう要求があった。それをもとにして、これから、少ないながらも住民サービスが効率的に生まれるように組織機構は見ていく。

ただ、職員数についてでございますが、先ほど申しましたとおり、業務量が増えても職員数は上げないという考えは一切ございません。ただ、行政サービスに当たる人件費の問題を考慮しつつ、業務量に見合った職員を配置するという定員管理の考え方は、方向性を少し変えながら考えていかなければならないと思います。決して、減らしたまま業務量を増えたものに対応しようとは思っておりません。その辺、今後いろいろと御協力をお願いすると思っておりますけれども、業務量に見合った定員のあり方を模索しながら、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 谷川議員に申し上げます。通告からちょっとずれましたので、またもとへ戻してください。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 今、人数は変えないけれども、業務の内容によって配置をしているという、そういった説明だと思うんですけども、そういう説明ではない。

平成17年と現在を比べると、職員の数が大分減ってはいますよね。その事務委任がたくさんおりてきているということで、この、もともとの数を増やさずに、そういった業務に応じてもし増やしているのだとしたら、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、説明をもう一度お願いします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 改めてお答えさせていただきます。

現在の職員数のまま当たっていくという考え方ではございません。やはり行政サービスのあり方、それから仕事の業務量に合わせた中で、職員数を見ていかなければならない。決して減らすとか、今のままじゃなくて、必要があれば増やすということも考えていくということとは行っていきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 平成17年には職員数が183人いたんですよね。平成27年では156人と、大分数が減っているんです。

先ほどから何度も言うようなんですけれども、地方分権一括法という法律の中で、どんどん仕事が増えている。先ほど課長がおっしゃったように、介護保険制度も3年ごとに事業の見直しがあり、そして今まで国がやっていたことが地域の総合事業の中に入っている。それから、認定こども園にしてもそうだし、あるいは国保の問題も広域化になることによって、決して町の職員の負担は軽くなるということではないと思うんです。

ですから、職員をまずきちっと増やすということ、多分組織の見直しはされると思うんですけれども、今そういった弊害が出ているということをもまず認識していただきたいと思うんです。ただ減らせばいいということではない。確かに、総務課長がおっしゃるように、各個人個人の能力というのはいろいろあるので、全てが課長や何かと思うような結果を出せるわけではないと思うんです。でも、それをやはり補い合いながら、あるいはそれを指導しながら職員というのは成長していただかないと、住民が困るんですよ。

ですから、そういったところで、弊害が出ているので、その弊害に対して、今後は職員の数を増やすということも考えられているのかどうなのかということと、それから、そういったきちっとした復命書というのが出ていない職員がもしね、仕事をして、例えばけがをしたりとか、そういった場合はそういったのが出ていなくても、勤務時間として扱うのかどうなのか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 職員数に関しましては、先ほど、加えて答弁させていただいておりますけれども、業務量に見合った職員が必要であれば、増員というものは当然あるものと思っております。

例えば、これからの権限移譲で、県が持っていた仕事が丸々一つ落ちてくるとかというこ

とになると、完全に業務量は増加します。この場合についてなんかは特に考えなければいけないと思っていますし、決して減らそうなんていうことは思っていない、見合った中で必要であれば増やすということ、これは間違いなく考えていきたいと思えます。

あと、あくまでも時間外の手当の関係に関してですと、やはり命令が発せられるというのが一番の基本でございます、これだけは御理解いただきたいと思えます。ただ、けが等が発生するということが起きないように、庁議の中でも各管理職については、その状況だとか勤務を管理職は確認してくださいと、で、必要であれば命令は発してくださいというふうにお願いをしておりますので、くれぐれもその辺はないことを祈っておりますけれども、対応を図っていきたくと思っています。

以上です。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 私も、夜よく前を通るんですよ。そうすると、遅くまで明かりがついている。この職員たちは、きちんとした給料をもらっているのかなというような思いで、私は見ているんですけどもね。ですから、官製ブラックにならないように、今ブラック企業というのが大きな問題になっているので。

もう1点、最後にお伺いしたいんですけども、課の廃合がされて、何か特に保健福祉課なんか行くと、狭い中でかなり、今、課長が2人いるんですけども、働く環境の悪化がすごく感じるんですけども、そういった環境悪化に関してはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 職員の執務環境についての御質問だと思います。

確かに、議員おっしゃるとおり、保健福祉課から社会福祉課と健康福祉課の2課に分かれました。確かに業務量が増加することもありまして、1課だけでは守備範囲がもう務まらないと、やっぱり分けたほうが守備範囲がよくなり、住民サービスも細かいことが行えるということで、本町においても1課だったものを2課に振り分けたと、そういうこともあって、今の保健センターの執務室は、2課に分けただけに限らず、それ以外の非常勤職員ですとか、給付金にかかわる臨時的な職員がいたりということで、かなり手狭にはなっていると思っています。

御存じのとおり、我が本町の職場については、スペースがもう限りある中で動かしておりますので、場合によっては執務環境のあり方は各課長と協議をさせていただきながら、庁舎管理の企画財政課が隣にありますけれども、うまい活用の仕方を模索しながら当たっていき

たいと思います。

以上です。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

やはりね、財源のことを考えると、課長にしても仕事はさせなきゃいけないけれども、そういう復命書というのが出しづらいとか、上にあげづらいという部分も現実的にはあると思うんですね。ですけれども、そういった職員が安心して働けるような、労働基準法に基づいた働き方をぜひさせていただきたいと思います。今、地方分権一括法だとか、機構改革の弊害が出ていると私は思うので、そこはよく現場の声を聞きながらやっていただきたいと思っています。

最後に、平和事業についてお伺いします。

近隣自治体では、8月、例えば山武市も東金市も大網白里市もそうなんですけれども、毎年自治体独自で原爆写真展、あるいは折り鶴を送るような、そういった事業に取り組んでいるんですけれども、九十九里町はそういった事業に関しては、今までどのような対応をされてきたんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 私のほうでとりあえず、教育委員会。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

（午前10時57分）

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

---

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 平和事業の取り組みについてということで御質問をいただいております。

先ほど、町長答弁にございましたけれども、本町におきましては、昭和63年に非核平和都市宣言の議決をいただいて、その後宣言をしたところでございます。核兵器の廃絶と恒久平和が、唯一被爆国であります日本国民にとって、その実現を全世界に訴えていかなければな

らないというのは、これは日本国の国民全てがそう考えていることだと思っております。

ただ、御質問いただきました、自治体独自の原爆被爆に係る写真展ですとか、折り鶴に関してと申しますと、申しわけありません、そういった関連では、事業は今までやったことがございません。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 実は私のほうで、今年2日間だけなんですけれども、中央公民館のロビーをお借りしまして原爆の写真展をやったんです。結構、皆さん見に来ていただいて、親子連れの方もたまたま来ていただいたんでしょうけれども、そのアンケートのノートには、子供が率直に原爆は怖い、戦争は怖いといったような書き込みもされているんですね。

今、平和というのが大変重要になってきていると思うんです。子供たちに、戦争のない平和な世界を引き継がせる、伝えていくということは、大変事業としても重要だと思うんです。ぜひ、今後こういった取り組みをしていただきたいという要望をしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 平和活動への取り組みの御質問でございますが、先ほど町独自では活動はしていないとお答えをさせていただいておりますが、平和行政の取り組みといたしましては、各種平和行進の後援ですとか激励、各種団体による平和的な社会の実現に向けてに関する事業等の後援等を行わせていただいているというのは、実際の話です。また、平成25年度からは、世界恒久平和の実現を目的とした平和首長会議の趣旨に賛同し、加盟しております。

今後も、平和首長会議とともに協調をしながら、恒久平和の尊さを訴え続け、あわせた啓蒙啓発活動に取り組んでいきたいと、本町としては考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 積極的な対応をお願いいたします。

それから、これが最後にまとめになるんですけれども、今、北朝鮮は昨年9月に続く6回目の核実験を強行しました。北朝鮮の核実験は、今年だけでも13回行った弾道ミサイル発射とともに、世界と地域平和と安全にとっても、大変重大な脅威でありまして、国連安保理決議、6カ国協議共同声明、日朝平壤宣言にも違反する、全くひどい暴挙です。

国際社会が追求している対話による解決に逆行する行為であり、核兵器禁止条約の採択、核兵器のない世界を求める世界の大勢に逆らうものであります。私たちは、これを糾弾し、そして平和事業活動を積極的に希望いたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は11時10分です。

(午前11時02分)

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

---

○議長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により4番、古川徹君。

(4番 古川 徹君 登壇)

○4番（古川 徹君） 4番、古川徹です。

議長の承認をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今議会の質問は、大項目2点でございます。

海の駅九十九里に係る今後の運営方針と観光振興策・産業振興策について。

①現在、指定管理者として施設運営をされている商工会が、今年度をもって運営から退かれます。今後の運営は、指定管理者の募集をして行うという行政の説明を受けたわけではございませんけれども、この際、条例改正等をし、第三セクター等での運営や、さらには道の駅の登録認定を受けて行えるようにするのが望ましいと私なりには考えますが、そのための整備も含め、町の考え方や今後の方針を再度お聞きしたいと思います。

②につきまして、海の駅九十九里の隣接地に広い公園施設の設置や観光名所めぐりを家族で楽しみながら乗る乗り物、タイ国や沖縄県で人気車のトゥクトゥクを企業誘致としておりますけれども、企業紹介を以前に推進いたしました。海浜公園施設の設置を県に要望してくれた、その進捗状況や、このトゥクトゥクの駐車スペースをどう提供、協力しながら、どう観光振興につなげていくのか、町の考えをお聞きしたい。

③出品者が町内より町外のほうが多い状況だとお聞きしております。その理由はなぜなのか、漁業、農業の地元産品、これに対しての、この魅力発信基地となっておるのか、産業振

興につながって寄与されておられるのか、お聞きしたいと思います。

④に、今期の夏期海水浴場観光客数、例年を比較してどうだったのか。今年度は、8月に入ってからあのような悪天候があったわけではございますけれども、海の家を経営される方々に相当な悪循環というか、商売上よくなかったと思います。そういうようなことも含め、また、今後の課題について、お伺いしてまいります。

大項目2点目、産業道路に関する冠水被害対策及び作田納屋産業道路排水路内の雑草・害虫対策について。

①全国各地で発生している冠水被害、決して人ごとではありません。本町でも、ゲリラ豪雨や台風時に、産業道路沿いの粟生納屋地区から小関納屋地区までの区間において、冠水被害が発生しておりますけれども、この問題に対する県への要望状況等をお聞きしたいと思います。

②作田納屋地区の産業道路排水路内に雑草が生えて、夏場には蚊の発生、いわゆる害虫ですね、蚊の発生などがひどく、非常に住民が困っている状況だが、町として対策はどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

以上、2点についてお伺いしてまいりますので、行政の明快な御答弁を求めます。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（高橋 功君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えします。

初めに、海の駅九十九里に係る今後の運営方針と観光振興策・産業振興策についてお答えいたします。

1点目の、海の駅九十九里の今後の運営についての御質問ですが、いわしの交流センター設置及び管理に関する条例により、指定管理者に管理を行わせることとなっておりますので、公募により指定管理者の募集をしたいと考えております。御指摘をいただきました、第三セクターなどに管理運営をさせる方法につきましても、交流センターの建設に当たって要望書をいただいた関係5団体等から意見をお聞きしたいと考えております。なお、道の駅の登録に関しましては、登録要件や効果などを引き続き調査してまいります。

2点目の、地域振興拠点である海の駅九十九里周辺を活用した観光振興についての御質問ですが、三輪自動車トゥクトゥクの企業誘致に関しましては、企業からの提案があった際に

は前向きに検討し、本町の観光振興につなげてまいりたいと考えております。また、海浜公園施設の設置は、漁港整備計画で用途が定めていることから、早急な実現は困難であります。しかしながら、海の家九十九里を利用されるお客様からも、公園をつくってほしいとの声があり、エリア全体の魅力アップを図っていくためにも、漁港管理者である県に引き続き要望してまいりたいと考えております。

3点目の、出品者が町内よりも町外の方が多く理由と、漁業・農業の地元産品がどう産業振興につながっているのかとの御質問ですが、出品者が町内より町外のほうが多い理由といたしましては、お土産品の事業者が本町に少ないことが要因となっております。しかしながら、農水産物の出品者については町内の割合が高いことから、町内の産業振興につながっていると考えております。

4点目の、夏期の海水浴場観光客数と今後の課題についての御質問ですが、海水浴場開設期間の海水浴場入り込み数は約21万2,000人となっており、昨年と比較いたしますと4.2%の増加となっております。今後の課題といたしましては、本町の観光の果たす役割は大変重要なものであると認識していることから、観光客のニーズに応じた取り組み等について、町観光協会などの関係団体と協議し、より一層観光振興に努めていきたいと考えております。

次に、産業道路に関する冠水被害対策及び作田納屋産業道路排水路内の雑草・害虫対策についてお答えします。

1点目の、産業道路の冠水対策についての御質問ですが、町では産業道路を所管する千葉県山武土木事務所に、以前から冠水対策の要望を行ってまいりました。今後も引き続き冠水被害の軽減を図るため、県と協議を重ねてまいります。

2点目の、作田納屋産業道路排水路内の雑草・害虫対策についての御質問ですが、不定期ではありますが、排水路内の雑草の除去を実施しており、これにより害虫の発生を軽減しております。今後も、排水路内の環境保全に努めてまいります。

以上で、古川議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

それでは再質問をいたします。

最初に、指定管理者の商工会が、先ほども言いましたけれども、今年度末をもって運営から退かれます。町の今後の方針は、今、町長も述べたように、指定管理者で公募を図ってきたいということでございます。

再度、この指定管理者として募集をするということですが、この施設が建設され、指定管理者の募集をかけたところ、4者の応募申し込みがあり、うち3者が辞退され、最終的に1者の商工会さんが指定管理者として運営することで決まりました。そのような状況から、再度指定管理者の募集をして、今から間に合うのか。平成30年3月31日までに、遅くとも来年ふたあけの1月、2月にはもう決定していきやいけないこと、その指定管理者が決められる見込みや自信があるのか、答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

正直なところ、不安です。間に合うかどうか分からない状況です。ただし、指定管理者じゃなくても、緊急やむを得ない状況においては、九十九里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例10条2項で、直営でやることも可能となっておりますので、その辺も加味した上で検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

はっきり言って、不安だと思います。時間がないから、私もこのような提案をしているところでございますけれども、この提案をしたからといって、必ずしも見つかるわけでもないもので、確約はできませんけれども、少し、前期でも言ったように、窓口を広げたほうがいいと思います。

第三セクターといっても、よその業者を入れるんじゃなく、経営自体がある程度この2年間やってみて安定してきているわけですから、地元の企業者、そういったことを取り入れていけば、その企業からの知恵もいただけることでありますし、今、課長が言ったように、最悪の場合は行政が担ってやっていくような、これは第一セクター、そのような形になると思いますね。公共団体がやるわけですから。そうなる前に、そのようにしたほうがいいんじゃないかとお聞きしたんですけれどもね。

再度お聞きしますが、先日に行われた全員協議会で提案しました第三セクター方式等に条例改正をして、さらに軌道に乗せるためには、道の駅の登録認定を受けられるような整備も含め、行おうのが望ましいとお伝えしております。

そのようなお考えがないのかあるのか、先ほど、町長からは、これから検討していきたいと、第三セクターに関しては関係5団体と意見交換等を行っていきたいという答弁をいただきましたけれども、このような取り組みをした場合のメリット・デメリット、どう検討

されたのかお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先ほど、町長答弁でもありましたとおり、基本は公募による指定管理者を募集していきたいと考えております。ただし、議員が以前から御心配してくださっているように、近隣ではみのりの郷東金、オライはすぬま、風和里しばやまなど、企業組合を立ち上げ、その企業組合が指定管理者となり、管理運営を行って、大変にぎわっていることも承知しております。

このようなことから、企業組合や第三セクターなどの管理運営に行わせるにつきまして、交流センターの建設に当たって要望書をいただいた関係6団体、現在は5団体ですけれども、意見を聞きながら検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、道の駅化についてですけれども、道の駅化の、既に御存じだと思いますけれども、目的につきましては、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することが目的とされております。登録の要件は、駐車場、トイレが24時間利用が可能であることや、道路及び地域に関する情報提供及び文化・教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設を設けることなどが要件となっております。

メリットとしては、全国にある道の駅の一つとしての位置づけ、市販地図にも明記されるなど、多種への波及効果が期待され、地域のPRが可能となることと聞いております。まさに、みのりの郷東金が道の駅化により集客増になったと聞いております。

しかし、海の駅九十九里の場合、他の道の駅に比べ、夜になると人通りが少なく、24時間駐車場を開放することにより、防犯上の課題や車中泊による周辺への騒音問題、ごみの廃棄など、マナーが問われる事案が他の道の駅で発生しているとも聞いておりますので、今後も引き続き検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

道の駅の取り組みは、整備等を含め、すぐには取り組めない難しいことだと思います。しかしながら、不可能なことではないと思います。認定を受けることが必要な駐車スペース、おおむね20台以上の確保、20台といっても、やっぱり50台から100台ぐらいの整備が必要となってくると思います。また、公衆トイレが10基以上で、その駐車場からトイレに行くバリアフリー化された経路、そして案内サービス施設の設置か、電話の対応で道路情報や周辺情

報の地域情報に極力努めるとなっております。それから、各案内板の設置、またトイレ等のベビーチェアの設置、また公衆電話の設置。

今、課長が心配されている問題は、防犯カメラ等で対応はできないのでしょうか。また、公園やマリーナ等が隣接地にあるなど、本町には非常にやりやすい感じだと思います。

順次、整備を進め、海の駅九十九里を魅力発信基地の軌道に乗せ、集客率を向上させ、町で御商売をされている全体が潤う相乗効果をもたらすためにも、これは必要不可欠な取り組みだと思います。先ほど課長も言っていたように、直近では東金市のみよりの郷が道の駅に登録してから、かなりの集客数の向上につながっているわけでありまして。ぜひ、十分な検討と実行をお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、海の駅九十九里の隣接地に海浜公園の設置や、先日に課長とも御相談をした、タイや沖縄で人気車でもあるトゥクトゥクを海の駅九十九里の駐車スペースで提供し、その乗り物を家族で楽しみながら、本町だけと限らず近隣の観光名所めぐりや、このビーチラインを利用したものとか、そして黒潮踊るこの太平洋の大海原を一望できる波乗り道路のドライブと、車両には窓がなく開放感があって、夕方から夜間にかけては車両全体がLEDのイルミネーションで輝き、町の中が大変明るくなりまして、観光振興、また町の活性化と、この辺では見られない、やっていない取り組みで町への交流人口増につなげることなど、町と企業とのコラボレーションで、お互いがウイン・ウインで観光振興につなげる。

そのような狙いが私にはありますが、どう鑑みるのかお聞きしたいのと、そして広い海浜公園の設置を県に要望してくれたと課長から聞いておりますけれども、その進捗状況、まだ時間がかかると言っていましたけれども、どのような状況なのか、もう一度お聞かせください。

○議 長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えいたします。

トゥクトゥクの件ですけれども、三輪自動車トゥクトゥクは、普通免許で運転が可能であり、親しみやすい外見から人目を引くことにより、当町の新たな観光の目玉として有効なコンテンツだと考えております。このようなことから、企業からの事業展開の提案があれば、駐車スペースの提供等を前向きに検討していきたいと思っております。さらに観光協会へ加入していただくことにより、観光協会のホームページやガイドブック等を通じて情報発信等もバックアップすることも可能だと考えております。

それと、海浜公園の進捗状況という御質問にお答えさせていただきますけれども、昨年度

から、県に対して片貝漁港内の漁港整備事業未着手用地に海浜公園をつくることができないか、相談をしております。

県の話では、片貝漁港内の用地は、漁業者が漁業活動に必要な用地を確保することを最優先した土地利用計画が定められており、当初の計画から公園施設の設置の計画はないことから、現在の片貝漁港では飯岡漁港のように公園施設をつくることができないということでございます。ちなみに、飯岡漁港の公園施設につきましては、漁港用地の土地利用計画において、漁港管理整備用地、指定地用地ですね、要は公園用地として当初から計画されており、公園設備がされたものであり、整備は県が実施し、施設の管理については、旭市が行っているということでございます。

このような理由から、先ほど町長答弁のあったように、早急な実現は困難であると考えております。しかし、非常に難しい状況ですが、全く不可能な話ではなく、土地利用計画の変更が認められれば、片貝漁港内に公園施設をつくることのできるということで、引き続き、県に対し要望をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、昨年度なんですけれども、単年度で使用許可になりますいわしの交流センター前の漁港整備事業未着手地、約2,000㎡を訪問者の憩いの場、多目的広場として借りたところがありますが、遊具等の設置ができないか協議しているところですので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

ということは、課長、県のほうは、今現在だと、計画を変更しない限りは設置はできないということでございますよね。ならば、今現在、漁業関係者の方々は、あそこで作業されていますか。する予定がありますか。そこをお聞きしたいのと、ならば、やはり観光客の皆様方が、町長が先ほど答弁いただきましたけれども、やはり広い公園が必要だよ、欲しいよということもありますし、私、以前から提案しているように、町の子供たちのためにも広い公園が何も無いわけです。そのような取り組みをすれば、地元のお客さんも自然にあそこよってくる可能性も出てくるわけですよ。

だから、これ、答弁しろと言ったってまた同じ答弁になると思いますから、答弁はいいとしますけれども、ぜひね、その計画変更を出してもらって、漁業関係者とも相談の上で、問題、支障がなければ、そのような計画変更を早くしていただいて、早期に公園の設置については進めていただきたいと思います。

それと、私もこのトゥクトゥクについては、初めは私も半信半疑の思いで考えていました、聞いておりました。果たして、こういう乗り物が本町には合うのかなど。

いろいろ調べたんですけれども、確かに人気があるんです。国内では、沖縄県や、先日の8月15日の千葉日報に掲載されたんですけれども、観光地宮崎県宮崎市の青島、ここで観光客に大人気で、夏期シーズンには1日中休みなく車両が稼働しているほどの人気度。

町といたしましても、駐車スペースの確保を、先ほど課長も、極力そのように最大限力を尽くしていきますということをお願いいたしました。また、ほかにもよい提案があるのならば、どんどん上げていただきまして、町の活性化につなげていただきたいと思います。

そして、広い公園の設置については、今、まだ時間がかかるようですから、粘り強く頑張ってくださいと思います。海の駅九十九里を通年型で来客していただくためには、早期に公園の設置や、これも前に提案しました、海を生かしたハマグリの潮干狩り、またマリナー事業などと、漁業関係者や地元の企業のコラボレーションで、町の魅力発信基地へとつながるように、これからも粘り強く推進していただきたいと思います。

次に、海の駅九十九里の直売所についてですが、出品者が町内よりも町外のほうが多いという状況で、地元産品より町外の品のほうが多い状況だと、前の質問のときにお伺いしておりました。現在はどうか。

私も、海の駅に行ったときは、一つ一つの確認までは、観光客の迷惑にもなりますので、しておりませんが、先般の全員協議会の中で、同士の先輩議員から、まだそのような状況で、地元の産業振興の妨げになっているようなことを言われておりました。それは課長も聞いておりますよね。

現状はどうか。野菜や果物、そして魚介類の全ての品の出品率は、町内・町外で何%の割合なのか、答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

8月末現在、出品者登録者数は104件でございます。この出品者の町内・町外の割合は、町内が44件、町外が60件となり、率では町内が42.3%、町外が57.7%でございます。

また、品目別で大きく4つに分かれるわけですが、1つ目として、農産物、21件で町内が11件、町外が10件。2つ目として、水産物、18件で町内が15件、町外が3件。3つ目となりますけれども、食料品、これは主にお土産になります、45件で、町内が9件、町外が36件。最後になりますけれども、4つ目としてその他としまして、キーホルダーとかそう

いった類のやつですけれども、20件で町内が9件、町外が11件です。先ほど町長答弁でもありましたように、出品者が町内より町外が多い理由は、食料品、主にお土産の出品者が圧倒的に町外が多いことが要因となっております。

それと、地域産業の振興につながっているかというような御質問の中で、昨年度の売り上げ状況について御説明させていただきます。28年度の海の駅九十九里、1階直売所コーナーの売り上げ金額は約1億2,703万円でございます。この売り上げのうち、水産関係の売り上げが4,393万円、全体の売り上げに占める割合が34.6%となっております。また、農業関係につきましては約1,226万円で、割合が9.7%となっており、水産・農業関係の合計の売り上げが5,619万円で、全体に占める割合が44.2%となりますので、このようなことから、地域の産業振興につながっているものと考えております。

以上です。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

依然として、町内の品が少ない状況である。増えているのは野菜のみということですよ。では、地元産品の出品が少ないものに限り、なぜ出品がされていないのか、理由をお聞きしたい。町としてどう捉えているのか。ないわけではないと思うんですよ。

先ほど、町長は、お土産品が町内には少ないようなことを言っていましたけれども、ないわけじゃないと思うんですよ。なぜ、そういうふうになっている状況かというのは、検討されているのかお聞きしたいのと、これも前の質問で提案しましたけれども、施設の出入り口やレジ周辺など、意外と目につきやすい場所に、なるべく地元の産品を陳列していただけるように、指定管理者の商工会にお願いして、地元の産業振興に寄与するようにと提案しましたが、現状はどうか、お聞かせください。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

分析については、正直わからない状況です。それで、出入り口に地元産品を置いたらどうだというような以前からの御提案につきましては、指定管理者であります商工会のほうに、駅長等にその辺は申し入れはしているところでございますけれども、区割りが決まっているような状況らしく、すぐに変更するのは難しいというような回答をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 古川です。

時間もなくなってきましたので、次に進めます。

そういうような、課長ね、出品者が少ないというのはなぜなのかという理由もこれから検討していただきたいと思います。地元の業者に十分な説明をして、このような形で出品できるんですよ、ぜひ出品してくださいという形で進めていただきたいと思います。

次に、今期夏期海水浴場観光客数はどの程度だったのかということでお聞きしたかったんですけれども、先ほど、町長答弁でいただきました21万2,000人ということで、昨年よりも4.2%の増だった。

私なりには、ああいう悪天候に当たっちゃったわけですが、8月の一番いい時期に。ですから、海の家を運営されている方々は大変な思いをされたんじゃないかと思っておりましたけれども、恐らくこの増えたというのは、サーファーのお客さんあたりが増えたんじゃないかなと思います。その辺をお聞きしたいのと、海の家を運営されている方々に、経営状況や今後の海水浴場に来客数を向上させる施策を観光協会等を含め、団体を含め、どのように進めているのか、また、いかれるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃったとおりだと、私も考えておりますけれども、今年度も8月が天候不順で晴れの日が少なく、海水浴客は減少しているところではありますが、2020年のオリンピックの関係で、サーフィンが種目になったことにより、サーファーが増えたことが増になった要因だと考えております。

それと、今後の海の家のある方につきましては、現在、取り壊し作業中で、今後、海の家の方々と会議をもちまして、その辺につきましては検討していきたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

私なりの考えは、家族やカップルで楽しめるイベント開催、宝探しやスイカ割り、また魚のつかみ取りや、またビーチフラッグ大会、そしてビーチバレー大会と、これは御宿なんかで非常に盛んになっています。あと、担当課のこの副主幹が、積極的に行動をとってくれているビーチサッカー、このようなものを小規模でも構いませんから、このような取り組み、

先ほども提案しましたトゥクトゥクを町営駐車場のスペースを提供してみるとか、あとはマリナ事業との連携などと考えますので、やるのは大変でしょうけれども、やらなきゃ変わりません。

ぜひ、関係者の方々と来年の施策を今から考えていただき、海水浴場観光客の集客率を向上させていただきたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

次に、産業道路に関する冠水被害対策及び作田納屋産業道路排水路内の雑草・害虫対策について再質問いたしますが、最初に、粟生納屋から小関納屋までの区間で、冠水状態になる区間が何カ所くらいあって、ゲリラ豪雨や台風時、そして満潮時と重なった集中豪雨時などにも冠水状態になる原因はどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 古川議員の質問にお答えさせていただきます。

粟生納屋地区から小関納屋地区で、冠水被害が何カ所発生しているかの質問でございますが、申しわけございません、数値的な資料は持ち合わせておりませんので、件数についてはお答えができません。あと、発生する場所に関しては、粟生納屋地域ですとか、屋形地域ですとか、小関納屋地域と、そういったところに発生するということは認識しております。

それと、原因でございますが、産業道路の排水にこの地域内の排水が流れて、それぞれ流末である真亀川、作田川へ流れる構造となっております。その構造の中で、産業道路排水へなかなかうまく流れないと、こういったものが原因であろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

では、その冠水被害に対し、迅速な対応はとれているのか、また緊急事態に備えた人員の確保が担当課以外にあるのか、御答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

冠水被害のときの対応といたしましては、エンジンポンプ、水中ポンプなどを使って、役場職員による強制的な排水、また、消防にお願いをいたしまして、消防自動車による強制排水といったような対応を行っているところでございます。

2点目の人員的な対応ということでございますが、まちづくり課の人員で不足する場合に

は、各課に応援というようなことで対応をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

そういった、小型の排水ポンプ、また消防団員の方々にお願いしての排水作業という形になりますけれども、町は、排水路の流末に大型の排水ポンプの設置で、この問題は解消・解決できるとお考えですよね。しかしながら、その大型排水ポンプを設置するには莫大な費用がかかるのと、ならばですね、すぐにでも、今までは、担当課に行ってお聞きしたのは、口頭でお話をして、説明をしてお願いをしたり要望をしたというお話を聞きました。

それだけではなく、やはり書面で緊急要望書みたいなものを提出するとか、または、これも何回も言いますけれども、行政と議会が、そして関係自治区区長と、陳情をやっていただけるまで何回でも行く行動を考えていただかなければ、自然災害は近年に多く見られている状況ですし、その冠水被害のために、関係自治区の住民はもとより、先ほど課長も言っていたように、消防隊員の関係者の方々は、仕事にも行けず排水作業に当たってくれている。

また、町の職員も担当課以外の職員が応援で対処されているような状況ですから、その負担をなくすためにも、今言った要望をどんどん上げていただく、要望、陳情していったほうがいいと私は考えますので、そのような行動を早期にとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、作田納屋産業道路排水路内の雑草と害虫の件ですけれども、周辺の住民から、私は5年くらい前より相談されてきました。今回、産業道路に関する質問をいたしますので、あわせてこの質問をお聞きしたいのですが、今までは、汚泥と雑草の問題が中心に相談を受けておりましたが、ここ数年間は、その雑草が生い茂り、先ほど、町長は、順次草を刈っている、除去してくれているようなお話はありましたけれども、そのようにしているのは、私には見受けられません。その雑草が生い茂り、そこから湧く害虫、この蚊の発生がひどく、住民が非常に困っている状況なんです。区も区民で何とかしようと相談をしたそうですけれども、とてもやり切れないような状況だそうです。

課長は、御相談に上がったときに、汚泥しゅんせつと、また雑草の除去をやっていただけるとのお話をいただきましたけれども、いつから始めていただけるのか、そして排水路には落下防護柵が設置してありますので、その取り外しや戻しで大変時間がかかり、全て一気にできないとのことですが、どのくらいのスパンでやっていただけるのか、お聞かせ

ください。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 作田納屋産業道路の雑草対策ということで、お答えをさせていただきます。

作田納屋自治区からも、産業道路の排水路に雑草が生えているということで、除去の依頼も上がってきているのは事実でございます。その依頼も受けてということもありますが、今後、早急に実施していくという予定であります。

ただ、議員おっしゃるとおり、作業をするに当たっては、防護柵を一旦取り外して作業をするというような状況でございますので、なかなか一気にかなりの距離を進めるというのが困難な状況もございます。それと、町の環境作業員により作業を進めることから、定期的にやれる状況でもないと、作業の合間を縫って不定期になりますが、実施をしていくということで進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

今回、どのくらいのスパンをやるのかということでございますので、その作業の進み方によって変わってくるものがございますが、可能な限り除去に努めたいというふうに思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

課長ね、早期にとか不定期にとかいう言葉が今出てきていますけれども、そのようなことでいつも流れてしまうんですよ。だから、いつからいつまでにはやりますよというお答えをいただきたいかったですね。そのお答えはいただけないのでしょうか。

もう一度、御答弁願います。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 先ほどもお答えしたとおり、自治区からも要望がございますので、これは必ず実施してまいると、あと、定期的にというところではございますが、他の作業等の関係もございますので、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

何回聞いても同じ答弁になるかと思えますから、これ以上の質問はしません。

課長も、順次作業を進めてくれるとのことですから、これ以上の質問はしませんけれども、

作田納屋地区、今課長が言われているように、ほかにも問題が出ております。作田納屋地区の排水路内の水があふれて冠水被害になる箇所もあるそうなので、区の方々にも状況をよく聞くとともに、よく相談をしながら進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。ありがとうございました。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

（午前11時57分）

---

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時58分）

---

○議 長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により8番、杉原正一君。

（8番 杉原正一君 登壇）

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

議長のお許しを得ましたので、平成29年9月定例会において一般質問をいたします。

まず初めに、夏期観光について質問します。

今年度の来遊者数は例年と比べてどうであったのか。

次に、防潮堤が現在かさ上げされております。海の家が設置される場所にかさ上げがあった場合、どのような位置に設置され、またどのような対応になるのかをお聞きします。

2番目に、人口減少とその対策について質問します。

昨今、九十九里町は、非常に著しい人口減少であります。その主な原因は何か。そして町は、どのような対策をもって、また実行しているのかということをお聞きします。

3番目に、主要県道飯岡一宮線、通称産業道路の側溝ぶたについて質問します。

東側、海寄りには側溝ぶたが設置されていますけれども、西側は側溝ぶたが設置されておられません。なぜか、また設置されない理由は何なのかをお聞きします。

4番目に、天然ガス採取と地盤沈下の関係について質問します。

九十九里町において、今まで地下水がどれだけ採取されてきたのか。また、還元されてきたのか。

2番目に、地盤沈下は公害です。その地盤沈下の推移と現在の標高について質問します。

続きまして、県内外の市区町村において、天然ガスの採取を廃止しております。例を挙げれば、昭和36年、東京都がやめました。千葉県においても、昭和47年に、船橋、市川。47年に72本あった千葉市においては、全廃するというので漸次廃止をしながら、現在1本だけだそうです。平成になってからも、地盤沈下と水質汚染ということで習志野市がやめ、また市原市も廃止しました。九十九里周辺においても、光町東部、長生村七井土、県のデータは載ってないけれど、我が町作田丘にもガス井戸があったそうです。これも廃止されております。それから、旭市においては、地盤沈下という原因よりも、新聞を見た人もいるかもしれませんが、昭和62年8月25日、ガス事業所が爆発して、6人のけが人を出して天然ガスの採取をやめ、現在は都市ガス、俗に言う輸入のLNGを供給しております。

九十九里町は、公害防止条例を昭和36年に制定しております。私が気がついたのは、つい1週間ぐらい前なんですけれども、町はその公害防止条例とかに基づいて県内外のガス井戸が廃止されていることに対して、どのような考えでいるかを質問します。

次に、地盤沈下により多くの被害が出ております。どのような被害が出ているのか。また、その対策を町はどのようなことをしてきたのかということ質問します。

続きまして、法令によって天然ガス採取企業は、地盤沈下の予測、観測井の設置、並びに地盤沈下の推移、地盤沈下防止対策をとるように法令に書いてありますけれども、この辺は我が町の採取企業はどうか。

最後に、上ガスの発生と被害、対策について質問します。

上ガスの発生の主な原因は何か。

続きまして、今までどのような被害があったのか。

また、今後どのような対策をとるのかということ質問します。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（高橋 功君） 杉原正一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 杉原正一議員の御質問にお答えします。

1点目の今年度の来遊客数は、例年と比べどうかとの御質問ですが、先ほど古川議員の御質問にもお答えしましたが、今年度の海水浴場開設期間の2カ月間の来遊客数は、約21万2,000人であり、4.2%の増加となっております。

2点目の防潮堤のかさ上げによる海の家を設置場所及び今後の対応についての御質問ですが、県で進めている津波対策は、町営駐車場と海岸の間に堤防を築き、海を家の設置場所を確保するとしております。現在、この計画をもとに、関係者と調整を進めており、早期の着工を目指しております。

次に、人口減少の原因と対策についてお答えします。

1点目の主な原因は何かとの質問ですが、町では、若い世代を中心に、転出者が転入者を超過する状況が続いており、昨今の少子高齢化の影響を受けて人口が減少しているものがございます。

2点目の対策についての御質問ですが、全国的にも人口減少は避けられない状況の中、その減少傾向を鈍化させるため、平成27年度に九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の克服と地方創生に向けた目標や方向性、具体的な施策を取りまとめました。総合戦略では、子育て支援の充実と移住、定住の推進など、町の魅力向上を目指すさまざまな取り組みを事業展開したいと考えております。

次に、主要県道飯岡一宮線、通称産業道路の側溝のふたについてお答えします。

東側にあり、なぜ西側に設置されないのか、またその理由は何かとの御質問ですが、産業道路を所管する千葉県山武土木事務所によりますと、西側排水路には歩道や転落防止柵も整備されており、安全対策が施されていることから、ふたの設置については考えていないとのことでした。しかしながら、転落防止策の老朽化が著しい箇所もございますので、町としては引き続き県に対し改善を求めてまいります。

次に、天然ガス採取と地盤沈下の関係についてお答えいたします。

1点目の地下水をどれだけ採取及び還元してきたかとの御質問ですが、県が公表している資料では、平成27年の九十九里町における天然ガスかん水揚水量は、採取量が日量4,916<sup>m</sup>³であり、還元量が日量749<sup>m</sup>³でありました。

2点目の町の地盤沈下の推移と現在の標高についての御質問ですが、1点目の御質問と同様に、県の資料から地盤沈下の推移を見ますと、平成22年から5年間の累計で、最大マイナス6.8cmでございます。また、現在の標高につきましては、中心部の九十九里町商工会館が、平成28年1月現在で約1.6mでございます。

3点目の県内外の市町村で天然ガス採取を廃止しているが、町の考えを聞きたいとの御質問ですが、天然ガスの採取については、法に基づいて適切に取り扱われているものと認識しております。

4点目の町の地盤沈下による被害についての御質問ですが、地盤沈下による被害状況については確認されておりません。

5点目の町の今後の対策についての御質問ですが、地盤沈下につきましては、広域的な取り組みが必要であることから、九十九里地域地盤沈下対策協議会を組織している千葉県及び関係市町村と連携・協力をもって地盤沈下対策に努めてまいります。

次に、町の天然ガス採取企業の地盤沈下予測と観測井及び地盤沈下防止対策についての御質問につきましては、町の一般事務ではございませんので、答弁を控えさせていただきます。

次に、上ガスの発生原因と被害及び対策についてお答えいたします。

1点目の発生原因は何かとの御質問ですが、詳細なメカニズムは十分に解明されておりませんが、千葉県環境研究センターの資料によれば、かん水のメタン発酵に伴い生成されるガスが地下水中で過飽和状態になることで遊離ガスとして発生し、これが地上まで上昇していることによるもので、九十九里平野南部では、断層が発達しており、断層のすき間をガスが上昇するため、地表で上ガスが分布するとのことでした。

2点目の今までにどのような被害があったかとの御質問ですが、本町では、平成16年7月30日に、いわし博物館の爆発事故が発生しております。

3点目のどのような対策をしているかとの御質問ですが、中央公民館等の建物内での上ガスの滞留を防止するため、ガス検知器を設置し、室内換気を行っております。

以上で、杉原議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

では、再質問いたします。

1点目の2番目、私がちょっと産業振興課から聞いた話では、海の家を設置場所は、防潮堤ができて、その海側に設置されるということですね。そうすると、陸上側からは、現在港のほうから荒生納屋、北ノ下ぐらいまでですかね、防潮堤ができています。その上に乗ってみました。約3mくらい上がっていますよね。そうすると、海寄りに海の家をつくったら、見えなくなっちゃうと。かつて海の家は、皆様御存じのように、火災が多発しました。片貝でもあり、不動堂海岸でもあり。そういう中において、防潮堤の海寄りに海の家が設置されたんでは、非常に防犯上もよくない。駐車場から見えるのは屋根ぐらいかな。そう考えると、今年は何か去年よりふえたということであるけれども、今後激減する可能性が高いんじゃないか。

そうしたらどういふふうにしたらいいか、これは簡単なんですよね。防潮堤を上げたんだから、海の家が設置される場所もかさ上げというか土盛りするとか、できれば同じ高さになっちゃえば一番問題がないし、防潮堤と駐車場寄りの現在のような位置に海の家をつくっても海は見えるわけですね。だからこの辺について、また排水路その他について、どのような対応策が今されるのかを再質問します。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

ただいま杉原議員のほうから、防潮堤の高さに海の家の設置場所の土盛りと申しますか、土を盛ったらどうだというような御提案いただいたところですが、県のほうに確認したところ、既に地元説明会も終わっておりますので、計画変更はできないと、このように言っておる次第でございます。

それと、排水等につきまして、これ海の家の方が一番心配しているところだと思うんですが、これにつきまして、県では排水ますというんですかね、そういったものの設置等についても検討して下さるといふことで御回答をいただいておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

せっかく九十九里町は海浜文化都市という、こういう非常にいい名前をつけたわけですね。片貝の海水浴場、不動堂、真亀、作田などは、やはり非常ににぎわっていて、国民や住民の楽しみの場であったんですね。来年になって激減したら困るわけですので、課長ね、再度山武土木や県に、数字がうんと落ちちゃって業者がなくなっちゃったらどうするんですかというようなことを質問してください。

続いて、人口減少について説明します。

町長答弁あったんですけども、ちょっとぱっとしなかった。ではその推移をちょっと聞きます。

先ほど通告してありますので、まず合併時にどのくらいあったのか。もう一つは、いわし博物館が爆発した年、また3・11の津波が来たとき。それと、去年と今年の9月1日ぐらい、人口どのような推移していますか。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） ただいまの質問にお答えいたします。

合併時の人口につきましては、国勢調査の人口ということで、昭和30年10月1日付の国勢調査の人口ということでございます。2万1,114名でございます。これに国勢調査の人口使わせていただきましたので、以降毎月常住人口でお知らせをいたします。いわし博物館爆発事故発生後人口、平成16年4月1日現在、毎月常住人口1万9,802人、東日本大震災発生後人口、平成23年4月1日現在、毎月常住人口1万7,789人、平成28年9月1日現在、毎月常住人口1万6,167人、平成29年9月1日現在、毎月常住人口1万5,771人でございます。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

データの取り方がいろいろあるんだと思うんですけども、私が前に聞いたときは、いわし博物館が爆発した年は2万人ぐらいあった。それと津波からだんだん減ってきちゃって、正直言って今1万5,000人台と出たから、非常にびっくりしているわけですけども、これが現在の九十九里町の人口の推移ということですね。

先ほど、町長答弁に対策があったんですけども、ちょっと増えるかなというような要素を感じない。この前、町村議会の県の研修会に行ったときに、人口じゃなくて出生率が一宮が千葉県で一番多いのだと、たしか1.68人ぐらいということ言っていたと思うんですけども、それはではどういうことかということになるんですね。だから、人口をふやすようなところの政策を打ってお金を費やす。東京都で言えば、若者を育てるには江戸川がいいとか、いろんなどころの地区がいいとかとあるわけですね。九十九里に、きょうでも雨が降っても人が来るのは、サーファーですよ。これある農家の人がかちょっと言っていたんですけども、空き家などにサーファーを住ませちゃったらどうだと、安くしてあげて。できれば農業の仕事もね、後継者いないところもあるから、やってみたらどうだとかね、こんなこと言っている人もいますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

町としますと、人口減少の中で、何とか町の活性化をということで取り組んでおるところでございますけれども、今ワークライフバランスであるとか叫ばれておりますので、先ほどの議員のお話のあったサーファーの方というようなものも、オンとオフを切りかえるという部分では一つの案ではあるのかなと思いますけれども、具体的には、町としますと、住宅購入等の助成事業を平成28年の4月から実施しております。また、空き家バンク事業も今年の2月から実施しております。そのような中で、やはり九十九里に問い合わせというものも

出てきております。ただ、提供する部分がこれからまた掘り起こしをしていかなきゃいけないのかなというところもございますので、先ほど御提案のあったような、サーファーの方に住居を与え、また働く場所を提供したらという御提案につきましても、一つの方法としてはありかなというふうに思っております。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

今の答弁を聞いていても、人口がふえるかななんて全然感じないよね。住宅に補助出すといっても、最近ちょっと自転車で、産業道路の側溝を見ながら不動堂のほう行ったり作田のほう行ったり、波乗り道路の上側を見たりね、ちょっと歩いていますけれども、私が気がついたのは、西の下1軒と須原1軒、家が建っているのはね、このくらい。いろんな人も今家が建たないと、大工さんも町外のほうへ仕事行っちゃっているってね。こんな形ですから、ここでとやかく言ってもしょうがないので、もう少し、もう1万5,000人台に人口なっちゃったということですから、やっぱり真剣に考えてください。

では、次の質問に入ります。

地下水、専門用語では業者的にはかん水というそうですけれども、それをくみ上げた量と還元の数ですけれども、余りにも誠意のない町長の答弁だった。前回質問したときは、ある事業は5,880万tぐらい地下水を採取していた。それで1滴も還元していなかった。もう1社は、10年間で、ちょっと幾らかは忘れたけれども、今その数字が出るんじゃないかと思ったんだけど、30数%還元していますよね。公害ですよ、地盤沈下はね。その地下水の採取が地盤沈下の原因になっているんですけれども、町はどのように考えていますか。

○議 長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 杉原議員の質問にお答えさせていただきます。

地盤沈下に対する直接的な被害については、町長答弁にもございましたとおり、確認されておりません。そういうことから、公害防止条例の適用も無理、難しいものかと思っております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 今、地盤沈下の被害に質問してないんだよね。地下水の採取が地盤沈下の原因になるでしょうと私質問したんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 失礼いたしました。

地下水の採取が地盤沈下の要因になるものと認識はしております。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） では、一応東京都から情報公開した資料に書いてあります。かん水の、要するにこの地域とか東京の天然ガスは、水溶性天然ガスである。水溶性天然ガスと構造性天然ガスというのがあるそうです。構造性天然ガスというのは、地下からガスだけ採取できるそうです。残念ながらこの千葉県や東京、南関東ガス田というのは、水をくみ上げないといけない。それで昭和36年に東京都はやめた。

これは先ほど町長も言ったけれども、千葉県九十九里地域地盤沈下防止対策、その年表ですよ、これね。昭和47年1月、船橋、市川やめた。この辺に47年に72本、千葉市には井戸がある、これを全廃する。で、今現在1本ある。習志野市に情報公開とりました。そうしたら、地盤沈下と東京湾の水質規制が厳しくなったと、だからやめましたと。船橋市も同じですよ。で、これが旭市の事故の翌日出た新聞。ガス事業所が爆発した、6人がけがした、当然これも天然ガスの採取はやめました。それで今、都市ガス、俗に言うLNG、東京ガスとかそういうところからガスを買っているということを総武ガスに電話して聞きました。だから、町の意識が余りなさすぎる。町民の立場に立ってないわけですよ。

では、公害防止条例、その目的並びに事業者の責務、町の責務、これありますね。それと公害に対しては、知識の、町民に対して、普及を図らなくちゃいけないという形になっていると思うんですけども、このようなところは九十九里町、公害防止対策条例、どのようになっていますか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

町の公害防止条例では、12条では、特定施設の設置者にかん水等の測定と記録の保存を課しているものでございます。また、施行規則第7条では、測定義務者を規定しているものでございます。施行規則8条では、測定の方法ですとか、記録の年数を課しているものでございます。しかしながら、天然ガス、かん水のくみ上げによって、地盤沈下の要因にはなると思いますが、直接的な被害というものが確認されておりませんので、本公害防止条例を適用するということは、今のところ厳しいものではないかと思っております。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

課長ね、本心でそれを言ってますか。東京都の資料、船橋の資料、習志野の資料。それでね、新潟県はそういうことがあって、昭和30年代から実験が始まって、昭和48年に100%還元という形をとってきたわけ。これが新潟県と新潟市と情報公開もらったやつです。数も減らしている。このような資料は課長のところへ行っているわけですよ。読んでないということですか、どうですか。

○議 長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 資料はいただいております。ほかに千葉県地盤沈下対策協議会等で発行している冊子等も目を通させていただいておるところでございます。

○議 長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） そうしたらね、九十九里町公害防止条例の1条、3条、4条、8条、どのように書いてありますか。

○議 長（高橋 功君） 杉原議員に申し上げます。そういうことは質問をしてください。質問を。だって条を読むのは質問じゃないでしょう。杉原議員、座ってください。

はい。8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

公害防止条例1条には、後段に生活環境の保全を目的としているんですよ。先ほど古川議員も言っていたけれども、産業道路がなぜ排水や冠水しちゃうんだと。先ほど答弁では、粟生とか屋形とかありましたけれども、西の下も須原も、あと役場のその辺も、ちょっと集中豪雨が続けばすぐあふれちゃうわけね。これはいいとして、質問の順番によって質問していきます。とりあえずは、今のところはわかりました。

では、被害について、再度質問します。

○議 長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

先ほどの町長答弁にございましたとおり、直接の被害に関しては確認されておられません。以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 農業被害のほうはどうでしょうか。

○議 長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） 地盤沈下による被害ということでもよろしいでしょうか。

多分、議員がおっしゃっているのは、浜川沿いの被害のことをおっしゃっているものだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

田んぼの沿岸については、浜川から越流したことによるものではなく、浜川の水位が大潮の満潮時及びスーパームーンなどにより、海水の異常高水位時に作田川から浜川へ海水が遡上し、浜川から排水路へ逆流現象が起こり、排水路から越流した海水まじりの水が田んぼに越水することにより発生したものと推測されます。28年度の塩害被害ですけれども、片貝、不動堂地区で被害報告があり、18筆、面積で約2万600㎡でございます。排水路からの越流を防ぐには、とにかく排水路の水門を閉めることにより、海水の逆流をとめ、浜川排水機場の水門を閉め、作田川から浜川への海水の遡上をとめ、浜川の排水を行わなくてはなりません。とにかくできるだけ早く、浜川湛水防除管理委員会や地元自治区、地元水利委員会などと連携を図り、浜川排水機場を稼働させることが求められます。なお、排水路からの越流による被害ですけれども、地盤沈下による被害かどうかはわかりません。

以上です。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

私がこれをなぜ質問したかという、農業関係者にこれを質問してくれと言われたんですよ。40から50cm沈下、田んぼがしてきちゃったから、さっき課長が言ったように、確かに浜川は冠水していませんよ。だけど排水路から戻って田んぼに入っちゃうと、そうしたら今度その水が戻らないんだと、だから農作物に非常に被害が出ると、だから収穫は悪くなったり、だめになっちゃうと、こういうのは聞いているんだけど、そのような情報は町に入っていないんですか。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えします。

把握しておりません。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 農政係は把握していると思いますけれども、きょうのところはこれでいいです。次に移ります。

次に5番目ですね。天然ガス採取企業の地盤沈下の予測ですね。私は千葉県知事、当時の沼田さん、資料もらいました。ある企業がMR5Bというものを設置するときにデータがあります。商工会のところを前年20cm20mm沈下したと。そうしたらこの会社は9.何mmずつ5年

間。5年間で47.3mm b 地盤沈下するという予測をしていますよ。業者は地盤沈下予測しているんですよ。どうですか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 天然ガス採取企業の予測ということでございますが、町長答弁にもございますとおり、町の一般事務ではないことから、私どものほうでは把握してございません。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） だから先ほども飯岡一宮線は県道だと、海の家も設置する場所も山武土木が管理していると、だから山武土木と話し合いとか、そういうことをすると、要望するとかという話ですよ。これは県に情報公開出せばもらえるわけですよ。私が、だって資料を、これ議員でないときももらったんだ。だから、もうちょっと誠意をもってやってくれないと困りますよ。

では、次、観測井の設置。これもどうなっていますか。ここによれば年に何回か調査するって書いてありますよ、これ。あなたのところにも行っているでしょう。ちょっと読んで。どうですか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 企業の設置する観測井の御質問だと思いますが、先ほども述べておりますとおり、企業側の防止対策、観測井の観測等については、町の一般事務ではないことから、把握しておりませんので、お答えは控えさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） はい、じゃあそれはわかりました。では次にいきます。

業者には地盤沈下防止対策をしると、まあこういうふうに鉱山保安法施行規則25条に書いてありますね。職員の、係長とか、あなたのところの職員が来て、私にくれというから、私はパソコンから取り出して渡してあげましたけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 企業側は、天然ガス採取に当たっては、国の法律、採取方法等については、議員おっしゃった鉱山保安法、そういったものを順守してとり行っているというふうに認識しております。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 鉱山保安法の施行規則を見ると、地表の沈下、脱落、要するに天然ガスの採取、天然ガス採取とは書いてないのでね、石油の採取と書いてあるんだね。だけど、その石油の採取とか採掘は天然ガスも含まれると、その施行規則にも記載があるわけですよ。それで、業者は、そういう地表の沈下とか脱落がないような施策をとれと、処置を講じろと書いてあるわけですよ。被害に遭うのは、課長、九十九里町なんですよ。経済産業省のある霞ヶ関とか関東経済産業局のあるさいたま市とか、そういうところじゃないですよ。だから、九十九里町は公害防止条例というものを策定したんじゃないですか。その辺のところはどうですか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 公害防止条例のつくられた経緯ということの御質問かと思いますが、昭和48年3月に議員おっしゃるとおり、町の公害防止条例がつくられております。先ほども、議員、第1条に書いてあることを説明していただきましたが、第1条には、公害の防止について必要な事項を定めることにより、町民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とするというふうに規定されております。天然ガスかん水採取による地盤沈下がこの公害防止条例の公害に該当するかというのは、今のところ直接的な被害も把握していないことから、該当するものではないと認識しております。それと、企業側の採取に関する取り扱い事業については、先ほど来申し上げたとおり、町の一般事務ということではございませんので、回答はいたしかねるところでもございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 杉原議員に申し上げます。先ほどからちょっと番号、名前が抜けていますので、お願いします。抜けています。

はい、8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

何しろ、新潟初め東京都、船橋、市川、習志野、市原、長生村七井土、光町東部、九十九里町の作田丘、こういうところは皆地盤沈下が起こってやめたわけですので、そこをもう一度調査してみてください。

最後の質問に入ります。

上ガスの、先ほど、発生原因は自然的なものと言われていましたよね、答弁がね。でも、地盤沈下防止対策の本の中には、千葉県環境研究センター風岡修さん、理学博士、この人は千葉県環境生活部水質保全課に籍のある人ですよ。この人がそこに論文を掲載してありま

すよね。

九十九里地域中央部は、かつては上ガスの発生はほとんど見られなかった。天然ガスの開発によって、新たな上ガスが発生するようになった。そして先ほど言っていたように、いわし博物館が平成16年7月30日に爆発した。これは東金警察署は、町もそうだけれども、100%上ガスが原因であると公表したわけですね。その原因の主なものは、公民館の北側にある田んぼがぼこぼこやっていた。浜川もやっていた。だけど、最近ね、注意してみるけれども、少ないんだよね。だから、ここに何かのトリックがあるということなんですよね。

大体天然ガスを採取するのが始まったのは昭和40年くらいですよ、九十九里でね。私が小学校のころ、昭和30年代、稲刈りが終わると、トンボをとりながら田んぼの中を吹っ飛んで走ったりなんかしましたけれども、そのような時代、上ガスが出るなんて話は一言もなかったですよ。そうすると、風岡修さん、県庁の職員が言うように、この地域は天然ガスの採取によって、開発によって新たな上ガスが発生するようになっちゃったということですよ。町はどのような認識ですか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、九十九里地域地盤沈下対策協議会の冊子の中にも、その辺の記事は記載されておまして、その中では、天然ガスかん水の採取によって、上ガスも発生されたというような分析事項も掲載されております。一つの要因ではあると認識しております。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 認識しているわけですね。今度ははっきりと認識していると言いました。

じゃあ次に、上ガスによる被害について再質問します。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 上ガスによる被害ということですが、先ほども町長答弁で述べましたとおり、平成16年7月30日のいわし博物館の爆発事故、これが被害として発生しております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

上ガス被害についてということで、天然ガスにはメタン及びアンモニア態窒素が含まれて

おり、天然ガスの被害を受けた水稻は、実が実らず、茎と葉のみが育ち、灰色が濃く生い茂ってしまう状態、いわゆる青立ち状態ということになるそうです。ひどい場合は枯れてしまうということです。そして、被害の状況ということですが、大変申しわけないんですけど、現在被害状況については把握はできておりません。今後、被害状況調査していきたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 杉原議員に申し上げます。残り時間が少なくなってきました。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

公害防止法第1条に、生活環境の保全、生命財産を守るということと、もう一つ、動植物の生育に影響があった場合もというようなことが書いてありますよね。その観点からいったらどうですか。この公害防止法に関して、今農業被害がこういうの出ているということは聞いていますと、農政係長が来ていけば、もっとよく知っていると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 植物、動植物等の被害状況についても、まだ把握されていないと認識しておりますので、今後その辺の被害状況が把握されてきましたら、公害防止条例等の対象になるか等も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

先ほど言った千葉県環境研究センター、理学博士の風岡修さん、この人は農業被害のことも地盤沈下防止対策とかその他の本に書いてありますよ、課長。まあ課長はね、この4月からまちづくり課長になったばかりだけど、でも産業振興課長はちょっと違う。ただ農政系のほうはやってなかったかもしれないけれども、この議員にこの前も聞いたけれども、まずひどいところは、農家の人が稲の作付をやめちゃう。上ガスがぼこぼこ、何年か前は。だけど最近、余りひどくならなかったと。先ほど課長が言ったように、生育がうんとよくなっちゃう。だから場合によっては今ごろになってもまだ青々していて、黄金色になるとこうべがこう下がってくるわけだけれども、そういうふうにならないんだと。場所によるとはげみたく、そこのところだけ作物が取れなくなっちゃう。

この前、ある人が、うちの畑で一部分作物がとれないところがあるんだと、ガス課に連絡して、近所の人の上ガスが出ているかもしれないよと言ったと、それでガス課に来てもらっ

て検査したら、そこから上ガスが発見されたと、こういうことは、もう多くの人知っているわけですよ。だから、隠していてもしょうがない。

まあ、これ以上きょうは質問しても、私はあなたたちを苦しめるのは仕事ではないので、質問はこれで、あとまだ2時まで若干五、六分ありますので、まとめをやります。三、四分、だって1時に始まったでしょう。三、四分ね、はい、わかりました。

まず最初の、せっかく海浜文化都市、海の家、昔は片貝だけでも40軒超えるものがあったわけですね。それが今年度聞くと9軒ですか10軒ですか、こんなふうになっちゃった。来年かさ上げの向こうに行って海の家が見えなくなっちゃったら、恐らく再来年になったらもっと減っちゃうでしょう。

次に、人口減少ね。やはりこれは真剣に取り組まなければ、先ほど住民課長じゃないけれども、私もちょっと耳を疑いたくなっちゃったけれども、1万5,000人台になっちゃったと。これは本気になって町挙げて我々議会もそうだけれども、真剣になってやらなければ九十九里町の未来はないと考えますよ。

3番目、山武土木が側溝ふたをやらないんだって。主要県道一宮線ですよ。九十九里町が主要県道にしてくれとは言ってませんよ。県道にしてくれとは要望したけれどね。県がちゃんと主要というのをつけたんですよ。よく観光の人が言いますよ、私も同級生なんかに言われる。よう杉原よう、この前東京の人によ、この産業道路ほどきたねえ県道はねえなって、こういうふうに言われたぞって。お前も議会で少しは言ってくれよって、こんなことを言われましたけれども、先ほど古川議員も言っていたけれどね、冠水だけじゃないんですよ。

この前も自転車で رفتり、きのうはちょっと雨が降っているから車で行ってね、ある人言ったら、ふただけじゃないよ。脇が矢板とかって専門用語で言うらしいんですけども、そこからすき間ができちゃって砂が側溝の中へ、水路の中へ落っこっちゃうと。だからそこが砂が溜まっちゃう。水を1日6回ぐらい流しているんだけど、その人いわく、余り効果ないと。流しているときはいいんだよね。だけど終わっちゃうと、特に干潮時なんかになっちゃうと、下のヘドロが表に出てきて、悪臭が強くなっちゃう。だから、定説がね、こういうある元議員やっていた人に言われました。杉原さん、産業道路の丘側には飲食店が成り立たないんだという定説があるんだと、こんなこともね。その一つの原因が、側溝ふたがついていない。昔から臭い物にはふたをしろって言うんですよ。臭い物に、あそこの場合は、そこをうったわけね。

そういう点を踏まえてね、そろそろ時間だそうなので、地盤沈下、我が市の被害、それ

をもう少し町としては真摯に、私たち議会もそうですけれども、町民のために、私のためじゃないですよ、1万五千数百人の町民のために、人口減少を起こさないためにもね、ひとつ町、執行部挙げてね、頑張っ、うそのないような今後答弁をしてください。終わります。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は14時15分です。

（午後 1時57分）

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時12分）

---

○議長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により、9番、善塔道代君。

（9番 善塔道代君 登壇）

○9番（善塔道代君） 平成29年9月定例議会において質問させていただきます。

昨年、過疎地域に指定された自治体は、797市町村に上がりました。全体の半数近くが過疎に悩み、深刻な事態と言わざるを得ない状況だと思います。しかし、過疎地域の11.7%に当たる93市町村が、2010年から15年までの5年間で、転入者が転出者を上回る社会増を達成したと、民間の専門家らでつくる、持続可能な地域社会総合研究所が発表いたしました。豊かな自然などに魅力を感じ、都市部から現役世代の移住がふえたと言われております。

本町も懸命に知恵を絞り、取り組んでいることと思います。子供を産み育てる現役世代の定住が鍵となりますので、成功例を参考にしながら、町民の声を聞き、地域活性化に向け、さらに力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それでは質問をいたしますので、明確、丁寧な答弁を望みます。

初めに、マイナポータルについてお伺いいたします。

マイナポータルとは、マイナンバーカードを使ってアクセスするオンラインサービスです。マイナンバー自体は、職場に提出を求められたり、保険の手続だったりとか、必要となる場面が増えてきているので、徐々になじみ深くなってきている感じがしますが、マイナポータルというのは知らなかった、初めて聞いたという方も多いのではないのでしょうか。住民の方にマイナポータルをお使いいただければ、行政の情報連携により、申請に必要な住民票や課

税証明書が省略でき、ワンストップでいつでもどこでも手続きができるようになります。

国では、まずは子育て分野から秋の本格運用を目指し、本年7月から試行運用がスタートしています。活用するには地方自治体での手続きが必要です。そのため、内閣官房や内閣府の番号制度推進室は、各自治体に説明し、ぴったりサービス手続対応状況を促したと伺っております。また、マイナンバー制度を活用していくマイナポータルでできることの中に、子育てワンストップサービスというサービスがあります。子育てワンストップサービスが、子育て世代の負担を軽くするために、オンライン上で子育て関連の施策メニューの一覧、検索ができる、申請等の内容が簡単に確認できるなど、こうなったら負担が減るのではないかとという政府の発表があります。

そこで3点お伺いいたします。

1点目に、本町でもマイナポータルの実施に向け、準備を進めていると思いますので、庁舎内での情報連携と開始に向けた準備状況をお聞かせください。

2点目に、町民がマイナポータルを使用するには、どのような手続きが必要なのか。

また3点目に、本町の子育てワンストップサービスの対応状況をお聞かせください。

2項目めに、健康福祉についてお伺いいたします。

肝炎対策における肝炎ウイルス陽性者の早期発見のための取り組みと、B型肝炎及びC型肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんに行進するおそれがあると言われており、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、早期に治療を結びつけることが重要です。国は、昨年6月30日に肝炎対策の推進に関する基本的な指針を改正し、肝炎の検査体制の強化と陽性者への受診促進の強化を推し進めようとしています。現在C型肝炎は治せる時代になってきています。本町においても、町民の肝硬変や肝がんを減らすために、広く町民の皆様が肝炎検査を受けていただき、また陽性者には治療に進んでいただくことが重要ではないかと考えます。

そこで、肝炎ウイルス陽性者の早期発見についてと重症化予防について、本町ではどのような対策を講じているのか、お尋ねいたします。

2点目に、全ての市町村に広がった子ども医療費への独自助成に対し、政府は、独自助成が医療費の増大を招くとして、実施した市町村に対する補助金を減額調整するペナルティ的な措置を続けてきましたが、未就学児までを対象とする助成については、来年度から減額調整措置を廃止することが決まりました。この見直しによって生じた財源を他の少子化対策の拡充に充てるよう求めておりますが、当局のお考えをお聞かせください。

3項目めに、幼児教育の充実についてお伺いいたします。

幼児教育の重要性が叫ばれ、大きく変える、変わる節目を迎えていると思います。全ての  
子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、国による子ども・子育て支援新制度の施行により、  
幼児教育提供体制の充実が図られているところですが、幼児教育の最前線の声を把握しなが  
ら、より具体的な支援が求められております。30年度から実施される新幼稚園教育要領、幼  
児期の終わりまでに育てほしい姿についても、小学校と情報を共有することは重要だと言  
われております。

本町において、全幼児の9割ぐらいがこども園、保育所に通い、1割ぐらいが私立の幼稚  
園、認定こども園、保育所に通っていると思います。それぞれ所管が違って教育内容につい  
ての研修等も違いがあるのも事実です。小学校入学段階がスタートラインで白紙状態とは限  
らず、教育、保育の経験値の差が大きくなっていると言われます。公立、私立を超えての社  
会福祉、教育委員会事務局などの局部横断の共通意識に立った幼児教育のビジョンを示して  
いくことが必要と考えます。

そこで伺います。

1点目に、来年4月に実施される新しい保育指針、こども園要領について、今後どのよう  
に取り組んでいくのかお聞かせください。

2点目に、現在小学校が求める認定こども園、保育所との連携の現状と今後の取り組みを  
お聞かせください。

4項目めに、学校におけるICT教育についてお伺いいたします。

新学習指導要領では、グローバル化、情報化が進む中で、主体的に対応し、未来を切り開  
く資質や能力の必要性がうたわれ、とりわけ情報活用能力等の育成は急務であります。また、  
アクティブラーニングの視点からも、ICT環境の充実を図る必要があります。子供たちの  
確かな学力を育成するためには、わかりやすい授業を実施することが必要であり、その指導  
方法の一つとして、教員がICTを効果的に活用した授業を展開することが重要となってい  
ます。また、社会の情報化が急速に進展する中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選  
択し、活用していくための基本的な資質を身につけ、情報社会に主体的に対応していく力を  
備えることがますます重要となっております。さらに教員の校務事務の多忙化により、子供  
たちと向き合う時間が不足していることが指摘されている中で、ICTを活用した校務の効  
率化が求められています。

そこで伺いいたします。

1点目に、平成26年と27年にこの質問をしました。そのときに、中学校のパソコンが28年度にリースの見直しがあるので導入すると言われましたが、残念なことに再リースをしてしまい、導入できませんでした。新学習指導要領では、ICT環境や機器を効果的に活用した資質、能力の育成が重要視されていると認識しますが、再度本町の小・中学校のICT環境整備について、状況をお聞かせください。

2点目に、教職員の研修及びICT支援員の配置はどのように考えているのか。

3点目に、プログラミング教育をいかがお考えでしょうか。

4点目に、教職員の働き方改革に必要でもある校務支援システムの導入はいかがでしょうか。

以上、4点、お聞かせください。

1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議 長（高橋 功君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えします。

最初に、幼児教育の充実についての御質問で、2点目の小学校が求める認定こども園、保育所連携の現状と今後の取り組みについてと学校におけるICT教育についての御質問は、教育長から後ほど答弁いたさせますので、よろしくをお願いします。

それでは、マイナポータルについてお答えします。

1点目の庁舎内の情報連携と開始に向けた準備状況についての御質問ですが、本町では、マイナンバー制度の導入に当たり、国から示されたスケジュールに基づいて、基盤整備に着手するとともにセキュリティ対策を実施し、本年7月から情報連携の試行運用を開始したところです。

2点目のマイナポータルを使用するにはどうしたらいいのかとの御質問ですが、マイナポータルとは、行政手続をオンラインで申請できるほか、さまざまな行政サービスが順次利用可能になるシステムです。マイナポータルの使用につきましては、マイナンバーカードやICカードリーダーライター、パソコン等を用意し、マイナポータルのサイトへアクセスすることで利用が可能となります。

3点目の子育てワンストップの対応状況についての御質問ですが、現在は子育てに必要な手続などを情報提供する検索サービスの運用を行っております。具体的には、妊娠届や児童

手当など、手続方法のお知らせや申請書の出力が可能な状態です。今後オンライン申請など、マイナンバーカードを活用したさらなるサービスの提供に向け、導入のタイミングを十分見計らいながら、速やかに対応してまいります。

次に、健康福祉についてお答えいたします。

1点目の肝炎ウイルス陽性者の早期発見と肝炎重症化予防対策について、どのような対策を講じているかとの御質問ですが、早期の予防対策といたしましては、1歳未満の子供を対象に平成28年10月からB型肝炎ウイルスの予防接種を無償化し、接種率の向上を図っております。また、重症化予防対策といたしましては、特定健康診査の受診日程に合わせて、40歳以上の方を対象に血液検査を実施し、早期発見に努めてまいります。

2点目の子ども医療費に係る減額調整措置についての御質問ですが、国民健康保険制度における国庫負担金については、単独事業として医療費助成を実施している市町村に対し、減額調整措置が講じられております。国では、子ども医療費に係る助成の実態を踏まえ、平成30年度から未就学児までを対象に減額調整措置を廃止する方針を決定いたしました。町といたしましては、今後も引き続き国に対し減額調整措置の完全撤廃を要望してまいります。

次に、幼児教育の充実についてお答えいたします。

1点目の新しい保育指針・認定こども園要領について、今後どのように取り組んでいくかとの御質問ですが、新たな指針要領では、3歳未満の保育ニーズの高まりによる保育の充実や幼児教育の積極的な位置づけ、さらには子育て支援機関との連携や配慮など、時代に即した内容になっております。町では、平成30年度からの適用に備え、研修や勉強会を実施し、万全の態勢を整えているところです。今後も研修会への積極的な参加や意見交換など、全ての保育教諭が見識を高め、質の高い保育・教育の提供に努めてまいります。

以上で、私からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 私からは、幼児教育の充実についての御質問にお答えいたします。

2点目の小学校が求める認定こども園、保育所連携の現状と今後の取り組みについての御質問ですが、現在、小学校と認定こども園並びに保育所と連携した取り組みといたしましては、就学前の乳幼児に対し、運動会への参加、1年生との交流会、また3月には職員間での引き継ぎを行っております。今後は、これらに加え、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のあり方や、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿についても、小学校と

認定こども園並びに保育所が連携を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、学校におけるICT教育についての御質問にお答えいたします。

1点目の小・中学校のICT環境整備についての御質問ですが、中学校に導入しております教職員及び生徒用パソコンが本年8月にリース期間の満了を迎えたことから、夏休みを利用し、パソコン教室の指導用デスクトップパソコン1台、生徒用のタブレット型パソコンを40台、また校務用にノートパソコン29台の合計70台をリースにより導入いたしました。また、小学校につきましては、導入している教職員及び児童用パソコンが、平成30年にリースの契約満了を迎えることから、関係各課と協議を行い、子供たちの学習効果を高められるよう、計画的にICT教育の環境整備を進めていきたいと考えております。

2点目の教職員の研修及びICT支援員の配置についての御質問ですが、学習時間にICTを効果的に活用するためには、導入している機器をその使い手となる教職員が的確に活用できる力量を持つことが大切であると考えております。このことから、学校内外での研修会を計画的に実施するとともに、指導方法や学習内容及びその活用方法等の情報を教職員が共有できるシステムについても学校と連携しながら推進してまいります。また、ICT支援につきましては、コンピューターに卓越した知識、技能を有する情報教育担当教職員を中心に取り組んでおりますが、今後、ICTの活用、拡大を図るためには、外部人材を活用することも視野に入れてまいりたいと考えております。

3点目のプログラミング教育についての御質問ですが、国の有識者会議において子供たちがコンピューターに意図した処理を行うよう指示することを体験させるプログラミング教育については、将来どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として、その思考を育むことが重要であると提言されております。本町といたしましても、プログラミング教育については、子供たちが複雑な情報を読み解いて、解決すべき課題や解決の方向性をみずから見出し、多様な他者と協働しながら自信を持って未来をつくり出していくために必要な力を伸ばすきっかけにつながるものと考え、現在、数単位ではありますが、中学校の授業に取り入れており、今後も国や県からの情報をもとに、計画的かつ継続的に取り組んでいきたいと考えております。

4点目の校務支援システムについての御質問ですが、校務における課題の解決と校務の情報化については、町教育委員会としても取り組まなければならない重要な課題であると認識しております。システムの導入、業務改善、セキュリティーや活用方法等、総合的に判断、

検討しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

ただいま町長及び教育長より答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。

マイナポータルについてから一つ一つ順に追って質問させていただきます。

先ほど、町長の答弁だと、庁舎内の連携がとれているようですが、この中心となる課はどの課になるのかお聞かせください。また、国では、各自治体など行政機関の情報連携の開始は、本年10月ごろからを予定しているとのことで、マイナンバーのついた自分の情報についての確認や、やりとりの確認も、それ以降に可能となる予定です。本町では、先ほど答弁の中でもありましたように、7月から情報提供の試行運行を開始しているということですが、今後本格運用はいつごろを予定されているのか、お聞かせください。

○議 長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、御質問にお答えいたします。

質問の趣旨は、マイナンバーを利用したマイナポータルに係る取り組みの状況と、これからの情報連携の内容と、本格運用の3点かと思えます。

まず、マイナンバーが、既に皆さんには御存じで、補助金等の予算をつけていただきながら、今まで準備をしてきたところです。準備の状況といたしましては、マイナンバー制度の取り組みについて、国のスケジュールに基づいてコンピューターやインターネット環境の再整備などの基盤的整備やセキュリティー対策等について、総務課の情報管理が担任し、現在まで取り組んできております。各課におかれましては、当然各課が所管するサービス、これに対してのマイナンバー、マイナポータルとしての活用等ございますので、総務課を軸とし各課と連携をしながら努めてきたというところでございます。

それから、マイナポータルの関係でございますが、議員が御質問にございましたとおり、マイナポータルとは、マイナンバーカードを使ってコンピューターでアクセスをするオンラインによるサービスです。行政機関が保有する自分の情報が提供できたり、行政からのお知らせを受けたりするほか、子育てに関する申請などのほか、各種の申請業務や手続がインターネット上でできます。このほか、今後は納税をクレジットカードを使ってインターネット上で決済できるほか、これまで役場へ出向かわなければできなかったことが、どこでも行え

るとか、このような機能を持ったのがマイナポータルによるサービスになります。

現在の体制は、先ほど説明したとおり、国のスケジュールどおり準備を進めてきて、機器等の整備は既に終了しております。7月18日、これは本町だけじゃなく日本全国が7月18日より試行期間に入っており、実際に確認ができるようになっております。本格運用の時期ですが、国が申しましているのは、試行から3カ月程度たったあたり、まだ日にちははっきり政府のほうから出ておりませんが、3カ月ごろたった10月の後半にマイナンバー、マイナポータルの本格運用が始まると聞いており、本町もこれに向けてさらなる準備を進めておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

情報担当で総務課が軸となっているというふうにお話がありましたけれども、このマイナポータル、社会保障と税、災害、この3つの分野で主に行うということもお聞きしております。社会保障となると社会福祉課または健康福祉課、そしてまた税となると税務課、それぞれの担当になってしまうんですけれども、またそこでその担当に任せないように、しっかりと連携をとって行っていただきたいと思います。

そしてまた、国のスケジュールどおり本町も行っているということですので、国が7月、今課長がおっしゃったように7月運用すると、3カ月ぐらいで大体10月後半じゃないかという話もありましたので、それに向けて準備をしているということですので、そのとおり準備ができ次第、本格運用ができると思いますので、おくれなようにお願いしたいと思います。

町民にとって、このマイナポータル使用ですよ、これは先ほどもお話がありましたように、マイナポータルの使用にはマイナンバーカードが必要になります。このマイナンバーカード、今まで、去年、おととしから話がありましたね。身分証明書になるからと、それだけの話で進んでいっているために、多分そんなに進んではないと思いますけれども、現在までのカード登録状況をお聞かせください。

また、このマイナポータルを知らないという方が多いと思います。実際そのとおりだと思うんですけれども、町民に知っていただくためにも、PR活動をすべきだと思います。今月9月の広報に載せていただいておりますが、今後カードの普及をどうするかお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 善塔議員の御質問にお答えいたします。

現在の発行状況ということでございますが、平成28年1月よりカードの交付事業が開始されております。本年7月末現在、九十九里町では、延べ1,827件の申請があり、既に1,467枚のマイナンバーカードが交付されております。交付率は8.9%でございます。

また、カードの普及についてでございますが、カードの申請の普及については住民課がこれからも担当していくべきものだと考えております。マイナンバーカードは、当初、通知番号が送付されましたときに、中に申請書や返信用の封筒が入っていたわけでございますが、1年半を経過いたしまして、ちょっとお手元にもうないという方もいらっしゃるのではないかと思います。国のホームページのほうから申請様式がダウンロードできるようにはなっているので、これを今後町のホームページからもリンクできるようにしたいということと、あと窓口にはらっしゃった方には、印刷したものも御用意してありますので、御不明な点は住民課住民係の窓口で、どうぞお気軽にお問い合わせください。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 今、住民課長より本町のマイナンバーカードの交付率の説明がありました。住民課としても今後PRをしてくれるという話で、連携を図っていくということなのですが、この8.9%、伸び悩んでいる一つの理由としては、マイナンバーカード自体がやはり身分証明書的な機能しかないとお思いの方が多いたというのが一番だと聞いております。今後、マイナポータルを活用してのさらなる行政サービスが増加してくることが想定できます。このマイナンバーカード利用方法やマイナポータルとしての活用法のメリットの増加、これに合わせサービスを提供する各課と連携を図りながら、マイナポータルによるさまざまな電子申請や効率的な活用方法をPRするなどして、さらなる普及活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今、住民課長とまた総務課長から答弁いただきましたけれども、住民課においては、そのマイナンバーのカードの窓口で普及していくと言っていたら、総務課長は、各課とは連携をとりながらとおっしゃっていただいていると思うんですけども、窓口は住民課だけで対応することになるんでしょうか、それとも各課、全部の課において住民から何か聞かれたと

きに対応できるようになるのか、ちょっと再度お聞かせください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） マイナンバーに関して手法が変わるだけで、特別なやり方というわけじゃないんですね、本来は。ただ、役所へ赴いて必要な書類を集めながら、各種申請や行政サービスの手続をすると、目的は同じなんですけど、この過程で書類がいらなくなったり、例えば自宅から申請ができたりますということです。受けるサービスは、今までどおり、各種所管課が持っている行政サービスの受給を受けるという形になります。ですから、ちょっとやはり答えははっきりしませんと思いますけれども、カードの発行についてはどうしてもこれは住基が絡んでくることですので、住民課が取り扱わなければいけません。総務課に関しては、総合的な旗振りとして進めていくのが私どもの責任で、例えばほかの市町村が進んでいるののうちが出おけないように、しっかり進んでいくというのが私どもの仕事になります。各課については、これにあわせて自分のところの行政サービスがほかの市町村と同じようにサービスができるように取り組んでいただくというのが各課の業務になります。ですから、やることは別になりますけれども、連携を図らなければうまく進められないということで、その辺だけは御理解をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 善塔です。

先ほど8.9%ということで10%にも満たない状況になっていますので、普及のほうお願いしたいと思います。

次に、子育てワンストップサービスですけれども、子育てワンストップサービスの方向性は、インターネット上で子育てに関係したサービスや援助はどんなものであるのかを一覧で見られたり、探したりできて、サービスの申請もわざわざ役所まで行かなくてもそのままインターネットで使えるようになるということです。国から各自治体に出されたぴったりサービス手続対応状況調査では、7月の時点でサービス検索までは対応していただきたい、この対応が今後必要なシステム整備を行った際に、特別地方交付税措置を講じる第1要件、様式の印刷可能までは各団体の負担はないので、すぐにでも対応していただくことが可能、電子申請可能については、マイナポータル秋の本格運用にあわせて対応していただき、保育園の入園申請時に利用できるようお願いしているところ、また、今年度内に電子申請対応していただくことが、特別地方交付税措置を講じる第2要件とありました。しかし、7月18日時

点の国の調査資料では、本町の子育てワンストップ対応状況が空欄となっており、調査の対応をしていなかったようで、とても残念です。その後お聞きして、今答弁にありましたように、サービス検索また様式の印刷まで可能ということになったようですけれども、やはり調査等の資料には期限が入っていますので、見逃しのないよう十分に気をつけていただきたいと思います。これは社会福祉だけではなく、各課にもおいて、国、県でいろんな調査がきたときには、必ず対応していただきたいと思いますが、どんな方法でも私たちは見られますので、そのときに九十九里町が何の調査対応していないと、やはりどういう状況なんだと思いますので、その点気をつけていただきたいと思います。

それでは、子育てワンストップに関して、電子申請可能になるにはいつごろの予定になるのかお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） お答えいたします。

導入についてでございますけれども、基幹システムとの連携やセキュリティー、そして今後展開が予定されております介護、税、公金決済サービス等、町が現在利用しているネットワークに十分対応できるものが好ましいと考えております。また、利用される町民の方が操作しやすいシステムであることも重要であります。よって、導入するシステムについては、関係部署と情報共有しながら十分な比較検討、検証を重ね、近隣市町におくれることなく速やかに対応してまいりたいと存じますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 何事にも庁舎内の連携はしっかりとっていただき、町民にわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

次に、肝炎についてですけれども、肝臓がんの原因の65%を占めるC型慢性肝炎は、治療がつかなくなかなか治らないというイメージがありましたが、数年前から治療法が劇的に進み、現在は飲み薬を数カ月飲み続けるだけで完治すると言われております。自覚症状がないまま進行する病気なので、まずウイルスに感染しているかどうかの検査を受けることが大切です。県は「今こそ、たたけ！肝炎ウイルス」のチラシを作成しているようです。ちょっと暗い感じですけどね。本町ではこの受診勧奨及びこのチラシをどのように活用しているのか、お聞かせください。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町で行っています肝炎ウイルス検診についてお答えいたします。

町では、特定健診受診時の受付時に肝炎受診履歴を確認いたしまして、未受診の方に検診を進めておりまして、受診者に対しましては全員に結果通知を行っております。先ほどもお話のありましたC型肝炎ですが、感染の可能性の高い方に対しましては、戸別訪問を行いまして、フォローアップ事業についての説明と受診勧奨を行い、その際に今御質問のありました「今こそ、たたけ！肝炎ウイルス」のパンフレットをお渡しすることとなっております。

また、B型肝炎についてですが、B型肝炎でも陽性の方に対しましては、C型肝炎と同様に戸別訪問を行いまして、フォローアップ事業についての説明と受診勧奨を行い、その際にB型肝炎用パンフレットの「命を守る方法が、ひとつ。」をお渡しすることになっております。肝炎に関しましては、受診していただかなければその方の状態がわかりませんので、今後も特定健診時に受診していただけるよう、積極的な勧奨を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 可能性の高い人からというか、戸別訪問をしっかりといただいているようです。また、受診勧奨をしてくださっているみたいで、またこの「今こそ、たたけ！肝炎ウイルス」とまたB型肝炎にもチラシがあるそうですけれども、それもちょうど渡していただいているようですので、安心しました。これからも肝硬変や肝がんになる重症化の予防対策に力を入れていただきたいと思います。

次に、子ども医療費の減額調整措置ですけれども、ペナルティーがなくなった分の未就学児分は幾らなのか、またその分の財源は何に使うのかお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 対象となる医療費についてでございますが、九十九里町におきまして、未就学児に対する医療費部分になります。この減額調整措置を行われているのは、国民健康保険に加入して使われている医療費についてのみでございます。金額といたしまして、28年度決算ベースで未就学児の医療費が2,355万4,775円でございます。このうち、保険者負担であります8割分と高額療養費などを除きまして、減額調整対象保険料給付額というものを求めております。金額が234万6,703円でございます。さらに、これに対して公費負担が現在32%でございますので、32%をかけました75万944円が減額対象措置から緩和される金額、1年間での金額ということになります。

この財源についての使用目的というお問い合わせでしたが、千葉県におきましては、この分の補填が県の調整交付金で補填されております。ですので、国がこの措置をしたことで、直接町の国民健康保険財政への影響はないかと考えております。ただ、地方全体、県全体ですとかそういったことで考えて、もしそういう財政の流れがあるのであれば、今後検討してまいりたいと考えております。

○議 長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） わかりました。未就学児分75万945円ですよ。本当に国のほうではこれを少子化対策に使うようにと言っていましたけれども、先日厚生労働省国民健康保険課長とお会いすることがありまして、今言った財源は少子化対策に充てるようにというふうに求めておりますけれども、今後改めてまた通達があると思いますので、それをもとに財源を無駄にしないようにお願いします。

次は、幼児教育の充実について。

先ほど、教育長から答弁いただきましたけれども、現在の取り組み、こども園、保育所、小学校との連携の現状はわかりました。県教育委員会では、平成28年度から3年間文部科学省の委託を受け、幼児教育の推進体制構築事業を実施しており、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム、千葉県モデルを作成し、保幼小の円滑な接続を行うための教育課程のあり方等を示すこととしております。また、本事業では幼児教育センターの機能を担う2名の幼児教育アドバイザーを総合教育センターに配置し、各市町村における幼児教育アドバイザーを養成する研修や、若年層の教諭等の指導力向上を図るための研修等を実施することとしております。これらの取り組みを通して関係部署や市町村及び各団体等の連携も推進してまいりますとありますが、このことを受けて本町の対応と課題をお聞かせください。

○議 長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの御質問に対して回答させていただきます。

教育委員会といたしましても、幼児教育の大切さを十分認識しております。特に、連携につきましては、教育委員会、社会福祉課、また小学校、保育所、こども園の関係機関が相互に連携を図るとともに、幼児教育を充実しつつ、保育所、こども園から小学校への円滑な接続に努めてまいりたいと考えております。また、国、県からの情報につきましても、社会福祉課を経由し、幼児教育の現場に早期に周知、対応が図れるよう努めるとともに、必要に応じ関係機関相互での協議、検討をしながら適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 社会福祉課からお答えさせていただきます。

アプローチカリキュラム、そしてスタートカリキュラムは、幼児期の子供たちの小学校生活、学習への適応に重要な役割を果たすものでございます。今年度からアドバイザー派遣とアドバイザーの養成研修が実施されております。町からは幼児教育アドバイザー養成研修に園長1名が参加しており、今後の町の幼児教育のリーダーとして活躍が期待されているところでございます。現在、町立幼稚園はこども園へ移行し、当町は所管が社会福祉課となっておりますが、こども園の3歳以上の子供たちは皆同じ教育を受けており、教育委員会との連携は必須でございます。これからも教育委員会と連携し、幼児教育の充実に努めてまいりたいと存じます。

○議 長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

特に課題はなさそうですかね。社会福祉課と教育委員会の、先ほど答弁いただき、社会福祉課長のほうからも連携がとても大切だということ言っていただきましたので、そのとおり、私もまとめてそんなふうに入っていたんですけども、そのとおりだと思いますので、これからは保育の充実に努めていただきたいと思います。

次に、ICT教育の中の環境について。

学習指導要領では、随所に学習指導におけるICT活用が例示されています。これらの例示は、ICT活用の目的によって情報活用能力を育成するためと教科の学習目標を達成するための2つに大きく分けられます。さらに、教師によってICT活用と児童・生徒によるICT活用に分けられます。本町では、やっと8月に中学校にタブレットが導入されたようですが、小学校は、今答弁いただいて、来年リース契約満了を迎えるので進めていただきたいと答弁いただきましたけれども、既に東金市、山武市では、小学校にタブレットが整備されております。特に東金市でも、タブレット端末を活用した事業が進んでおり、昨年東金市の城西小学校で開催された市教育委員研修会並びに第2教育研修会に参加させていただき、タブレットを活用した授業を拝見いたしました。その中で、サポートセンターの児童たちがみずからホームページを立ち上げているところに、その取り組みに、その姿に感動いたしました。子供たちにとって、近隣自治体との温度差があってはいけないと思います。来年小学校の児童たちが活用できるために、必ず導入していただきたいと強く求めますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの御質問に回答させていただきます。

今後、ICTを活用した教育は、児童・生徒の学習効果を高めるために、さらに重要なものと認識しております。教育委員会といたしましては、今後、学校現場において、学習指導の教材研究や事前準備及び電子機器の操作など、教職員の多忙化を懸念しているところでございます。このことから、ICT教育の環境整備や教職員の計画的な研修受講に今まで以上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 小学校のほうの導入はしっかりしたことが、教育長答弁では来年30年にリースが満了になるから進めていきたいということですので、これ財政にもかかわることですけれども、本当に差があつてはいけないと思います。大変な金額になると思います。先ほど中学校でも入ったこともありますけれども、でもやはり2年前から東金、山武が進めている中でも、九十九里だけが取り残されないように、子供は平等ですので、ちょっとそういう面でも考えていただきたいと思います。

また、次の教職員の研修支援ですけれども、教職員の研修はとても大事なことです。既に研修はされていると思いますが、実際使ってみていろんな問題も出てくると思います。本来授業以外で労力を使わなければならない点が増えて大変、例えばインターネットの接続に手間がかかるとか、授業のためのICTを導入したがゆえに、その準備が大変とか、それだけでなく忙しい先生方がICTを活用すると、本来の授業以外で忙しくなってしまうはいけないわけです。やはりICTの支援員の充実が必要だと思います。その点から支援の配置が必要になると思いますが、御意見をお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの御質問に御回答させていただきます。

ICT教育支援員でございますが、現在、県教育委員会に対し、県下の自治体、教育委員会からさらなる財政支援の国への働きかけ、並びに県での予算措置を要望させていただいております。このようなことから、本町においては、その導入について、近隣の自治体の状況を見据えつつ、学校現場や町財政部局と協議をし、判断してまいりたいと考えております。現状では、早期にICT支援員を配置することは困難であると考えられますので、教育委員会といたしましては、町内小学校に勤務する教職員で、卓越した知識、技能を有する情報教

育担当教職員を中心とした校内研修や教育委員会が主催する研修会を実施し、参加により教職員の指導力を高められるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） ちょっと残り時間少なくなってきました。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

支援員となれば、人件費がかかるのは確かだと思います。でも、東金市も入れていて、大変なところだと思うんですけど、先生だけじゃやっぱりやっていけない、支援員がいてこそいろんなものが進めたというお声も聞いております。今、局長のほうから校内研修を進めていきたいということでしたので、しっかりと先生たちの研修は進めていただいて、タブレット入りました、環境ができましたけれども、生徒は進むけれども、先生ができませんでしたじゃ話にならないので、大変な中ですが、取り組んでいただきたいと思います。

次に、プログラミング教育。

今年3月の学習指導要領の改正を受け、2020年度から小学校でプログラミング教育は必修化されます。コンピューターを動かすプログラムをつくることで、論理的に考える力を養うことが目的です。そうした中、柏市は、今年度から全市立小学校の4年生を対象に授業を開始、必修化に向け、いち早く動き出しております。児童が与えた課題になって挑戦し、クリアするごとに、できたよ、おもしろいと歓声を上げているようです。先ほど教育長から、数単位だけでも中学校の授業で取り組んでいると答弁がありましたけれども、簡単にどのような取り組みをしているのか教えてください。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問に回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、2020年から小学校におけるプログラミング教育が必修化となります。これに伴い、本町においても、プログラミング教育の実施に向け、学校と連携を図りながら、計画的に進められるよう準備をしております。また、学校教育において、今後充実したプログラミング教育を展開するためには、設備などの環境整備はもちろん、指導体制の構築、教職員の研修及び小学校での検証授業など計画的に取り組んでいく必要があると感じております。

質問の中学校でのプログラミング教育の内容ですが、中学の技術・家庭科の学習において実施、実践されており、ものの制作と、ものをつくること、制作とあわせ、プログラミング

により車やロボットを動かすことや、ラジオの起動タイマーのプログラムを制作することとなっております。本町においては、後者のラジオ制作を行っております。制作時間は10時間程度であり、そのうち2時間がプログラミングに費やされております。授業も楽しく、生徒は意欲的に取り組んでいると報告を受けております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

先ほどから言いましたように、小学校でのプログラミング教育は2020年までにあと3年となりますので、中学で進んでいただいているので、小学校もできると思いますので、他の自治体ともおくれのないようにお願いいたします。

それでは最後に、校務支援システムですけれども、平成23年4月に文部科学省が発表した教育の情報化ビジョンにおいて、今後平成32年度に向けて国が取り組む教育の情報化に関する推進方策が示されております。その中の一つとして、全ての学校に校務支援システムを普及するという施策を上げております。校務支援システムとは、教員の事務の軽減を図ることを目的として、教員に1人1台配備されておりますコンピューターで、児童・生徒の出欠、成績、時数、給食、保健情報など、全ての管理を1台のコンピューターで行うというシステムです。校務支援システムを導入することにより、校内で情報共有することや、業務の軽減と効率化などが期待できることから導入を求めますが、再度答えてください。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問に回答させていただきます。

町教育委員会としても、校務支援システムの導入については、教職員の多忙化解消に向け重要な事項であると認識させていただいております。しかしながら、システムの導入には多額の財源確保やその利活用で、今後どれだけ教職員の負担軽減につながるのか、学校現場や関係部局との協議検討が不可欠だと考えております。

また、近隣自治体の状況を聞きますと、既に導入、活用しているところもあり、その中には1校当たり1,000万円程度の費用がかかるというふうに聞いております。そのようなことから、今現在は内部で十分な検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

校務システムは、国の2018年度予算に統合型校務支援システムが計上されるようではありますが、教職員がどこに異動になっても使えるために、私も公明党県議会議員に要望しております。しかし、本町でも教職員の事務軽減のため考えていただきたいと思います。また、ICT教育につきましては、我が党の荒木議員からも以前質問をしております。本町のICT教育に期待いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

---

### ◎散会の宣告

○議長（高橋 功君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

あす6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時13分

平成 2 9 年九十九里町議会第 3 回定例会会議録（第 2 号）

平成 2 9 年 9 月 6 日（水曜日）

平成29年第3回九十九里町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成29年9月6日(水) 午前9時38分開議

日程第 1 一般質問

---

出席議員 (15名)

1番	高木輝一君	2番	鏈田貴俊君
3番	中村義則君	4番	古川徹君
5番	浅岡厚君	6番	荒木かすみ君
7番	内山菊敏君	8番	杉原正一君
9番	善塔道代君	10番	細田一男君
11番	佐久間一夫君	12番	谷川優子君
13番	高橋功君	15番	古川明君
16番	石橋和雄君		

欠席議員 (1名)

14番 鈴木征四郎君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	木原正幸君	税務課長	篠崎肇君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	鈴木秀明君
社会福祉課長	中川チェリ君	産業振興課長	古川富康君
まちづくり課長	南部雄一君	会計管理者	戸村俊之君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 事務局 局長	山口義則君

農業委員会  
事務局 長 吉田洋一君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 篠崎英行君 書記 古川恵美君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時38分

- 議 長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（高橋 功君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議 長（高橋 功君） 日程第1、9月5日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、1番、高木輝一君。

（1番 高木輝一君 登壇）

- 1番（高木輝一君） 1番、高木です。おはようございます。

これから、平成29年第3回定例会において、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて、東千葉メディカルセンターと海の駅九十九里、この2点について質問させていただきます。この2点は、町の財政に大きく影響すること、そして地域経済の活性化についてもやはり大きく影響すること、この2点を質問させていただきます。

まず、東千葉メディカルセンターでは、平成29年8月29日に議員に対し全員協議会が開催され、運営状況について説明がありました。

平成28年の決算状況ですけれども、医業収益目標約50億に対して、着地は約46億円と、目標に対しマイナスの4億円ということでした。当期損失の目標額においても、本来はマイナス9億2,400万で着地させるべきところをマイナスの11億7,700万と、赤字額が目標に対して2億5,300万大きく上回ってしまいました。この2項目を取り上げただけでも、目標に対して大きく乖離している状況です。平成28年、昨年12月に目標を大幅に下方修正し、議会において承認された第2期中期計画については、資金支援を受けるための計画であって、算出根拠など全くなかったということではないのでしょうか。結果を見ると、本当に惨たんたるものだと私は思っております。第2期中期計画修正後において、数値目標達成は必須であったと私は考えております。今回の全員協議会の説明の中では、達成できなかった要因など説明するだけで、何か言いわけとしか私には聞こえませんでした。今後の経営健全化においては、

収入の増加策と収益の増強策、あわせて医業費用の削減策、これが重要になってこようかと思えます。

そして、きょうの千葉日報の中に、千葉県の保健医療圏、二次保健医療圏、これ9つに分かれていますのでけれども、当地域は、山武長生夷隅医療圏であります。その医療圏から、千葉市、市原市、安房の各地への患者の流出が顕著ですというふうに千葉日報に載っておりました。

そういった中で、山武長生夷隅医療圏は、4月1日現在で、42万6,779人です。しかしながら、夷隅郡市約7万2,000人を差し引くと35万4,113人になります。ですから、この東千葉メディカルセンターの医業における市場、商圈ですね、これは非常に狭いものと思われま

す。現状の中で、やはり考えますと、幾ら東千葉メディカルセンターが頑張ったとしても、年間約50億から60億円程度の医業収益、収入の見込みではないかなと、これ以上達成するためには、いろいろ方策を考えていかないと達成ができないと、私は考えております。

そこで、再々申し上げておりますけれども、収入、収益増強策として人工透析、人間ドックへの取り組みなどが私は重要と考えます。現状の人工透析患者数は、九十九里町が66人、東金市が173人、合計239人です。この患者1人当たり、月幾らぐらいかかるかという、診療価格は約50万ぐらいです。これが東金市と九十九里、合計で239人ですから、仮に200人行ったとすれば、月に1億円収入の増加になります。年間にすれば12億円の増収になるということです。なぜ本当に取り組まないのか、私にはこの取り組みが理解できません。何か事情があるのじゃないかと私は思っております。そういった中で、収入面ばかりではなくて、一方で医業費用においても人件費、材料費、経費、この削減はやはり職員一丸となって取り組んでいただかなくてはならない事項だと思えます。

そして、海の駅九十九里においては、平成29年8月2日に全員協議会が開催されまして、海の駅九十九里いわしの交流センターの指定管理の取り消しについて説明がありました。これは、平成28年12月9日に公表された九十九里町商工会による千葉県補助金の不正受給並びに流用事件などが重大な法令違反であったと、そういったことにより、今年度末の平成30年3月31日をもって指定管理者である九十九里町商工会は指定取り消しになります。この対応について、町当局に対しお尋ねいたします。

九十九里町商工会は、公共性の強い特別認可団体で総合経済団体としての位置づけです。九十九里町の地域内における公共的団体です。地方自治法第157条とその2項において、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調

整を図るため、これを指揮監督することができる。」というふうになっております。2項においては、「必要があるときは、事務の報告、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。」と記されております。

町当局においては、平成28年12月9日に公表されたと同時に調査すべき重大な事件であったと私は思います。事件発生後、協議を重ねたとなっておりますけれども、指定管理者契約は議会の承認事項です。事件当初より、事件の内容について町当局の方向性など考え方を知らせるべきであったと私は思っております。しかしながら、8月2日以前は、この質問に対して何一つ回答らしい回答は私はいただけなかったんじゃないかと思っております。対応が余りにも遅過ぎると言わざるを得ない状況です。3月14日に、九十九里町商工会に対して、千葉県より補助金の返還命令と指摘事項が示され、改善を求められております。遅くともこの3月14日時点で、説明が町当局よりあるべきと私は考えております。

以上によりまして、本当にこれで今の議会改革とか行政改革、本当にできるのでしょうか。私は非常に疑問に思っております。

これを踏まえて、今回の質問に入らせていただきます。東千葉メディカルセンターに対する財政支援方針について。これは九十九里町と東金市の2市町合計額と、そのうち本町分の金額ということで御回答いただければと思っております。平成26年度から28年度、過去3年間の財政支援状況について、項目別に一般会計繰入金、病院事業債、起債による貸付金、県交付金のうち元利金返済に充当目的の基金繰入金、資金が不足する、そのための基金からの貸し付け、この4項目について教えてください。

平成29年度の財政支援計画についても、同様4項目でお願いをしたいと思います。

3番目、近隣の病院経営で一番参考になり比較対象が可能なさんむ医療センターの財政支援状況についてです。平成28年度の山武市の財政支援状況についてお伺いいたします。

2番目として、東千葉メディカルセンターの経営健全化策について。

1番目、過去3年間の損失額及び債務超過額。

2番目、過去3年間の医療機器等設備投資額について。

3番目、第3期中期計画における医業収支予測について。

続いて、大きな項目3番目、海の駅九十九里の指定管理者の選定経緯について。

1番目が、指定管理者予定者に対する説明会の開催実績について。

2番目として、募集要項の条件が緩和された変更経緯について。当初は自己資金3,000万とか指定管理料ゼロというようなところからスタートをしていると思います。

3番目として、指定管理者の決定に至った経過説明について。

大きな項目4項目め、海の駅九十九里の指定管理の取り消し経緯について。

1番目として、指定管理者の瑕疵条項内容等について。

2番目として、九十九里町指定管理者候補者選定審査会の議事及び協議内容について。

3番目として、指定取り消し理由並びに経過説明について。

大きな項目5番目、海の駅九十九里オープン後の検証と今後の取り組み方針について。

1番目として、平成27年4月オープン以降の業務運営の検証について。

2番目として、経費削減策及び業務運営の見直しについて。

3番目として、指定管理者契約の課題と今後の取り組み方針ということで質問をさせていただきます。

以上のとおり、一杯質問させていただきます。よろしく願いいたします。

なお、再質問については自席にて質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長（高橋 功君） 高木輝一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 高木輝一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東千葉メディカルセンターへの財政支援方針についてお答えいたします。

1点目の過去3年間の財政支援状況についての御質問ですが、平成26年度から平成28年度の3年間で一般会計からは、職員の総務費を除いて、設立団体として、26億7,188万円です。そのうち、本町分は6億5,496万円でございます。

2点目の平成29年度の財政支援計画についての御質問ですが、一般会計からは、設立団体として、7億7,391万円の予定です。そのうち、本町分は1億7,705万円の予定です。

3点目のさんむ医療センターの財政支援状況についての御質問ですが、町の一般事務ではございませんので、答弁を控えさせていただきます。

次に、東千葉メディカルセンターの経営健全化策についてお答えいたします。

1点目の過去3年間の損失額及び債務超過額についての御質問ですが、平成26年度から平成28年度の繰越欠損金は43億7,363万円です。また、債務超過額は18億8,804万円です。

2点目の過去3年間の医療機器等設備投資額についての御質問ですが、設立団体として、6億9,570万円です。そのうち、本町分は1億8,030万円です。

3点目の第3期中期計画における医業収支予測についての御質問ですが、第2期中期計画では、医業収益は平成29年度が61億100万円です。平成30年度が67億4,500万円でございます。

第3期中期目標計画については、東金市とともに東千葉メディカルセンター、千葉大学附属病院、千葉県と協議しながら策定作業を進めているところでございます。

次に、海の駅九十九里の指定管理者の選定経緯についてお答えします。

1点目の指定管理者説明会の開催実績についての御質問ですが、本施設が利用者にとって魅力あるものとするために、発展的なアイデアを創出する意見交換の場として、いわしの交流センターワークショップを設置いたしました。本ワークショップは、建設・運営計画等の意見を集約し、基本設計の作成に役立てることを目的としており、平成23年7月から平成24年8月までの間、5回開催しております。

2点目の募集要項の条件が緩和された経緯についての御質問ですが、いわしの交流センター指定管理者募集要項を定め、平成25年4月19日から町ホームページを通じて周知し、募集を行ったところであります。

3点目の指定管理者の決定に至った経過説明についての御質問ですが、施設概要説明会には8社が出席し、最終的に1社の応募がありました。その後、選定審査会において指定候補者を選定し、仮協定書の締結後、町議会における議決を経て、九十九里町商工会を指定管理者として決定したものです。

次に、海の駅九十九里の指定管理の取り消し経緯についてお答えします。

1点目の指定管理者の瑕疵条項内容等についての御質問ですが、いわしの交流センターの管理に関する基本協定書第42条第1項第5号に規定している「公の施設の管理業務を行わせることが社会通念上著しく不相当と判断されたとき」の条文が適用になると考えております。

2点目の選定審査会の議事及び協議内容についての御質問ですが、いわしの交流センターの指定管理に関する町指定管理者候補者選定審査会は、これまでに2回開催しております。

1回目は、平成25年7月18日に指定管理者候補者の選定を行うために開催し、九十九里町商工会を候補者に選定いたしました。

2回目は、本年7月18日に指定管理者の指定取り消しの可否について協議するため、開催しております。審査会の意見としては、指定を取り消すことが相当であるという結論に至っております。

3点目の指定取り消し理由並びに経過説明についての御質問ですが、指定取り消しの理由については、商工会において、千葉県補助金の不正受給など重大な法令違反等があったこと

から、海の駅九十九里の管理業務を行わせることが社会通念上著しく不相当であるということとでございます。

また、指定取り消しを行うに当たり、平成29年7月25日付で商工会に事前通知をし、その後、8月2日に開催された全員協議会で報告させていただいたところであります。

次に、海の駅九十九里の検証及び今後の取り組み方針についてお答えいたします。

1点目の平成27年4月以降の業務運営の検証についての御質問ですが、平成27年4月以降、さまざまな課題や問題点等について指定管理者と協議し、その都度、対処してきたところがあります。

今後、運営を行っていく中で生じた問題について検証し、解決すべき問題を先送りすることなく、対策を講じていきたいと考えております。

2点目の経費削減策及び業務運営の見直しについてと、3点目の指定管理者契約の課題と今後の取り組み方針との御質問ですが、最少の経費で最大の効果を発揮できるような事業運営を目指し、まずは、関係団体から意見を聴取し、その意見を踏まえ、第三セクターを立ち上げた上で指定管理者にするのか、公募により指定管理者を募集するのかを検討してまいりたいと考えております。

以上で、高木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

まず第一に、東千葉メディカルセンターの財政支援方針についてお尋ねします。

過去3年間の平成26年から28年度の財政支援状況については、東千葉メディカルセンターに対する財政措置額について回答を求めます。一般財源、10年間で26億5,000万の範囲での財政支援と言われております。真水部分ということで表現されておりましたけれども、現状3年間で幾ら支出されているのか、また交付税措置額は3年間で幾ら交付されているのか、10年間の交付税措置見込み額、これも幾らぐらいになるのか教えていただきたいと思っております。

そして、千葉県の交付予定額は開院後10年で71億8,300万円となっております。通常の交付金が幾らで、前倒し交付金が幾らなのか、それぞれ回答を求めます。

そして、その交付金のうち、運営費貸付金、要は資金が足らなくなって貸し付けている部分は幾らなのか、教えてください。

平成29年度の財政支援計画についても、同様回答を求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

一般財源からの支出状況ですが、一般会計から運営費負担金、起債の町負担分管理金と派遣職員の人件費分としまして、繰り入れが行われております。これは真水部分と言われる実質負担部分と交付税額部分に分かれておりまして、実質負担部分としましては、26年度から28年度3年間の支出で、市町で15億1,851万5,000円となっております。御質問にありましたとおり、実質負担分の総額は26億5,000万円となっておりまして、残額は11億3,148万5,000円、28年度までで総額の57.3%を支出している状況です。これは資金需要を見越しまして、均等払いではなく開院当初により多く配分した結果となっております。

続きまして、交付税についてですが、平成26年度から35年度までで開院後10年間に措置されている交付税額は、29年度以降につきましては、確定数値ではありませんので想定額となりますが、55億5,055万6,000円となっております。このうち、26年度から28年度までに措置された交付税額は、市町で合わせまして11億5,336万3,000円となっておりまして、想定される残額としましては43億9,719万3,000円となります。

続いて、県交付金についてですが、平成26年度から平成35年度まで、開院後10年間に交付される額は、市町で合わせまして、御質問にありましたとおり、71億8,300万円となっております。26年度から28年度までに交付された額は、市町で合わせまして32億4,290万円となっておりまして、このうち前倒し分は10億8,800万円となっております。この交付金を原資としまして積み立てた積立金からの貸付額は、市町で22億6,200万円となっております。

以上が26年度から28年度までの現状となっておりまして、29年度の財政支援計画としましては、29年度も28年度同様に支出を行う予定となっておりまして、予算額とはなりますが、一般財源の実質負担部分としましては、市町合わせて1億7,799万9,000円となります。交付税部分につきましては、これは想定額となりますが、市町で5億9,591万2,000円となります。

県交付金につきましては、市町で7億1,830万円、この交付金を原資とした積立金からの貸付額は、29年度、市町で合わせまして3億7,800万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

そうしますと、一般財源10年間で26億5,000万、もう約50%超えて使っておりますけれども、この以内でおさめるということで理解してよろしいでしょうか。やはり県の交付金も71

億8,300万、10年間で交付される予定ですがけれども、これについても、29年度までで運営費貸付金、資金の足りない分を貸し付けている金額がもう26億4,000万という金額です、今年度含めてですね。今年度3億7,800万の予定がされているかと思えますけれども、もうこの辺でやはり運営費貸付金も限度を持って対応していただければと思います。

私、基本的に考えているのは、東金市と当町含めて、一般財源では年間でも5億円程度が妥当かなというふうには私自身は考えております。これ、あくまでも経営状況によって若干変わってこようかとは思いますが、その辺も踏まえながらお願いをしたいと思います。

ちょっと関連質問で、独法独自の借り入れって可能なかどうか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいことと、29年度において県交付金前倒し分についてですがけれども、当初3億の予定だったと思うのです。これが、変更後4億2,600万前倒しで1億2,600万増額となって交付されていると思うのですけれども、その辺をもう1回質問させていただきます。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

独法単独での借り入れということですが、独立行政法人法によりまして、長期の借り入れは独立行政法人はできないことになっております。短期の借り入れにつきましては可能となっております。独立行政法人東千葉メディカルセンターとしましては、年間5億円までの枠を設けております。現在、市中の金融機関からは借り入れは行われておりません。

それと、28年度に県の交付金は3億円という予定でしたが、4億2,600万円に増額されているということですが、県のほうで、今後の資金需要を見越しまして、3億円では不足する懸念があるということで、4億2,600万円に増額して交付されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

次に移ります。東千葉メディカルセンターの経営健全化策についてということで、過去3年間、26年度から28年度の損失額は、平成26年度がマイナスの15億4,030万円、平成27年度がマイナスの16億5,619万円、平成28年度がマイナスの11億7,713万円、3年間の累計損失額は43億7,362万円です。債務超過額も18億8,804万円と増加しております。前期比10億くらい増えているかと思えます、10億超ですね。平成29年度の第1・四半期見させていただきましたけれども、4月から6月の3カ月の月次経営状況、これが出ましたけれども、3カ月の医業収益では12億7,799万円、月平均にすると4億2,600万、これが月商です。

それに対して、医業費用はというと、17億4,412万円、1カ月当たり平均すると5億8,047万円、こういう状況です。3カ月における、4月、5月、6月の損失額はマイナスの4億4,862万円、月に平均すると月マイナスの1億4,954万円です、約1億5,000万、毎月赤字が出ているということです。

これに基づいて、年間に換算すると、医業収益では約51億円なんです。目標は61億円ということです。医業費用においては約69億円。目標は73億円、非常に大きな金額ですけども、そういう状況です。あと、その他に一般の管理費や営業外費用の増加が見込まれています。

そうすると、損失額は年間でマイナスの18億円程度になろうかと思えます。目標は約7億円ということなので、その差額というのは11億円、今の現況においてですね、差額は11億円の、要は予想よりも上回った損失額ということです。

この中で経営健全化策、これをどのように考えているのか。仮に損失額が10億円マイナスが増加しちゃった場合、この10億円の赤字補填、これをどのように考えているのか、町当局の答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

平成29年度第1・四半期の報告を見まして、財務状況が厳しいことは設立団体といたしましても十分認識しているところでございます。この事実を受けとめまして、今後の法人のさまざまな取り組みに対しまして、必要な支援を行っていかねばならないと考えています。

赤字補填の方法に関する御質問ですが、法人に対しまして設立団体が一般会計から支援する額は、交付税を除きまして、先ほどの質問にありましたように、開院後10年間の総額26億5,000万円の範囲内で負担するという当初の枠組みを変更することは考えておりません。法人の経営努力を促すとともに、不測の事態に備えた資本金の増強など財政支援につきましては、千葉県とも協議し適切な対応をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

まず、毎月の収支状況を黒字化するということが一番最初の目安じゃないかなと思われまます。毎月毎月1億5,000万マイナスになっている状況では、黒字化はまず無理です。ですから、まず今月からでも早く黒字化できるように経営努力をしていただきたいと思います。やはりこの財政支援がなくても運営できると、そういうふうにするためには、医業収益を目標

どおり達成できないと何もできませんからね。この辺をまず第一にお考えいただいて、運営をしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。第3期中期計画における医業収支予測について質問いたします。

現在、当町及び東金市、独法、千葉大、千葉県と協議しながら策定作業を進めているということですが、再度第3期中期計画が下方修正を、去年12月に出した目標を下方修正するということはあるのでしょうか。私はあつてはならないと思っているのですが、その辺がどうかと。

第3期中期計画は、平成28年12月、先ほど申しましたけれども、第2期中期計画修正時に示された数値と私は思っていたのですが、それが本当にどうなのかどうか。修正目標は平成37年度まで計画をされていました。作成した目標については、千葉県と2市町の議会承認、これに基づいて計画されているものだと思いますけれども、これは承認のために単純に作成したのかどうか、その辺をお尋ねします。

以上です。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、第3期の中期目標を千葉大学医学部附属病院病院長企画室から提供されました調査報告をもとに、平成33年度までの病床開設や提供医療サービスなどについて、県メディカルセンター等の関係団体と協議を行っております。

メディカルセンターでは、4月から新理事長が就任されたことによりまして、8月に皮膚科の開設、10月に脳外科の充実が図られることから、第2期中期目標をたたき台に、新理事長の意向を踏まえまして、第3期の中期目標を策定したいと考えております。第2期中期計画の変更時に、平成37年度までの収支予測を記載しておりますが、策定時の経営方針と実績に基づいて前の第2期中期計画に変更を加えたものとなっております。第3期中期計画策定におきましては、中期目標策定と同様に周辺の医療事業、今までの実績と新理事長の経営方針を加味しまして、収支予測の修正が加えられることになると考えられております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

中期計画4年って、私ちょっと長過ぎるんじゃないかと思っております。今後についてですけれども、環境変化がやはり激しい中でそれに対応していくためには、短期1年、中期3

年、長期5年、この程度にしてやはり状況見ながらですね、考えていくということがよいかと思いますので、ちょっと中期4年というのは私は長いかなと思います。

課長に最後の質問ですけれども、先ほど人工透析、2市町で239人、1人1カ月50万ぐらいかかると、それをトータルすると1億2,000万にくらいになる。それをこの第3期中期計画に組み入れていくのかどうか、その辺だけ御回答を求めます。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの質問にも、人間ドックと人工透析というお話があったかと思うのですが、東千葉メディカルセンターの開院のコンセプトとしまして、三次救急に軸足を置いた地域中核病院を目指すのだということがありまして、その関係で人間ドックと人工透析につきましては、診療科目から外れた経緯がございます。今後につきましては、確かに人間ドックと人工透析につきましては、地域の医療需要もあるかと思っておりますので、検討課題の中の一つとなると考えております。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

まず、医業収益、収入増えるわけですから、もうぜひ3期計画に入れてください。それをするしかないですよ、よくするには。よろしくお願いします。

先ほど、最後に大項目1の③のさんむ医療センターの財政支援状況について、これにちょっと戻りますけれども、さんむ医療センターは、近隣における参考事例として、非常によい事例だと私は思っています。ですから、一部ちょっと紹介をさせていただきます。

平成28年度の山武市の支援状況は、総額で3億7,324万円です。内訳は、運営費の負担金、これが営業費用関係と営業外費用関係の中での負担金、2件ありますけれども、合計で2億9,630万円、その他に事業負担金、これが3件ありまして、7,694万円です。交付税措置額は、そのうちの7,621万円です。実質負担額は2億9,703万円ということで、3億円を切っている状況です。ですから、東金市もこの程度、九十九里町は1億円程度、このぐらいが一つの目安になってくるのではないかなということで、5億円程度の財政支援におさめられるようにひとつ努力をお願いをしたい。

その中で、さんむ医療センターと東千葉メディカルセンターの類似点、稼働病床数は、メディカルが209床、さんむが229床。入院患者数は、メディカル166人に対して、さんむ医療は168人。入院診療単価、メディカルが7万134円、さんむ医療センターが4万3,045円、こ

の差は非常に大きいのですけれども、3万円弱大きいのですけれどもね。外来患者、285人がメディカルですけれども、さんむ医療センターは450人ということで、この差はちょっと非常に大きい、170ぐらいありますからね。これ何でかということをや因をね、やはりよく調べて、メディカルセンターが、外来患者が400、500になるためにはどうしたらいいのか、交通アクセスの問題なのかどうか、やはり利便性の問題も中にはあろうかと思えます。そういったことも全体を捉えて考えていく事項だと私は思っています。医師数は、メディカルが42人、さんむが30人、看護師が、メディカルが210人、さんむが148人というふうになっております。

ですから、再々申し上げておりますけれども、第2期中期計画の最終年である平成29年度の経営状況の早期改善と、しっかりと算出根拠を出して明確にする中で、まず第一に医業収益を確実に確保していただく、必達することを前提条件として医業費用の見直し等をしていただきたいと要望をいたします。

続きまして、海の駅九十九里の指定管理者の選定経緯とあります。

指定管理者の取り消し経緯、まずこの取り消し経緯からちょっとお尋ねをいたしますけれども、指定管理者の瑕疵条項内容について、説明を求めます件と、町当局は指定管理者の不正事件内容など、どの程度把握しているのか答弁を求めます。

そして、九十九里町指定管理者候補者選定審査会の議事及び協議内容については、審査会を開催して全ての議事録開示を私は求めます。非公開となっているようなことをお尋ねしましたけれども、何かまずいことがあるのかどうか。ですから、当初の取り組み経緯って何だろうかなということが質問に出てくるわけです。私はその選定経緯の結果については、公表すべきと逆に思っております。だからそういった意味で、九十九里町商工会を優遇したというような経緯が本当はないのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

そして、指定取り消し理由並びに経過説明については、なぜ3月21日、九十九里町産業振興課第2293号で公文書を発行したのか。なぜその時点で、議会に対し説明協議がなかったのか。8月2日に全員協議会がありましたけれども、その説明材料で提出をされたように私は思えてなりません。本当に町の考え方を教えていただきたいと思います。と思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） まず、1点目の指定管理者の瑕疵条項内容についてという御質問に対してお答えをさせていただきます。

九十九里町商工会の補助金不正受給があったことは事実ですが、本案件に関して千葉県  
の補助金に対する不正受給であります。しかしながら、商工会が補助団体であり、町からの補  
助金を支出している以上、看過することができない問題であることから、町から商工会に対  
し第三者調査委員会の報告書の提出を求め、3月29日付で報告書の提出があったところご  
ざいます。

また、県補助金についても、返還等がなされ完了したものと聞いております。海の駅九十  
九里の会計処理は、税理士により書類を作成し監査が完了している報告書を提出いただい  
ております。

また、基金として積み立てた800万につきましても、海の駅九十九里に係る事業安定準備  
基金であると認識しておるところでございます。なお、商工会の補助金不正受給以外の問題  
につきましては、県商工連合会の指導のもと、商工会の理事会、総会において解決を図っ  
ていただきたいと考えております。

3点目の御質問の取り消し理由並びに経過説明についてを説明させていただきます。

理由としましては、再三にわたり、海の駅九十九里の運営に対し協議をしてきたところ  
でございますが、千葉県補助金の不正受給、また本来業務に専念したいとのことから、町商工  
会より指定管理期間満了前をもって、指定の取り消し希望があったところでありま  
す。しかしながら、町としても、いわしの交流センターの運営管理をスムーズに次の管理主体に担  
わせるためには、事務手続期間を考慮すると、一定の期間が必要となることから、平成29年3  
月21日付で回答したところでありま

す。しかしながら、商工会では、平成29年3月25日より、商工会が新体制となったところ  
で、指定管理継続希望等の声があり、理事会等を踏まえた意向確認を行ってきた結果、7月10  
日付で再協議がなされたところでございます。この間、商工会が新体制に移行したり、新体制  
後の商工会の意向が町としてもつかみきれず、全体を含め見きわめるためにも説明を保留し  
た経緯でございます。

また、8月2日に全員協議会があり、その説明材料で提出したのかという御質問ですけれ  
ども、海の駅九十九里の今後の運営に対し再三にわたり商工会と協議した結果、この時期に  
なってしまう、大変申しわけなく思っております。しかし、一切そのようなことはございま  
せんので、御理解をいただきたいと思います。

○議 長（高橋 功君） 申し上げます。残り時間が少なくなっております。

1 番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

ちょっとはしよりますけれども、先ほどの指定管理者の不正事件内容、これはまず県の補助金の不正受給並びに流用ということの事件、それと県からの指摘の中で、平成27年度特別会計海の駅九十九里の不適切な会計処理問題、これは本会計にも800万、3月24日の臨時総会において、本会計に繰り入れされた海の駅九十九里安定資金、こういったものは、本来は私は町に返してもらわなければならないお金だと思っております、あと収益金もね。

このほかにもいろいろな問題が、今言った以外に出ているようなことも聞き及んでおります。簿外科等、千葉県もありましたけれども、簿外科の管理とかですね。あとは一番私気になるのは、平成25年度の地域経済活性化提案型事業において、くくりん1号、これが平成26年5月30日に、九十九里町商工会から18万7,000円請求があったわけです。これに対して、町は18万7,000円を簿外科300、あとは申し上げませんが、その口座に入金がされております。その18万7,000円について、その通帳を町は確認する義務があると思うのです。その支出内容が不明であれば、これは流用と多分類似して同じじゃないのかなと思われるのですけれども、その1点だけちょっとお答えいただけますか。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） 御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃった簿外科ってお言葉がありましたけれども、町のほうとしましては、請求書に基づいて口座に振り込んでおりますので、簿外科というような認識はございません。

○議長（高橋 功君） 高木輝一君、あと4分。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

しかしながら、その振り込みはされているわけですので、先ほど地方自治法157条、その中でのやはり監督義務、調査義務があるんです。ですから、これは後々調べて回答してください。どういうふうに18万7,000円が使われたのか、この辺はぜひ回答を求めます。

あと、いろいろ質問事項一杯あったのですけれども、まことに申しわけございません、時間がなくなっちゃって。

最後に、やはり九十九里町の地域内における公共的団体など、メディカルも一緒に含めてですけれども、もっとチェック機能の強化をしなければ、決算、はい、出しました、はい、しました、それではわからないのです。やはりそこをチェックできる機能を持たなければ

ば、いつまでたっても改善はされません。ですから、メディカルの決算の内容もしかり、九十九里町商工会の決算書、特別会計海の駅九十九里の会計内容、これについてもきちっとチェックできる機能を町として設けてください。これが私の最後のお願いでございますので。

もう時間がなくなっちゃって、いっぱい質問があつて、これしかできなかつたんですけども、大変申しわけございませんでした。またよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議 長（高橋 功君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいま高木議員の御質問、厳正に受けとめたいと思います。

そこで、私が町長に就任したときに議会の皆様をお願いしたことがございます。

病院にしても、海の駅にしても、議会の議決をもって行われたことでございます。ですので、皆さんと一緒に相談しながら進めたいということで、お願いしたはずです。

ですので、今後もそのようにお互いに協力し合いながら進めていきたいと、できるだけいい方向に持っていきたいと今努力しておりますので、結果的に余りいい結果が出ておらない部分もございますけれども、何とぞ皆さんのお力をおかりしながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は10時50分です。

(午前10時37分)

---

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時48分)

---

○議 長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により、6番、荒木かすみ君。

(6番 荒木かすみ君 登壇)

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木かすみです。

議長のお許しを得ましたので、平成29年9月定例議会において一般質問を行います。

地域の発展を願い、小さな声にお応えできるよう、私自身しっかり勉強しながら行政とと

もに意見を交え、よりよい方向へつなげていきたいと思っております。当局におかれましては、明快な答弁を望みます。

それでは、皆様のお声をもとに質問をさせていただきます。

初めに、地域防災について。

地域で避難の拠点となる場所の設定、安否確認の際の中心となる人など、地域別に毎年決め、町民に周知をする必要があるのではないかと危惧しております。

そこで、1、地域防災の進め方と支援について、基本となる考え方をお聞かせください。

2、避難時要支援者の把握、避難時における介護者への連携体制についてお聞きをいたします。

障害者として、高齢者として、またふだん元気な方でも病気のと看、幼児など要支援者の具体的な介助が必要な方への支援を誰がお手伝いできるのか、確認をしておく必要があると思ひます。ふだんから、誰が誰とつながり、避難時に要支援者の安否確認をしていくのは家族なのか、御近所の誰かなのか、行政とはどのように連携をしていけばよいのか、その方法をお伺ひいたします。

3番目に、シェイクアウト訓練の普及と啓発についてお伺ひをいたします。

回覧で回っている説明で、シェイクアウト訓練を何をすればいいのかはわかりますが、その訓練に参加しますという名簿の提出の意味がよくわかりません。どこか別な場所で訓練があるのかという質問をいただきます。何のための訓練か、その後どう行動すればいいのか、シェイクアウト訓練を通して、まず冷静になって自分の身は自分で守ることを意識するということが、この訓練の大事なところ看です。その後は御近所や家族にどうかかわるかなど、地域防災の意識を高める機会としなければ、シェイクアウト訓練の意味がないと思ひますが、当局はこの点どのようにお考えかをお聞かせください。

また、1分間安全な場所でかがんでください、できる人は名簿に記名してくださいという単純な訓練参加の意図さえ伝わっていないように思われますので、よろしくお伺ひいたします。

また、回覧であれば、家で1人が判を押し、次へ回してしまうということで、家族になかなか伝わりにくいということもござひます。この点も含め当局の御見解を伺ひいたします。

次に、本町における空き家、空き地の問題についてお伺ひいたします。

農地の中で、河川の中まで土地の線引きがありました看、持ち主が存在するののかということ看です。本町の土地所有の実態が把握をされているのか、亡くなっている方の所有になって

いる土地など、住宅地、農地の土地所有の実態についてお伺いをいたします。

次に、空き家バンクの活用についてお伺いします。

始まったばかりの空き家バンクについてですが、まず周知がされているのか、広報紙とホームページで掲載があると思いますが、外部からの問い合わせに対応しているか、また全国レベルの公開ページがありますが、これが利用されているか等、活用状況をお聞かせください。

3番目に、本町の空き家の状況についてお伺いいたします。

空き家の問題が日本中で負の遺産のように取り沙汰をされております。本町では、別荘として、資産としての土地を求める人が過去多かったように伺っております。その後、土地を求めた方の中には、住む家はあるので別宅用の土地となり、家は手つかずとなっているというのが、本町の特徴的な空き家事情となっております。このような空き家を放置しないために、対策がとられているのか。近年有害鳥獣などに入られるケースもあり、近隣にも御迷惑となっております。これらの空き家の状況をどのくらい把握されているのかをお聞かせください。

次に、農業の安定的な継続のために、自然環境に左右される農業の収入を安定させ継続させるための施策についてお伺いいたします。

今年の稲作は、水不足に始まり、長雨もあり、心配の多い農作業で、収穫量にも影響が出るのではないかと心配をされております。そういった心配からも、後継者の不足が懸念されているところでございますが、集落営農の取り組みや新規就農の難しさを解消する手だてがないのか、このままではますます遊休農地が増えてしまうのではないかと心配されますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、農業の活性化を図るために、農業者以外から農業を理解し、継承してもらうための施策についてお伺いいたします。

農業の後継者不足については、何度か提案を含め質問をさせていただいております。農業者の直系の家族に継承者がいないのなら、外部の方の農業従事希望者を見出さなければならぬ段階となっております。農業従事者の派遣会社も定期的に紹介イベントを開催してまいりました。私も参加させていただきました。新宿のエルタワーというところで、派遣会社が開催してまいりましたが、本町からの出展はありませんでした。近隣からの出展は幾つかございました。今の制度では、新しい方が就農することは難しい状態となっております。そこで、本町独自の制度が必要ではないかと思われませんが、国の支援策以外の部分で方法はないかを

お伺いいたします。

次に、本町における職員の勤務実態についてお伺いをいたします。

きのうも、先輩議員から質問が出ておりました働き方改革については、やはり小さな町の中では公務員が範を示していくということが最も近道ではないかと考えます。本町の職員における勤怠管理状況の中で、女性の育児休暇取得については、出産、入院と回復期の必要から取得がされていると聞いております。ですが、男性の育児休暇の取得についてはどうかということをお聞かせください。

次に、公務員の仕事と役割について。

個別の仕事の比重が違う、クレーム対応が多いなど健康被害も見られる状況であると思いますが、対処する方法はないかをお伺いいたします。役場の職員の仕事場は住民の目の前で仕事を受けることから、批判の対象になりやすい。昼食も席でとる、昼休みも仕事を続けている、それで座っているだけだというような悪口をされるようなことがあります。本当にお気の毒であると思います。役所の手続は煩雑で面倒な手続が多いことから、待たされることも多く、クレームを受けることも多いのは事実です。また忙しい場所が集中していないか、例えば時期的に混んでいる場合の協力体制はできているのか等をお伺いいたします。

最後に、中学校の部活動について質問いたします。

教職員の部活動の指導における勤務負担が大きいと言われておりますが、現状についてお伺いいたします。また、外部指導者の状況もお聞かせいただけるとありがたいです。

以上で、1回目の質問は終わります。

再質問は自席にて行います。

○議 長（高橋 功君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えします。

最初に、中学校の部活動についての御質問は、教育長から後ほど答弁いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、地域防災についてお答えします。

1点目の地域防災組織の育成及び普及についての御質問ですが、町では、昨年度より九十九里町自主防災組織育成要項を制定し、各自治区単位での防災組織結成設立に努めているところであります。実績といたしましては、昨年度に1自治区の結成をしたところであります。

そして、今年度は5自治区の設立を目指し、海岸線の自治区を中心に設立への説明等を行っているところであり、まずは多くの組織が設立していただけるよう普及促進しているところであります。

2点目の避難時要支援者の把握と避難時における介助者への連携体制についての御質問ですが、災害時には地域における共助の支援体制を確立することが重要であると認識しております。

町では、支援を必要とする方々の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を作成し、さらに毎年、更新作業を行うことで、要支援者の現況の把握に努めております。

今後も、平常時から関係機関との連携はもとより、行政として地域の共助力の向上のため支援してまいります。

3点目のシェイクアウト訓練の普及啓発についての御質問ですが、2008年にアメリカで始まり、地震発生時に、まずみずから身を守ることを目的に、その場で行う1分間の訓練であります。

3つの安全行動として、姿勢を低くし、体や頭を守り、揺れがおさまるまでじっとするを行い、地震の初期発生時に行う訓練であり、本町では、平成26年度より山武郡市内6市町合同で実施をしており、毎年9月1日の防災の日に合わせて、町内学校関係や自治区を通じ、参加の依頼及び広報紙などで参加の呼びかけを行い普及啓発に努めております。

次に、本町における空き家・空き地の問題についてお答えします。

1点目の住宅地、農地の土地所有の実態についての御質問ですが、住宅地で相続放棄等により納税義務者が不在となっている件数は、18件、24筆、総地積は3,393㎡となっております。

また、農地の実態につきましては、全体の地積が1,076万㎡、内訳といたしましては、田が671万㎡、畑が405万㎡となっております。

農地所有者の状況につきましては、町内所有者が944万㎡、町外所有者が132万㎡でございます。

なお、河川敷等で個人が所有している件数は、87件、137筆、総地積は3万3,606㎡で、役場敷地のおよそ1.63倍となります。

2点目の空き家バンクの活用についての御質問ですが、本年3月に空き家バンク事業を開始いたしましたが、空き家の登録申請はあるものの、建物の状況などの理由により、今のところ登録物件はございません。

また、空き家の利用希望者につきましては、現在2件の登録がございます。

今後は、空き家の活用を考えている方、本町に移住、定住を検討している方に対して、効果的、効率的に訴求できる方法を検討してまいります。

3点目の本町の空き家の状況についての御質問ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家の実態を把握するとともに、空家等対策計画の策定が規定されております。

町では、空き家の実態を把握するため、本年5月に各自治区長からいただいた情報をもとに、現地調査を実施し、空家等対策計画の基礎資料としたいと考えております。

今後、県内の市町村で構成する空き家対策検討部会での協議や助言を受け、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業の安定的な継続のためにとの御質問にお答えします。

1点目の自然環境に左右される農業の収入を安定させ、継続するための施策についての御質問ですが、天候の影響を受けやすい農業の収入を安定させるためには、複合経営や多角経営を取り入れた農業経営を行うことが有効であると考えております。

現在、土地改良工区単位で法人化を含めた集落営農組織を起こそうという取り組みが見られます。町といたしましては、この取り組みを支援し、協力体制を構築してまいります。

2点目の農業の活性化を図るために農業者以外から農業を理解し、継承してもらうための施策について伺うとの御質問ですが、本町に移住定住を希望する若者を対象とし、会社に就職する形で就農する新規雇用就農者を担い手として確保する方法がございます。

ただし、担い手を確保し技術の伝達を図るためにも、1点目の御質問でお答えしました、母体となる集落営農組織が必要と考えております。

町といたしましても、この組織の発足を支援しながら、新たな担い手の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、本町職員の勤怠管理についてお答えします。

1点目の男性の育児休暇取得の推進についての御質問ですが、本町における男性職員の育児休暇の取得状況については、これまで取得実績はありませんが、引き続き制度の活用につきまして積極的に周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

2点目の職員の勤務実態についての御質問ですが、出退勤時間につきましては、始業終業時間が定められておりますので、遅刻、早退、休暇については服務整理票で、時間外や休日勤務は時間外勤務復命書により、各所属長において勤務状況の把握を行っております。

以上で、私からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 私からは、中学校の部活動についての御質問に対してお答えをいたします。

教職員の部活動の指導における勤務負担が大きいと言われているが本町の現状を伺うとの御質問ですが、部活動は、学校教育活動の一環として、興味・関心を持つ生徒が教職員等の指導のもとに自発的・自主的に行うものであり、より高い水準や技能や記録に挑戦する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しております。しかし、今日、部活動の指導に携わる教職員の多忙化が大きな課題となるとともに、教職員や生徒の心身の健康についても危惧されておるところであります。

本町中学校の部活動の状況ですが、部活動数は16で、加入率は87%でございます。活動時間の最大は、朝練習が午前7時から7時45分まで、放課後の練習は日没30分前が最終下校の時刻となっております。

教職員の時間外勤務は、九十九里中学校におきましては1カ月約68時間となっておりますが、これまで部活動の顧問の負担を軽減する対策として、毎週月曜日の部活動を休止、顧問を複数の教職員が担当しております。定期テスト3日前から部活動は中止します。職員会議や研修会及び部活動顧問が出張の際は、活動を中止するなどの対策を実施しております。

また、保護者や地域の方々の理解と協力を得て外部指導者を活用している部活動もあり、教職員の負担軽減につながっているものと考えております。

今後、町教育委員会としましても、時間外勤務につきましては、教職員の健康管理を含め、勤務時間の適正化に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木かすみです。

再質問させていただきます。

初めに、地域防災について再質問いたします。

自主防災組織1自治区ができていて、5自治区を本年予定しておるということですが、なかなか進んでいないということでもございました。地域防災の勉強会、また地域で集まるときに行政のほうで手助けをしていただければというふうをお願いしたいところですが、この点をお聞かせください。

それから、地域の要望がなければ開催ができないというふうに伺っておりますけれども、できれば地域の誰でもが参加できるような地域別くらいの単位で集まり、単位なんです、区単位であると大変広い単位であったり、区長が1人でということではまた大変でございますので、有事の避難に不安のある方にはぜひ地域で支えるという意味もあって、顔の見える単位での集まりがいいかなというふうに思います。

担当者にその担当された班の方、組の方、いろいろ組織があると思いますけれども、この担当の方に地域防災のあり方など細かく説明いただきたいというふうに思いますけれども、この点についての御回答いただければありがたいです。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、御質問の自主防災組織の育成関係についての御質問にお答えさせていただきます。

議員、冒頭の御質問にあったとおり、自主防災組織の必要性、これは災害発生時に行政機関とかによる公助ですね、これにつきましては行政機関自体が被害を受け、または職員自体がけがをする等もあり、いち早い公共機関の公助である救助が難しいと言われております。

阪神・淡路大震災発生時においても、瓦れきの下から救出された人々を助けたのは、地域の人々の共助とのこと、これが約8割のもとで瓦れきの下から人が救われたという実績がございます。

このようなことから、全国において地域による共助、特に自主防災組織の育成が叫ばれておるのが現状でございます、昨年より設置、育成に向けて援助を進め、昨年1団体、今年もさらなる結成に向けて取り組んでおるところでございます。

そこで、議員が御質問いただきました、地域防災に係る勉強会ですとか、地域で集まる時の手助けについての御質問でございますけれども、地域防災の勉強会や地域で集まる時の手助けをお願いしたいということでございますけれども、町といたしましては、昨年自主防災組織の結成を進めるに当たって、各自治区の皆様と十分協議をし、必要な助言や指導をさせていただきながら取り組んでおるところが実際でございます。

今後も、議員の御質問にあったとおり、各自治区からの御依頼をまず踏まえた中、さらには自治区単位だけではなく、そのほか各班ですとか、町会単位での活動等に関しましても、御相談をいただければ御説明やら御指導に伺って地域防災の一助に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

できれば、誰が誰を助けるとか、そういう顔の見える段階にしていかなければいけないなというふうに考えておりますので、ぜひ高齢者であるとか、幼児がいるとか、そういうところの地域の把握ができるように、地域の方がそこにいるということが把握できるような地図の作成であるとか、名簿の作成であるとかということを進めていただきたいというふうに思っております。

その地域で自主防災組織を立ち上げるときに、地域防災の備品購入、何が必要であるとかということがやはりどこに置くかということが大変気になるようになりますけれども、これも一律で備えられるものは行政で購入していただいて配布していただくとか、またそれを各区であるとか、各組に配布をするとか、その上で地域別に地域にとって必要なものが違うと思いますので、地域別に必要なものについては相談しながらそろえるという形でとっていただければ、予算についても有効に配分ができるのではないかと思います。また、自分たちで買うというのは大変責任が出てしまうので、そのことは気になると思います。

また、この年1回の備品点検などにも、特に1回目のときには傍らに行政の方がいていただいて、こういうふうに進めましょうというようなことを進めていただきたいと思いますが、当局の御対応をお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 自主防災組織の備品整備に関する御質問にお答えをさせていただきます。

町では、昨年度より自治区を単位とする自主防災組織の設立を各自治区にお願いをし、自主防災組織が整備する資機材の購入に対する補助金制度を設け、50万円を限度に補助金の支出をしておるところでございます。資機材の購入に関しましては、各地域の実情やら地域性が異なっておると思います。これにより、装備する資機材も異なっておりますので、地域に応じた装備品のあり方などについての助言や相談につきましては、今後引き続き私どもで対応させていただきたいと考えております。

また、備品点検に限らず、各種協力をとということの御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、点検に限らず各種計画の作成ですとか、事業の進め方等についても、地域の状況等に合わせ、相談や御協力をさせていただきたいと考えております。何とぞ協力のほう、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

補助金の使用については、町民も大変敏感になっておりますので、その辺のところを御配慮願いたいというふうに思います。

地域における防災のあり方、地域の方のできる範囲ですね、どこまでが私たちの範囲であるのか。また、役場の支援できる範囲がどこまでなのかということについてお伺いいたします。

そして、想定される役割分担を明確にしておく必要があると思いますけれども、地震のとき、津波の警報の出たとき等、想定が違うと思いますので、その点についてお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 地域への共助をお願いするに当たって、地域と行政との役割分担という御質問であろうかと思えます。

共助の役割分担については、一概にまずこうだという規定は本当はないのが実情でございます。それはなぜかと言うと、今議員がおっしゃいましたとおり、災害の発生の原因による違いですとか、避難が必要か必要でないかの違いなど、さまざまな行動を考えなければならぬということと言えます。防災担当といたしましては、災害時における対応として、まず、みずからの身を守る自助を第一と考え、それから家族や近隣へと目を向けていただければと考えております。

まず、忘れていけないのは、自分の身を守ることを優先していただきたい。こういうことを考えて、今後も共助の御依頼とか御協力をお願いしてまいりたいと思えますが、要支援者においても、それぞれの個々の状況が異なってくると思えます。実際に名簿を作成し、地域に御協力をお願いをするということとあれば、その名簿に合わせた状態だとかのお知らせをしながら、御協力をいただきたい内容等もお示しをしながら、協力をいただきたく努めていきたいと考えております。その辺は、今後、両所管課と協議をしながら取り組んでいきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

避難所設定等、それから役場のほうでは避難所設定をしたときに、もうそこから役場から出られないというようなことを聞いております。有事の際に、役場は現場には駆けつけられないんだというようなことを聞いておりますけれども、そうするともう地域は地域で守るし

かないというようなことになると思うのです。その辺の兼ね合いがきつと皆さんよくわかっていなくて、役場が来てくれるんじゃないか、消防が来てくれるんじゃないかとだけ思ってしまうのではないかとということで心配をしているわけです。そこら辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、シェイクアウト訓練については、周知に対し再考を要望いたします。この点についてお伺いいたします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 災害発生時に、行政機関、消防ですとか役場とかの公助が行えないということはありません。ただ発災直後には、すぐにはやはり行えないというのが全国でも過去の経験から踏まえてそうだとすることで、それを踏まえての地域での共助を一番先にお願いをしておると。それが発災時の、例えば騒然とした時期を過ぎるとすれば、それぞれの行政機関は課された目的のために活動を始めるということは間違いないと思っております。共助の活動も行われ、場合によっては自衛隊、国等の援助を受けながらの救助活動が行われることになっております。これはまず間違いないと思います。

それから、シェイクアウトに関しまして、冒頭の御質問にありました周知の方法がわかりづらかったりという御質問でございます。

今回、私どもも広報活動に関しましては、やはりお名前を書いていただく必要性があったりということがあって、活動の概要がなかなか周知うまくできなかったということをやっぱり理解しております。御質問いただいたとおり、今後もこの1分間の自分の身を守る行動というのは、地震発生時に一番重要な行動であることから、引き続き継続していきたいと考えております。ですから、今後來年も実施していくこととなりますが、周知の方法、それから継承の方法については改めて再考しながら、多くの皆様が御協力、参加いただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

ぜひ、再考をお願いいたします。地域の防災意識を高めるために、まず御近所の方がどこに住んでいるか、どこが空き家であるか、地元の人しか知らない状況の把握を確認する必要があるというふうには私たち自身も感じております。実際、避難をしなければならないというとき、昼と夜、家族がいるとき、いないとき、支援の形が違ふと思います。共助の担い手の

育成、また自助として、官民共同で手づくりで進めていかなければならないと考えます。地域防災の重要性を皆でわかち合いたいと要望し、この件は終わります。

次に、空き家・空き地の問題についてお伺いいたします。

住宅地、農地の土地についてでございますが、農地の遊休農地の割合が少ないということでしたけれども、農地として使えるという分類で少ないというふうなことだと思います。竹が生えたり、耕作できないような土地についてはどのくらいあるのかということがちょっとわかりづらかったので教えてください。

それから、河川の中の本人が相続を受けた痕跡がないというか、わかっていない、そのかわり、納税義務だけを負っているという場合があると思うのですが、こういった未登録の土地がこれからも増えていくと思われまので、私のほうでもちょっと分類がよくわからないのですが、この荒れた土地の分類と未登録の関係等をお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 農業委員会事務局長、吉田洋一君。

○農業委員会事務局長（吉田洋一君） お答えを申し上げます。

竹等が入り、山林や原野化しているというような農地でございますけれども、農地に復元するために物理的な条件、重機による作業、客土等が必要な農地として著しく荒廃しているというような部類でございます。田で701筆、28万㎡、畑で2,337筆、65万㎡でございます。合わせますと、約東京ドーム20個分相当になります。なお、遊休農地という形を含めると合計で133万㎡と全体の10.6%がそのような状況になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） それではお答えします。

河川内に所在する土地につきましては、河川管理者が本来所有すべきものであります。しかしながら、河川改修等の際に何らかの事情により、権利移転ができない等が考えられています。なお、この河川敷等の土地につきましては、地方税法の規定により非課税としております。

あと、未登録ということでございますが、未相続ということによろしいでしょうか。この未相続につきましては、固定資産税につきましては、現況課税主義となっているため、賦課期日現在の現況元に課税を行うこととなります。仮に、相続による登記が行われない場合でも、家庭裁判所に相続放棄を行わない限り、法定相続人が相続を受けたものと考えます。また、ちなみに相続を放棄した場合でも、民法の規定によりまして、新たな所有者等が管理を

始めることができるまで、その財産を相続しなければならないこととされているところであり  
ります。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 今、本当に増える所有者不明の土地というのが、新聞等でも話題に  
なっております。所有者がいないとか、所有者が1人亡くなってその子弟が相続します。  
相続をしないとか、納税だけするということになる、その下になっていくんですね。そう  
すると、50人、100人と相続者が出てきてしまうということで、こういったことは大変に問  
題になってくると思います。放置された土地の所有者が明確でないということは、課税客体  
としても問題になってくるということになりますので、この土地所有の実態を明らかにして、  
相続のあり方をもっと簡素にしていかなければならないというふうに思います。

また、やり方としては、死亡届が出たときに、相続を受けた人、もしくは相続に関係のあ  
る方にこの登録を行ってくださいという勧奨も必要ではないかと思えますけれども、これら  
の未登録の土地が増えないようにしていただきたいというふうに思います。

これは、国レベルでもお考えいただかなければいけないというふうに思えますけれども、  
非農地については、地方でも声を上げていかなければというふうに思っております。この辺  
の解決方法があるかないか、もしあればお聞かせ願いたいと思えますが、よろしくお願いい  
たします。

○議 長（高橋 功君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） まず、所有者が死亡した場合でございますが、納税通知書の送付  
を決めていただくために、町税務課のほうより、相続代理指定届の用紙を遺族の方に提出し  
ていただいているところであります。また、相続人等が判明しない場合、あるいは全ての方  
が相続放棄してしまった場合でございますが、本来であれば利害関係人として家庭裁判所に  
対し、相続管財人の選任を申し立てることになるわけでありまして、この相続財産管財人を  
申し立てる際には、20万から100万程度の予納金等を裁判所に納める必要がございます。そ  
ういった事情もございまして、実際にそういった申し立てに至らないケースも多々あるかと  
思います。町当局としましても、利害関係人として相続管財人の申し立てを行うことは可能  
ではあります。今申しました予納金の関係もでございます。徴収税額に比べ、徴収に要する  
経費がかかり根本的な目的であります財政需要を満たすことができないため、相続不在人が  
確定した以降も選任に至っていないところが現状でございます。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

今の回答でもお聞きのように、大変に難しい問題であるということはよくわかりました。ですから、国、県、皆で考えていかなければいけない問題だなというふうに思います。

次に、空き家バンクについて再質問させていただきます。

まだなかなか進んでいないということでございますけれども、本町のように使われない空き家については、使えるように手だてはないか。また都会から移住先として安価であること、海のある遊べる土地のメリットを生かした仕事場として、また農業や自然に親しめる環境のよさとして、高齢者のついの住みかというような形でも土地の使い方を十分提案していただきたいというふうに思います。

この空き家バンクを生かすためにも、民間の力が必要ではないかと思っておりますけれども、この連携についてどのように進めていくかお伺いいたします。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、荒木議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、役場の中で担当しておりますのは、企画財政課の企画係、こちらが空き家バンクについて担当部署として業務を行っております。

町内の方、あるいは町外の方から、建物についての登録の相談であったり、ぜひ利用したいんだけどというような相談もころころと来てはおるんですけども、建物に関して言いますと、実際に現物を見ると傷みも激しく、不動産業者の方にも協力をいただいて現地確認をするのですが、このままではちょっと利用はできないねというような判断で、今のところは登録がない状況でございます。

利用したいという方の登録については、今、町外からお2人の方が書類を送ってきていただきまして、登録番号1、2ということでお2人の登録がございます。ともに50代の方ですけども、できればこちらに移住をというようなことでの物件を探してくれているというような状況でございます。

これらにつきまして、町としては、行政だけでは手が足りませんので、県内の2つの不動産の大きな組織のほうに協力をお願いして、その傘下の皆様にも骨を折っていただくということでの協定は結んでおるところでございます。

また、国としましても、全国的な展開としての広報、その物件の交流情報の共有を図るといったようなことで動き出しておりますので、今年の9月、10月あたりから、そのあたりに利

用というものの情報が流れてくると思いますので、それらを確認した上で、町としましても、広報の場として国の施策に乗っていきたいというふうに、現在考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 荒木議員に申し上げます。残り時間が10分少々です。

6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

都会は、住宅密集地域が多く、空き家とあいている土地は一体となっておりますけれども、本町の場合は、空き家と空き地は別になっていくと思いますので、空き家バンクとともに空き地バンクというような考え方も必要ではないかと思っております。

また、畑用の土地でございますが、住宅地に隣接していると便利がいいというようなこともありますので、ぜひこの空き地バンクという考え方もしていただきたいなというふうに思います。

次に、農業の安定的な継続のためにということでお伺いたします。

新規就農希望の方の心配は、住まいと農業技術の問題でございます。果たして、思い描いたような田舎暮らしになるのかという心配、その解消のためにも、短期のお試し就農のような住居設備と農業用地など、行政主導で環境整備ができないかと当局のお考えを伺いたします。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

住居設備と農業用地など行政主導で環境整備ができないかという御質問でございますが、新規就農者には、3つの類型があり、農家の子弟、子供さんや弟さんですね、が家業を継ぐ、自家農業従事者、他産業から転職する新規参入者、農業法人などの常勤で雇われる雇用就農者でございます。町では、住居設備や農業用地などの環境整備が難しいことから、先ほども町長答弁でありましたように、集落営農組織を軸に考え、まずは雇用就農者として就農することで、現在の居住地から通勤することができることから住まいの問題は解決されるものと考えます。

そして、集落営農組織で農業技術を習得していただき、地域の農業者の方々と交流を深め、就農を含めた自分のライフスタイルに合った住居探しをしていくことが大切だと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

では、最初は通いでというようなことでやってくださいということなんですね。国の新規就農支援では年齢制限もありまして、第二の人生という考え方ではないと思うんですね。若者の就農が中心というふうになっておりますので、この仕事としての農業というよりも、遊休農地解消とかそういうことで、中高年の農業者へのかかわりを増やせるような施策も考えていただきたいと思いますが、この点について担当課の御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

中高年の農業へのかかわりを増やせるような施策を考えることができないかという御質問だと思いますが、趣味の域として農業を楽しむ、あるいは農作業をしてみたいということであれば、以前から議員より御提案いただいております短期のお試し就農のような農業体験の一つになるものと考えますが、本町では遊休農地を解消に向けた取り組みとして、多面的機能支払交付金事業を活用して活動しています5組織の環境保全会があります。その構成員となり、一活動員としての農業に携わる、あるいは市民農園などで農業を体験するということが考えられます。

今後、手軽に農業とかかわり合える市民農園を開園してほしいという声が多くなってきた場合には、本町所有の未利用地を利用し農業体験できる場所を市民農園と位置づけ、法律の規制がなく、定期的な条件でレクリエーション、その他の営利以外の目的で継続して行えることができる農園方式の農園の設置を検討してまいりたいと考えております。

また、農業従事者の平均年齢が65を超えている今、60代は立派な担い手と考えられます。そこで、環境保全会の一活動員としての農業、または市民農園等で農業体験によって、本格的に就農したいという方が出てきた場合には、1点目の御質問で御回答させていただきました集落営農組織で、新たな担い手として就農できるような支援なども検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋 功君） 荒木議員に申し上げます。残り時間5分です。

6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

農地活用にお手伝いいただける方が増えて後継者が出てくれることを期待いたします。

次に、男性の育児参加の割合が育児休業ゼロということでございましたので、何とかこの

辺を進めていただきたいというふうに思います。男性の育児参加の割合が高いほど、第2子の出産の割合が高いというデータもございますので、ぜひこの男性の育児休暇取得に向けて、当局頑張ってもらいたいというふうに思います。

2番目の公務員の仕事の役割についてお伺いいたしますけれども、休んだ方の場合のマニュアルなどが整備されているかということをお聞きいたします。大変健康被害を受けて休んでいる方が多うございまして、担当者がいないとわかりませんということでは、どちらも不都合でございますので、どうかこの辺の応援がされるかということについてお聞きいたします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 役場内の職員が休んだ場合等の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

担当職員が休暇ですとか、出張、それからほかの理由により不在になった場合には、これにより住民サービスを低下させることがないように、他の係員が対応できるよう、通常課内において訓練やその対応の研修を行っておるところでございます。さらには、業務マニュアルについて行政改革推進プランの重点項目の一つとしても押さえてございます。以前、ISOをやっているときから、マニュアルの整備等は進めてきて、現在も使われておるとは思いますけれども、今回の行政改革の推進にあわせて、事務処理マニュアルの整備を再度掲げており、各部署において現在見直し、作成整備が進んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

病気で欠席になるほどの状況になるということがやはり問題であるかなというふうに思います。このクレームに対しての担当ですね、これは職員ということではなくて、副町長であるとか、課長職であるとか、そういう経験豊かな方がクレーム対応をしていただければというふうに思いますので、病気になるほどの状況にならないように労働環境を守る解決をお願いいたします。

最後に、中学校の部活についてでございますが、放課後から日没までという話でございましたけれども、どの程度の時間帯なのかということがわかりませんでしたので、どれぐらいの時間かかっているのかということをお聞きします。

それから、土曜日、日曜日、付き添いで試合ですとか、大会ですとかの付き添いで出勤さ

れた場合の代休がどのようになっているかをお聞きいたします。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、部活動の活動時間についてですが、6時間授業の日は、午後4時から開始となります。また、5時間授業の日は、午後3時から開始となり、終了の時間につきましては、先ほど教育長から答弁があったとおり、日没時間の30分前までには下校できるように計画されておりますが、もちろんこれより早く終わることもございます。

また、土曜、日曜日の週休日の部活動の代休という話ですが、こちら、土曜、日曜日につきましては、教職員につきましては特殊勤務手当が支給されております。そのことから、先ほど教育長から答弁があったとおり、月曜日を部活動休止としております。

質問に対しては以上でございます。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。まとめます。

今、教職員の負担が増えるということで、全国でこれだけ話題になっているということは、理由があつてのことであると思います。当事者はなかなか声を上げにくい立場にある。また部活動の仲間意識、一体感もあつて言い出しにくい、教職員の上下関係等、知らないうちに過重労働となって教職員の家族にも迷惑かけ心配もされております。こういったことがやり過ぎの状態にならないように、最終的には過労や鬱など病気退職に陥らないように配慮していただきたいというふうに思います。この点については、本当に全国で話題になっておりますことは、実態が明らかになっていないんだなということでございます。ですが、大変に声があるということですので、どうかお考えいただきますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時48分)

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時57分)

○議長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により 2 番、鎌田貴俊君。

（2 番 鎌田貴俊君 登壇）

○2 番（鎌田貴俊君） 2 番、鎌田です。

議長の承認をいただきましたので、平成29年第 3 回定例会における一般質問を行います。

その前に、本定例会では、昨日以来の一般質問の中で労働環境と働き方改革に関する議論が何人かの先輩議員により行われておりますので、この場をおかりしまして、これからの私の質問につながる私なりの思いを一言述べさせていただきます。

先般、国及び地方公務員の定年が現在の60歳から65歳に延長する方向で検討される見通しとなったことが報じられました。ただし、いろいろクリアすべき課題は多く数々の調整が必要と言われております。あわせて昨年政府が閣議決定したいわゆる働き方改革は、ワーク・ライフ・バランスや団塊の世代が70歳に突入するという25年問題などと相まって、これからの働き方の方向を示す大きな流れとなっていくことは間違いのないところであろうと思います。

そして、この働き方改革の大きな目玉が時間外長時間労働の解消にあることは御存じのとおりです。本町におきましても、昨日の議員からもお話がありましたが、時に庁舎の前を通りかかると遅くまで明かりのともっている部屋があることがあります。今、行政は、人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化、福祉サービスや社会保障関係費の増大、累積した地方債の返済など多くの課題を抱えております。そして、職員の責任、役割は増す一方、これまで定員管理の取り組みにより職員の数は過去から相当減少してきております。簡単に言えば、やることは増えたが職員の数は減った、当然時間外の勤務も増えてこざるを得ないでしょう。

しかしながら、先ほど申しました社会環境、労働環境の流れを考えると、何か手を打っていかなければならないわけですが、どうすることが求められるのでしょうか。細かい施策に関しては部外者の立場としてはわかりにくい点も多いですが、少なくとも一議員としてお願いしたいことは、ぜひ予想される将来を見据えた上で、過去にとらわれない意識改革の自覚を持っていただいて、職場環境の改革に取り組んでいただくことを切に望むものであります。

そのような思いを胸に、今回の質問に入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

質問事項は、通告に従い、大きく 4 つの項目についてお伺いします。

まず、1点目は、町の魅力をPRするための体制についてであります。

先月、8月18日付の千葉日報において、不動堂海岸にあるビーチタワーが大きく紹介されておりました。それは「わたしのまちのおもしろ建築」という囲み記事でありましたが、タイトルは、浜に出現「巨大巻き貝」、サブタイトルは改装終え町のシンボルにというものでした。

この記事が掲載された経緯は、新聞社の取材なのか担当課の情報提供かはわかりませんが、3月にリニューアルが完成し、4月からは観光客等に開放したわけですから、8月のしかもお盆過ぎではなく、せめてもう1カ月早く掲載できたらよかったのにと感じたのは私だけだったでしょうか。

そして、さらにこの点を突き詰めて考えていくと、はっきりと所管業務としてマスコミ対応を担当する部署が決められていないのではないかと、決められていないからではないかと実は思いました。つまりこのビーチタワーについていいますと、国の地方創生交付金を申請し、リニューアル費用を捻出したのは企画財政課、現場の工事を行ったのは産業振興課、広報という点でいえば総務課となるのでしょうか。そこでマスメディアに町の魅力をPRしていくためには、広報PRに係る仮の業務分掌を新たに追加し、一本化した窓口と担当者を置いたほうが有効かつ現実的ではないかと考えるに至ったわけであります。

ほかにも似たようなケースとして、先般、町を挙げて実施したふるさと祭りは、前年の倍以上の豪華な花火が上がりましたが、PRの点では地方紙の地方版にも掲載されませんでした。

町の魅力発信という点に関していえば、町観光振興ビジョンが今年度から5カ年計画で既にスタートしておりますが、その基本方針の一つとして、次のような項目がうたわれております。それは観光推進体制の整備という項目の中で、オール九十九里町の観光推進体制づくりに取り組むため、効果的な情報の受信、発信を図っていくというもので、そのことは基本方針にはっきりとうたわれているわけです。

そこで質問ですが、それら観光振興ビジョンを今後一層進めていくためにも、仮の事務分掌に対外的なマスコミ対応などを加え、広報窓口を一本化し専任担当者により迅速かつ効果的な広報戦略を進めることができないか。さらに、もっと具体的に言えば、地方紙などのマスメディアに対して取材を待つのではなく、積極的に情報提供をする中で町の魅力を売り込んでいくことができないか、そのための体制づくりについて検討の可否を伺うものであります。

質問の2点目は、職員の方々の勤務体制と状況についてであります。

行政の仕事は、そのほとんどすべてが法令や条例などに関連したものではないでしょうか。そのことは、見方を変えると、例えば法律などが改正された場合や、また国や県からの権限移譲により市町村へ業務が移行される場合などは、関係する部署や担当者はその対応のため一定期間業務が増加し、過剰な負担を強いられるケースがあることが予想されます。

最近の例でいえば、平成27年以降、軽度介護者向け総合事業として、要支援1、要支援2に係る事業が、介護保険から切り離され、市町村の実質的な運営に移行されました。そして、この総合事業は、移行時だけでなく現在でも各自治体はボランティアの確保などが難しく、担当者の苦労は大変大きいと聞いております。

そこで、このように国や県の権限移譲などにより、関係する担当部署の業務が一時的に増大し、かつ担当者の負担が過度に集中するようになったケースを考えると、まずは担当課内部で調整することはもちろんですが、それだけでは不十分な場合、庁内での応援体制はとるのか、またはあくまでも担当課内で解決すべきものなのか、現在の体制におけるその辺の対応方法についてお聞かせください。

次に、時間外勤務の管理についてお伺いします。

ただいまお聞きしました、業務の増大時などは、当然に時間外勤務と密接に関連してまいります。庁内全体を見渡して相対的に時間外勤務が多い担当課、または長い期間長時間勤務が続いている担当者がいた場合、庁内では何か指導や解決のためのルールまたは方策をとることがあるのかお聞かせください。

勤務体制と状況に関連して、最後に小・中学校教員の時間外勤務管理についてお伺いします。

2年前に県の教育委員会が行った実態調査では、小学校で1割、中学校で約4割の教員が過労死ラインと言われるおおむね月80時間超の時間外勤務を行っていたとのことです。

さらに最近の報道では、文科省の調査によると、もちろんこれは全国対象ですが、小学校教員の3割、中学校は6割が月80時間超の時間外勤務を行っていると言われております。

一方、取り組みとしては、教員の長時間労働を解決するため、全国の公立中学、高校において、部活の休養日の基準を設けている市町村教育委員会が約4割あると先般報じられました。

そこで、九十九里中学校はどうなのかと聞きましたところ、原則月曜日を部活の休養日に充てているとのことでした。午前中教育長の御答弁にも、そのことあるいは外部指導者の導

入あるいは試験中には部活を中止するなど、また1カ月平均の時間外も68時間であると御回答がありましたので、本町では既にさまざまな取り組みが実施されているなど大変心強く思い安心したところであります。

しかしながら、先生方の時間外勤務状況については、各学校の校長先生もしくは教頭先生が管理していると昨日の議論で聞きましたが、校内の管理だけではなく、教育委員会としても学校から報告を受けるなどして把握しておく必要があると考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

質問の3点目は、業務の効率化の進捗状況についてであります。

ただいま申し上げました時間外勤務の管理と表裏一体に考えられるのが業務の効率化です。行政改革大綱2017では、業務を行うに当たっては、事務処理方法等の改善を継続的に行って、行政サービスの向上と事務の効率化に努めるとうたわれております。

そのような中、現在は職員の定員管理が実施しにくい中でどのように事務改善と効率化を進めているのか、事務改善委員会での成果などがあれば、具体例を挙げて教えていただきたいと思っております。

また、身近な事務改善を進めることとは別に、業務のアウトソーシングについても今後一層注目していくことが考えられます。そのような中で、現在行われている広域行政組合のような大がかりなものではなく、例えば会計処理システムの共同化とか各種印刷物の共同発注など可能な分野を検討した上で、近隣自治体との共同化、共同処理を図っていくことは、方向性として可能かどうか町の御見解をお聞かせください。

最後の質問項目は、職員研修についてであります。

最近、近隣の自治体において、職員の窓口対応をレベルアップさせるため、接客のプロであるJALの客室乗務員いわゆるキャビンアテンダントを講師に招き、職員の窓口対応向上のための講習会を行ったとの報道がありました。講習会導入の狙いは、窓口対応が悪いとの苦情を減らし、業務を円滑化させることに資するためとのことでした。

そのような住民との接し方を学ぶ講習会は、窓口、電話でのクレームを防止するだけでなく、町民との信頼関係を維持したり、町民の行政への協力を得る上で非常に重要な要素だと考えますが、このような近隣自治体の新しい取り組みに対し、町の考えはどうかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議 長（高橋 功君） 鎌田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鎌田貴俊議員の御質問にお答えします。

最初に、職員の勤務体制と状況についての3点目、小・中学校教員の時間外管理についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、町の魅力をPRするための体制についてお答えいたします。

PRするための広報窓口の一本化についての御質問ですが、少子高齢化や人口の一極集中が進行するなど、地域間での競争は激化する一方です。これに打ちかつためには、自治体におけるPRが非常に重要であり、観光誘客だけではなく、企業誘致や居住地としての魅力など多様な側面で、ターゲットを明確にした訴求効果の高い広報活動を大胆かつ戦略的に実行していくことが必要だと考えております。

本町においては、事業を所管している各部署で個々にPR活動をしており、事業内容を熟知している担当部署だからこそ、より効果的な手法で戦略的なPR活動が可能であると考えております。

次に、職員の勤務体制と状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の庁内の応援体制についての御質問ですが、税の申告期間など業務が一時的に増加する繁忙期における応援体制については、業務の進行状況等を見ながら所管課長の裁量により、課内において係の枠を超えて対応に当たっております。

また、業務内容などから課の枠を超えて応援が必要な場合には、所定の手続を経て各課長に対し応援の依頼を行い、対応を図っております。

2点目の時間外勤務の管理についての御質問ですが、時間外勤務につきましては、繁忙期や急を要する業務への対応など、正規の時間を超えて勤務する必要があると所属長が認めた場合に勤務を命令し、時間外勤務復命書により確認を行っておりますので、所属長において管理しております。

次に、業務の効率化の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の事務改善と効率化の進捗についての御質問ですが、現在、本町では、少子高齢化の急速な進展や公共施設の老朽化など、社会環境の大きな変化を背景として、昨年度改正した行政改革大綱をもとに、より効率的かつ効果的な行政運営を実現するために、現在行っている事業を検証し、見直しに取り組んでいるところでございます。

2点目の業務のアウトソーシングについての御質問ですが、本町ではかねてより民間企業の持つ専門的な技術やノウハウを活用し、効率的で質の高い行政サービスの提供に取り組んでまいりました。今後も行政としての責任を確実に果たすことに留意しながら、多様化、高度化する行政需要に応えるために、アウトソーシングを推進してまいります。

次に、職員研修についての御質問にお答えいたします。

窓口対応を向上させるための接客研修についての御質問ですが、接客研修は、窓口対応力の向上や町民から信頼される職員の養成を目的として、新規採用職員研修、初級職員研修などの各階層別研修の中で行っております。また、新規採用職員に対し、入庁初日に町で作成しました接客マニュアルによる研修を実施しております。

以上で、私からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 私からは、教職員の勤務体制と状況についての3点目の小・中学校教員の時間外管理についての御質問にお答えいたします。

昨日、谷川議員の御質問にも回答させていただいておりますが、本町小・中学校教職員の勤務実態ですが、1カ月の平均時間外勤務が約65時間となっております。教職員の超過勤務については、本町においても喫緊の課題となっておりますことから、各学校管理職に教職員一人一人の毎日の出退勤時間及び毎月の超過勤務時間の管理を依頼するとともに、教育委員会といたしましては、機械警備のデータを確認しながら超過勤務時間の把握に努めております。

また、時間外勤務の多い教職員には、各学校の管理職が面接あるいは指導、助言をするとともに、町教育委員会といたしましても、面談をすることとしております。今後も引き続き各学校との連携を図りながら、勤務体制の改善に対し指導、助言をしてまいりたいと考えております。

なお、一昨日、定例の町小・中学校校長会議がありました。その折に教育委員会からも再度教職員への管理徹底と意識改革について各校長に指導したところであります。

そして、教職員が児童・生徒と向き合う時間の確保や教科の指導力の向上、教職員の健康管理を含め勤務時間の適正化に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上で鏑田貴俊議員への御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鑓田貴俊君） 2番、鑓田です。

ありがとうございました。それでは、ただいまの御答弁に関連して再質問させていただきます。

PRするための窓口の一本化については、町長の御答弁で現在の体制では個々に各課がPRを担当していると、しかも各課が専門的なプロの知識を持っているのでそれで十分対応できるというような御回答だったかと思いますが、ちょっと別の視点からさらに御見解をお聞きしたいと思います。

各課は、もともとそれぞれ多くの本来業務を抱えております。したがって、空き家バンク事業など契約締結の絡む大きな事案については、当然地方紙に限らず全国紙も含めて各課は漏れなく情報発信すると考えられます。ただし、各課にとって、町の魅力をPRするため、いつも情報発信を考えて毎日仕事をしていくわけにはいかないのではないのでしょうか。

また、町の魅力をPRしていくためには、ちょっと小さなことと思えるようなことも情報発信を積み重ねることにより、本町を訪れる人たちへのイメージ形成につながることもあると思います。

そこで、冒頭申し上げました、町観光振興ビジョンに係るオール九十九里町の観光推進体制づくりの観点からも、何か工夫が必要だと思いますが、引き続き現在の体制で大丈夫とお考えになるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 総務課の立場でお答えをさせていただきます。

まず、私どもでも広報を担当させていただいております、一般的に言われている九十九里町の広報紙、それからホームページの活用でございます。

現在、先ほど町長から答弁がありましたとおり、広報の仕方に関しましても、一般的な広報のスタイルから、時々一方通行の広報のスタイルですね、これから戦略的な広報というのが求められております。これは何かと申しますと、目標ターゲットをはっきりと捉えて、その広報した結果を要は認識をこちらでもでき、それから結果を上げられるという戦略的な広報のあり方が必要になってきておるということで、町長の答弁があったとおり、その事業目的、さらにはその内容を熟知している所管課が、目的達成のために広報活動をするのがベターであるというのが現在の考え方であります。

議員がおっしゃるとおり、広報の使い方によって、町をこれからPRしていくということは何事にもかえられない重要なことだと認識しております。ただ、議員のおっしゃるとおり、

窓口を統一化するというのも一つの手法だと思いますけれども、現在の各課の認識、事業を一番熟知して目的達成を効果的にできるというこの取り組みの中での広報スタイルを続けていきたいと思っています。ただ、各課において、この手法や地方紙それからさまざまな媒体の活用等において、経験ですとか手法とかまだまだ未熟ということであれば、町の中で組織されております広報広聴委員会、各課の課長補佐以上の職員が参加しております。この広報広聴委員会での協議、検討を進めながら、よりよい広報活動ができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） 2番、鏑田です。

わかりました。では関連してもう一つお聞きします。

毎年、観光シーズンとなる夏を前に、産業道路沿いの花壇にサンライズから荒生納屋とかこっちのほうまで、花壇に色とりどりの花が植栽されています。この活動は、もちろん町も関係するとは思いますが、主にまちおこし連絡協議会や婦人会などの任意の団体がシーズンを前におもてなしの精神で取り組んでいると聞いております。

そして、このイベントといいますか活動は、町主催ではありませんので、関係する団体がみずから何らかのアクションを起こさなければ、観光PRとしての情報は町の外へは知らされません。このようなとき、役場が、地方紙などのメディアへ情報提供の仲介をするなど、町のPRに一役買っていたいただければ大変助かると思いますが、そもそもそういった願いは可能なのか、もし可能だとすればどの部署に相談すべきなのでしょう、教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 御質問いただきました、まちおこし協議会それから婦人会の皆様により、産業道路の環境美化活動として、毎年植栽、花植え等のボランティア作業をさせていただいております。

先ほども申しましたけれども、広報の活用により町をPRしていくこと、これは非常に重要なことだと思っておりますし、こういう諸団体の活動をPRしていくことも町を広めていくことの一つの手段だと考えております。そういう関係から地方紙への掲載等についてという質問でございますけれども、先ほど申しましたとおり、広報広聴委員会、各課から編成されております。この辺で各課に対して議員からいただいたような広報活動の必要性、重要性

をさらに認識をさせ、各課における広報活動の中で取り上げていく。さらには一般的な広報窓口である総務課のほうで御依頼を受けるなどして対応はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。

わかりました。お話としては、各任意の団体がどこと言わず関係する部署にお願いをすれば、広報広聴委員会なりを通じて対応PRをしていただくことは可能だというふうに解釈しますので、ぜひそのことを各団体の代表者なりに機会を捉えて伝えていただくようお願いいたします。

町のPRに関して最後にもう1点お聞きします。

一つの事例を紹介させてください。8月の地方版に、立教大学広報研究会が館山海岸でミス立教とミスター立教の写真コンテストを実施した記事が掲載されました。

そこで、館山市は、この機会にといいますかこのイベントに乗じて何を企てたかという、市をPRするため、大学の研究会と連携して館山に焦点を当てた、たてやま新発見という写真コンテストを共催することにして、またそれに合わせて新聞紙上において館山市と市の観光案内所をしっかりとPRしておりました。

そのような観点で考えますと、PRのネタはあちらこちらに結構あるのではないのでしょうか。例えば本町でいえば、健康福祉課が10月、11月に開催を予定している健康クッキング、これはカロリー控えめによるメタボ解消メニューや塩分控えめによる高血圧予防メニューの講習で、もちろん町民を対象としたものですが、もし地方版にでも掲載されれば、少なくとも九十九里町では住民の健康増進に大変力を入れているなというような町外へのPRにもなります。

ほかにも、豊海保育所跡地を試験的に活用した町経済の活性化策、あと海の駅のレストランは、夏休み期間とはいえ平日でも行列をつくって待つ人が後を絶たないような状態でした。

メディアが取り上げてくれるかどうかは別として、そういったPRの情報は関心さえ持てば材料に事欠かない気がします。

町外の住民にとっては、九十九里といえば、一宮町や白子町などを含めた九十九里海岸一帯と捉える人もまだまだ多いと思います。したがって、これからは近隣自治体にPRの点で負けないよう、あらゆる機会を捉えて九十九里町を強調していくことが必要なのではないのでしょうか。

そこで、これら町のPR材料に関し、先ほどの御回答のように、組織の体制は仮に変えなくても関係する部署がメディアに情報提供しやすいよう、庁舎内においてどこかが司令塔になって調整やアシストするルールを設けたほうが担当部署もやりやすいと思いますが、そのように何か工夫してPRのネタをタイミングよく情報発信する方法はないか、今後の問題として御見解を再度お聞かせください。先ほどは広報広聴委員会とそういうものがあるというふうには伺いましたが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、あらゆる場面、あらゆる機会を通じてPRしていくということは、先ほどの広報の必要性と同じようにえらい重要なことだと考えております。

先ほど例をいただきました、館山のイベントを利用しての町のPRをタイアップして行うなどということは非常にいい活動だと思っておりますし、本町においても、観光担当でいうと産業振興課のほうでイベントの手上げとかで求められたときには、それになるべく応じてPRすべく産業振興課のほうでも事業に取り組んでおるところでございます。

それから、これからの推進体制の話ですけれども、それにつきましては今後の大きな課題として受けとめさせていただき、先ほど説明したとおり、既存組織の活用を図りながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） 2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） 2番、鏝田です。

ありがとうございました。

次に、庁内の応援体制について再質問させていただきます。

先ほど、法律や条例の改正などにより、関係する部署の業務が一時的に増大した、いわゆる繁忙時における庁内の応援体制についてお聞きしました。税の申告を初めその応援体制については、まず課の中で対応、課を超えて必要な場合は手続により対応とありましたが、この御回答ですと、その課が助けてくれとやらなければ応援体制の手続に進まないというようなイメージも抱いたんですが、その場合の庁舎内の応援体制は、何かそういう大変な課があるとなつたときに、その課の申請じゃなくても庁内で協議あるいは決定され実施されるようなことがないのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えいたします。

自治体内の行政事務の推進につきましては、それぞれ所管課長にそれぞれの権限が専決事項として申し渡されております。その関係がございまして、課の事務分掌中、進めるべき職務につきましては所管課長が管理をするという前提のもとでございまして、応援体制を求めることに関しましては、やはり所管課長からの進達なりがあつて全町を挙げて考えるというのが当然のことです。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） ありがとうございます。2番、鏝田です。

次に、時間外勤務の管理について、1つ教えてください。職員の勤務時間、休憩等に関する条例や規則を見ますと、時間外勤務代休時間という制度が出てきますが、これは主に職員の時間外が月60時間を超えたときに運用されているのでしょうか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、時間外勤務代休時間という制度でございます。これができたのは、平成22年4月からこの制度ができております。それ以前については、いくら時間外をしようが代休を選択できるということにはございませんでした。22年4月1日から月60時間を超える時間外勤務について支給割合が引き上げられましたが、この引上げ部分の支給にかえて代休時間をとることを指定できる、労働者が指定できるという仕組みでございまして、現在のところ本町においては該当者はございません。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） わかりました。じゃ、この件についてもう一点ですね、するとこの時間外勤務の代休というのは、任命権者が代休にしないとした場合にのみ運用されるのか、あるいは職員のほうからぜひその分代休に振りかえてくださいという希望が受け入れられるのでしょうか、その辺の仕組みについて教えてください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えいたします。

時間外勤務代休時間の請求につきましては、これはあくまでも労働者側からの請求で行います。

以上です。

○議長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。ありがとうございました。

いずれにしても、もし長時間労働が発生しているときは、時間外の割り増し手当だけでなく、職員の健康管理とも密接に関係してきますので、今後ともぜひ適切な運用をお願いしたいと思います。

次に、小・中学校教員の時間外管理に関連してお伺いします。

先日、ある新聞に、文科省の諮問機関である中央教育審議会が、教員の長時間労働の解消に向けた対策を検討する中で、タイムカードを使った勤務時間の管理などを盛り込み、緊急提言を行ったことが掲載されておりました。また、別の日の新聞には、文科省は、小・中学校において配布物の印刷や会議の準備などの事務作業を教員にかわって行うスクールサポートスタッフを全国の公立小・中学校に配置するよう、来年度予算の概算要求にそのための人件費を盛り込んだことが掲載されました。

そこで、そういった学校現場をめぐる労働環境の大きな改革の流れについて、教育長としての感想、考え方などがあれば参考にお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

○教育長（中村誠一君） お答えを申し上げます。

まず、現状の一つとして、今各学校におきましては、例えば8月の夏休み期間中であるんですけども、通常は職員は勤務の日になっておりますが、8月13日を中心としたお盆の1週間、この1週間は各学校行事を持たない、部活動も含めてですね、そのようなことを設けております。それから、毎週これも各学校によって違いますが、例えば週1回、例えば水曜日その日はノー残業デーにするというような取り組みを各学校で行っております。

それで、今、鎌田議員のほうからお話がありました、スクールサポート、これは中教審あるいは文科省のほうから話が出ているわけですが、それらのことも今後踏まえながら考えていきたいなというふうに思っております。今すぐ来年とかということではありませんが、それは今後の一つの課題として考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） ありがとうございました。

次に、事務改善と効率化の進捗に関連して、1つお聞きします。

先ほど、町長の御答弁では、事務改善委員会についての御回答がちょっとなかったような気がしましたので、まずその件を含めて町の組織規程には係の事務分掌として各課の業務がうたわれております。その中にある事務改善委員会に関しては、その活動内容や、あるいはその最近の成果などがあれば教えていただきたい。それとあわせて事務改善委員会のメンバーの構成や委員会開催の頻度などについて少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 事務改善委員会についての御質問にお答えいたします。

事務改善委員会、当初組織されたのは、昭和40年ごろでございます。

その組織の当初の目的を申し上げますと、事務の効率化や執務環境の改善ということで、俗に言うOA機器の導入、コンピューターの導入がいち早く始まった段階で、行政サービスを効率化させるためにOA機器の導入を進め、執務環境を改善するという目的のために事務改善委員会が組織されております。

ただ、現在は、広く大きく事務の効率化、執務環境の改善のほか業務の方法等、さまざまな業務のあり方について検討、研究を行う組織として活動しております。

メンバーにつきまして、おおむね5級職係長職以上の職員を中心に組織されておまして、最近の主な活動といたしましては、少子高齢化により多様化する福祉のニーズに応えるために、福祉部局の組織の見直しや住民課と健康福祉課で実施していた健診業務の一元化による事務処理を行う効率化などに関して検討を行い、実際に業務がそのように変化してきておるところでございます。

内容と主な活動については、以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

最後に、窓口対応を向上させるための接客研修に関連して、再質問させていただきます。

先ほど、町長の御答弁では、接遇の研修として、新規採用者あるいは初級者など階層別に研修を行っている、また接遇マニュアルも作成されているという御回答があったんですが、私がお尋ねしました、いわゆる講習、階層別ではなくて庁舎内の職員全員に対してのそういったプロを招いての講習、こういったものについてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

先般、6月定例会の際に、住民から寄せられる意見などは前年度においておよそ100件というふうに聞きました。

そこで、このうち、いわゆる窓口対応に関するクレームは何件ぐらいあったのか、わかれば参考に教えてください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 前回の定例会でいただきました窓口のクレームの件数のときに、確かに100件ほどというお答えをさせていただいております。ホームページにおける問い合わせなどにより、総務課に寄せられた意見などは、それぞれの担当課へ配布され、担当課で対応しておると、これは前回申し上げておりますけれども、総務課で対応した中には、窓口でのクレームと識別されるものはございませんでした。

また、各課におけるクレームと識別されるデータについては、申しわけありません、現在手元にはございませんので、御容赦いただきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） 2番、鏝田です。

ちょっとこの接客研修の最初に戻ってしまいますけれども、いわゆる近隣の自治体がプロを招いてそれでみんな全員で講習を受けたというようなことに関して、本町としては、それに関してどういう感想を持たれるか、あるいは御意見があるかお伺いさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

議員御質問の近隣の市町でプロを要請しての接客研修が行われた件ということでございますけれども、町長答弁にありましたけれども、私どもが階層別研修を各市町村と協力してやっていく一つの理由として、私どもで講師を雇って個別にやるよりも、多くの自治体で協力連携をし、プロの講師を呼んでそこで専門研修を受けたほうが、よりコストも安く効率的な研修が行えるということで協力しての研修体制をとっておるところでございます。

近隣でJALの方をお呼びになられたということは、薄々は聞いてございますけれども、本町においては研修はそのように取り組んでおります。ただ、何らかの理由としてどうしても必要ということがあるとすれば、当然町としても取り組んでいくことが望まれると思っております。

○議長（高橋 功君） 2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） 2番、鏝田です。ありがとうございました。

もう一つ関連して教えてください。先ほど、係の事務分掌についてお聞きしましたが、その対外的なPRとあわせて、住民に対する接遇の向上についても該当する所管業務が係の事

務分掌の中には見当たりません。

当面はそういうことはプロを招いて講習を全員に受けさせるというのは考えていないという御回答ですが、もし今後、この問題に全町で取り組むとしたらリードする担当課はどこになるのでしょうか、参考に教えてください。

○議 長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 研修に関するすべての事項については、本来総務課が携わります。ただ、事務分掌中、課内の研修に関しては課長にその権限が委ねられております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

冒頭に申し上げました、対外的にPRを行う問題、最後にお聞きした、窓口対応の向上を推進する問題、いずれもその内容が各課の業務を横断する、あるいは共通の性格を持っていると思われまます。住民を対象とした業務やサービスなど本来業務については、各課の所管業務のすみ分けがきちんとなっていて比較的明確になっていると思いますが、一方新たに求められる業務や各課に共通する業務などは、いま一つどの課が担当するのかが周りに、周りにといいますか庁内でもわかりづらくなっているのではないかという気がします。

ぜひ、社会的な要請や環境の変化に伴い新たに発生してくる業務等については、常に先を見通し組織の見直しなども早目の検討や取り組みを今後とも心がけていただくようお願いいたします。以上で再質問を終わります。

御協力ありがとうございました。

---

### ◎散会の宣告

○議 長（高橋 功君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時50分

平成 2 9 年九十九里町議会第 3 回定例会会議録（第 3 号）

平成 2 9 年 9 月 7 日（木曜日）

## 平成29年第3回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成29年9月7日（木）午前9時38分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）  
議案第 2 号 平成29年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第 3 号 平成29年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 議案第12号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第13号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 4 議案第 4 号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 5 号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 6 号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 7 号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 8 号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 9 号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 報告第 1 号 平成28年度九十九里町健全化判断比率の報告について

- 日程第 6 報告第 2 号 平成 28 年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報告第 3 号 平成 28 年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 8 報告第 4 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について
- 日程第 9 報告第 5 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成 28 事業年度における業務実績に関する評価結果について
- 日程第 10 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 11 休会の件

---

出席議員 (14名)

- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 高 木 輝 一 君 | 2 番  | 鐘 田 貴 俊 君 |
| 4 番  | 古 川 徹 君   | 5 番  | 浅 岡 厚 君   |
| 6 番  | 荒 木 かすみ 君 | 7 番  | 内 山 菊 敏 君 |
| 8 番  | 杉 原 正 一 君 | 9 番  | 善 塔 道 代 君 |
| 10 番 | 細 田 一 男 君 | 11 番 | 佐久間 一 夫 君 |
| 12 番 | 谷 川 優 子 君 | 13 番 | 高 橋 功 君   |
| 15 番 | 古 川 明 君   | 16 番 | 石 橋 和 雄 君 |

欠席議員 (2名)

- |     |           |      |             |
|-----|-----------|------|-------------|
| 3 番 | 中 村 義 則 君 | 14 番 | 鈴 木 征 四 郎 君 |
|-----|-----------|------|-------------|

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長     | 大 矢 吉 明 君 | 副 町 長   | 佐々木 悟 君   |
| 教 育 長   | 中 村 誠 一 君 | 総 務 課 長 | 秋 原 充 君   |
| 企画財政課長  | 木 原 正 幸 君 | 税 務 課 長 | 篠 崎 肇 君   |
| 住 民 課 長 | 戸 田 佳 子 君 | 健康福祉課長  | 鈴 木 秀 明 君 |
| 社会福祉課長  | 中 川 チェリ 君 | 産業振興課長  | 古 川 富 康 君 |

まちづくり 課長	南部 雄一 君	会計管理者	戸村 俊之 君
ガス課長	中村 吉徳 君	教育委員会 事務局長	山口 義則 君
農業委員会 事務局長	吉田 洋一 君	代表監査委員	小川 卓尔 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎 英行 君	書記	古川 恵美 君
------	---------	----	---------

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時38分

○議 長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（高橋 功君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）

議案第2号 平成29年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成29年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議 長（高橋 功君） 日程第1、議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 平成29年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第3号 平成29年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第3号までについて、提案理由の説明を求めます。

順次説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議 長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

（提案理由説明）

○議 長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

（提案理由説明）

○議 長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関係する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

18ページの9款教育費、2項小学校費と含めて3項中学校費の扶助費の関係なんですけれども、要保護及び準要保護児童の関係で、これは4月に入ってからじゃないと人数がわからないと思って補正が出ているんだと思うんですけれども、6月定例議会するときにも一般質問しましたけれども、この要保護は生活保護のだと思うんですけれども、そのところに準備費というか入ってくるということを知っているんで、こここのところでは要保護に入るものというのは、どこの欄が入るのか、全部学用品とか新入学児童学用品とかいろいろ項目がありますけれども、要保護に関するものはどれなのかお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） 今回の補正につきましては、要保護に関するものは実質的にはございません。全て準要保護者の追加認定によるものでございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

ずっと思っていたんですけれども、ここに要保護の分が生活保護の分が入るのであれば、この項目には要保護の項目は要らないんじゃないかと思うんですよね。そうしないと要保護何名ですかと毎回のようによく聞くことになって、入っていませんじゃちょっと项目的に必要ないなかったらここは省くべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） この件については当方でも重々了解しているところでございまして、来年度当初予算の設定の仕方につきましては財政部局と協議しまして修正をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

21ページなんですけれども、一般職の職員数の件です。

139から137、辞退分もありというようなことであつたんですけれども、職員数をこれだけ必要だということで配置してあると思いますので、中途であるとかそういうことを考えなかったかということをお聞きしたいのと、補正をしなければならなかった理由やっぱりしっか

りとお願ひしたいというふうに思うんですけれども、ちょっとそこら辺を。

○議長（高橋 功君） 補正の質問ですけれども、ちょっと方向性がずれているんですけれども。

○6番（荒木かすみ君） そうですか。わかりました。じゃ、一般でやります。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

2点ばかりお伺いします。

13ページのはり、きゅう、マッサージの利用者が増加したということなんですけれども、介護保険制度の中で予防に重点的に事業として介護保険に力を入れるということで、このはり、きゅう、マッサージはまた介護ではないと思うんですけれども、これはもう少し補助を増やして介護予防とリンクするような、今度介護と福祉、障害が何か一緒になるような法の改正がされているようにいろいろ問題がある法なんですけれども、ただ、このはり、きゅう、マッサージに関してはもう少し補助を増やして、予防という観点で町が単独で例えば少し補助を増やして、もっとみんなが受けやすくしてやるようなお考えはあるのかどうなのか。

それから、17ページの教育費の高校進学奨励費補助金、今回30万3,000円という3人プラス増えたということなんですけれども、これは国からの補助は一切ない町の単独の施策なのかというところで、そこをちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、はり、きゅう、マッサージのところなんですけど、今年度町内事業者が1施設登録が増えております。その関係で、29年当初予算時にはその事業者が登録するのは想定されておりませんでしたので、28年の実績に基づいて予算措置はしておりました。今回、その事業者が登録したことで利用者が急激に伸びているというのが実態でございます。

今後の介護の支給、町の負担の増ということにつきましては、今後の利用状況を見ながらまた再度検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） 高校進学奨励費補助金の国庫補助という質問でございますが、一切ないところでございます。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 社会的に給付制の問題が、大学生が大学を卒業するときに500万だ300万だというローンを抱えて、今奨学金がローン状態になっていると。給付奨学金じゃないということで、今そういったところで国も多少は考えているとは思いますが、この高校進学奨励費補助金、これは町の単独でやっている。今後人数が増えても町単独でやっていけるのかどうなのかお答えください。

○議 長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） 今後の継続性ですが、教育環境等も今後変わってくるかと思えます。また、国の補助制度等の拡充等も考えられるところがございます。そういう状況を判断しながら、この継続については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川徹です。

まず、1点お伺いします。

14ページ3款民生費、2項児童福祉費、15節工事請負費、こども園建設工事1,292万8,000円ということですが、かなり東保育所の屋根の改修そして外回りの外壁の塗りかえということでございましてお聞きしているんですけど、これは課長のところにも御相談に上がったところですが、これは屋根、要するに室内の屋根がかなりしみがでている。相当な老朽が出ているのを御存じなんでしょうか。天井です。それが園側も要望しているんですけど、そこを全然タッチしてくれないということですが、もうちょっと、例えば10ページの17款繰入金で、ふるさと福祉基金繰入金でもう少しそこを出していただく、基金繰り入れをしてもう少し屋根のクロスやしみ、相当なしみです、各部屋が。その辺を御存じなのかお聞きしたいと思います。

○議 長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） お答えいたします。

今回の工事に向け、基礎園舎の改築等につきまして、こちらは進めていく中で保護者保育士等も含めて意見を求めながら来たところです。先日、全員協議会でも御説明させていただきましたが、厳しい財政状況の中で施設を中長期的に活用していくというところで、まずは必要な工事修繕というところで、具体的に屋根、外壁、調理室の改修というところで進めて

いるというところでお話をさせていただきました。

今御指摘のしみ等のことも全くやらないということではなく、今後進めていく中で限られた予算の中、バランス等を見ながら計画的に考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

課長、その向きは何度もお聞きしております。しかしながら、私も何度も繰り返しますが、最初は新設するという約束で、町民の保護者の皆様方に説明をしたわけでございます。31年度から開園ということでございますから、それに間に合うようにやっていただけるようにひとつ取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

せんだっても全員協議会の中でこども園についてちょっと説明はあったんですけども、補正予算の23ページ継続費、この中で3款民生費、2項児童福祉費、事業名がこども園整備事業ということで、総額が2億1,319万2,000円というふうに書かれてはいるんですけども、この算出根拠、これがせんだっても説明はあったんですけども、私には理解ができません。

それと、価格の検証がどういう形でされるのか全くわからない。こういう状況の中で検討するということは、補正予算を出してくるということはどういったことなのか、まず第1点で質問いたします。

その中で、少子化と人口減少が今進んでいる中で、本当にこのこども園2億1,000万もかけて、その必要性について私は非常に疑問だと思います。せんだっても、とようみこども園、約2億4,000万、これだけの金額をかけてやりましたけれども、私個人的には非常に建築費は高いものであったかと思っております。

今回の2億1,300万について、本体価格、あとは各設備、それと屋根の改修、駐車場整備、別々にまず出してやっていただきたい。それと建築設計、この業者の選定もどういうふうな経緯でされたんだか全く理解ができません。

以上、質問いたします。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） まず算出根拠についてですけども、こちらは積算基準に

基づいて積算しております。こちらの予算書のこの調書につきましては、記載の様式と違いますか、それがあってこれになっているかと思えます。

それと、少子化、人口減少等についてのことですけれども、まずこのこども園計画につきましては、町職員で構成されている子ども・子育て会議作業部会、こども園推進委員会、そして保護者、子育て支援従事者等で構成されております子ども・子育て会議の検討を重ねまして、パブリックコメントを経て計画を作成いたしております。

計画は、まず子供たちの安全を第一に考えております。豊海保育所の津波対策でございまして、できるだけ安全な場所に移転するというところでございました。

それから、もう一点が片貝幼稚園の老朽化、耐震化の問題でした。これらのことと、子供が少なくなっているとはいえ300名を超える小さな子供たちを1つの園でお預かりするということは、保育士、教諭の安心・安全面が危惧されるということもありまして、最終的に2つのこども園にするという計画になっております。この計画に基づいて進んでおります。

それと、建築費が高いのではというところの御質問です。

議員には、町の支出を抑えるべく工事費の御心配をいただきましてありがとうございます。

まず、官民の違いについて御説明させていただきたいと思えますけれども、官公庁の工事は共通費の算定が国交省により定められております。共通仮設費、現場管理費、一般管理費の3種類に分けられておりまして、これらに係る諸経費は民間工事より詳細に積算されて工事価格に反映されます。公共建築物は、より環境性能、品質性能、耐震安全性が求められておりますので、建築非構造部材においても、民間で使用できる材料であっても官公庁では使用できないという部分もあります。

建築建物には重要度係数というものがございまして、建物の設計時に、地震に対する割増係数のことなんですけれども、不特定多数の方が利用することや本来の目的以外にも災害時の拠点施設になり得る等から重要度係数が通常より高く設定されておりまして、構造上民間建物と比較しまして強固な建物です。そして、書類の作成ですとか工程検査等、民間と比較して事務量も大変増えているところです。

このようなことから、議員のおっしゃる高いということになるのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

先ほど地震とかいろいろ話はされていますけれども、今のこども園のある場所の避難所はどこですか。中央公民館ではないんですか。それであれば、今の東保育所に考えているということよりも、避難しやすい場所が逆に今の現こども園ではないかなと私は思っております。

それはそれとして、ただ、官民の考え方とか、こんなのは今の一般論でこの建築が高いか安い、逆に個別にしたほうが安く済むはずですよ。検討してみてください。だから、この2億1,300万の金額についても一回やり直しをして個別に、積算価格は公表ができないということですが、透明化を図らなくちゃ2億1,000万何に使われたか、税金ですよ、これは。考えていただきたい。

そういう中で、まずこれは一旦取り下げをしていただいて、個別の工事明細を出して、これが価格について検証して妥当なのかどうかということをもっと第一にしていきたい。それからスタートじゃないですか。税金です、本当に。2億1,000万です。借金をします。借金が1億7,330万、これだけの金額を借金するわけです。もっと真剣にこの取り組みについて考えていただきたいと思います。

それで、今の東保育所とこども園の総体の人数は150から160人ぐらいじゃないですか。300人じゃないですよ。だから、そういう中で本当に必要なのかももう一度再考していただきたいと私は思っております。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） 5番、浅岡です。

高木議員と同じ項目になるんですけれども、3款2項2目13節、15節についてですけれども、委託は現場の管理を委託されると思うんですけれども、担当課は工事に関しては社会福祉課がやるということをお聞きしておりますけれども、専門的な工事自体を、図面を見たりとか設計書を見たりとかそういうことができるような方がいるのかいないのか、その辺お願いいたします。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） ただいまの、専門的に見る職員がいるのかいないのかというところでお答えいたします。

現在、建築士の資格を持っている職員はいないのが現状です。とようみの経験を生かしながら、職員もかなり勉強しております。企画財政課、まちづくり課に協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） 5番、浅岡です。

できれば、計画と運営とは社会福祉課で持つてよろしいかと思えますけれども、実際の工事になりますと専門的なものになりますので、まちづくり課とか産業振興課の専門職がいるほうが工事自体スムーズにいくんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

(午前10時28分)

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時32分)

---

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 繰り返しになりますけれども、現在建築に詳しい職員はおりません。進めていく中で、議員がおっしゃるようにまちづくり課、産業振興課、企画財政課の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

同じような項目の質問になりますけれども、先ほど来出ている30年度の設計、30年度の工事費1億9,976万、先般の全員協議会でも質問されていると思うんだけど、何か詳細積算の提示はできないという今答弁があったんだけど、各工事の科目によって詳細に先般説明をお願いしてあるんだけど、その点はどうですか。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） こちらにお示ししている金額は、それこそ積算のもと載せているわけですが、今後入札を控えておりますので金額のほうはお話しできないというところで、御理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

入札をかけるからできない、設計、予算組みするときに積算するでしょうよ。それは見せ

られないと、提示できないということなんですか。総額で1億9,000万を積算しておいて、その内訳はわからないで認めてくださいはないでしょう。例えば、電気工事とか空調とか土木とか、あえて言えば先ほども古川議員からも出たけれども修理費、目に見えない修理費が発生するわけよ、また、そういうのを積算に入っているかどうかということなのよ。

先般のことだって、とようみこども園も途中で追加工事が出た、失敗があった、今度修理が入ってくるとなおさら失敗が出てくるのよ。ここでは足らなかった、また補正を組むのか。だから積算を聞いているわけよ。その点どうなの。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 想定されるものは含めております。ただし、工事を進めていく中で想定されないものというものは変更契約ができるようになっているかと思えます。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

今の積算と見積もりとかのことにに関して、もうちょっと一般の人がわかりやすいようにちょっとお聞きしたいんだけど、民間が一般的に見積もりを出す場合は請負費から見積もりをもらうと思うんですよ。だけれども行政は、積算資料があつて設計士側が見積もりを出すと思うんですけども、この辺はまずどうなっていますか。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 設計につきまして、設計委託に出しておりますので、設計委託者が積み上げたものを提示いただくこととなります。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

見積もりを設計者が出すということですね。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 設計したものの金額トータルで出させていただきますので、設計者が出すということになると思います。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

だから、今後のことを考えると、今他の議員も質問しているけれども、じゃ水道工事や電気工事やほかの工事がミスがあったと。そうすると、その工事だけで済まなくなっちゃうわ

けですね。ほかの内装や外装工事、附帯工事が、問題が出てくると。だから今後は、それは設計士が図面を引いて積算するのはいいんです。だけれども、最終的には建物や設備を請け負う人から見積もりをとってもらい、それで契約をすると、そうすれば例えば附帯工事のどこかがミスをするれば、附帯工事のミスをしたところが責任を持たなくちゃいけないということになるわけです。だからその辺のところを、あくまで請負をする人間から見積もりをとれないような行政というのは仕組みになっているんだかどうなんだか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 先ほど来設計の関係の話が出ておりますけれども、町の職員の中で専門的な知識を持ってできないために、アウトソーシングということで費用を出して設計、積算をしていただいているわけです。

そこに至るに当たっては当然、設計のもととなる費用がどれぐらいかかるかというものを、原課のほうは予算要求の際に何者かから見積もりをとって、その中から安い価格のものを予算の中に盛り込んで、さらには実際に予算執行する際にはその事業をするに値する資格を持っているかというものを、基準が町にありますので、それを満たしている業者を複数者選定して、価格の競争をした結果、一番安い価格が提示されたところを業者として今回も委託をかけているということになりますので、出てきたものについては受託した業者が責任を持ってやっているものというふうに見ております。

ただ、あと出てきたものについて職員が全く見ていないということではございませんので、それは見ておるといことになりますので、そこまでについては適正な段階を踏んでやってきていると思いますので、さらに今回出ておりますのは、施工していくに当たって、施工の管理をしていく業者をさらに選定していくということになりますので、設計業者がそのまま引き続きなるとかという、そういうルールの中で動いているわけではございませんので、また今後この予算が承認いただいた際には業者のほうの選定をしながら、施工の管理というものも見ていくというようになるということでございます。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

私が今質問していることと、課長の回答が大分ずれているのね。

私が質問しているのは、まず図面は設計屋さんがつくれます、民間で例えば私が家をつくる、何をつくるという場合は、その設計に基づいて建築屋さんこれ幾らですかと、時には

相見積もりをするときもあるし、私が請負師みたくなっちゃって、各業者を全部、ちなみに言えば今のうちの店は私が請負師みたくなって全部やったんだけど、部分的に発注を出して、だから設計は当然設計業者がやる、それを建設業者に見積もりを出してもらえないんですかと私は質問しているわけ。そうすれば、ミスがあった場合に、設計上にミスがあればそれは設計士が責任を持つ、工事にミスがあった場合は建築屋である請負師が全て責任を持たなくちゃいけないわけだね。すると町が、後でどこかミスがあったからといって負担する必要はない。

だからこの辺をきちっと、ただ入札で金額だけ出す前に建築業者からそれぞれのものを見積もりをとれないんですかということをお尋ねしたいの。この仕組みね、だから。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 今の私に聞こえたのは、業者のほうに仕事を発注する前に見積もりを各業者からとれというふうに私は聞こえたんですけども。

（「議長、暫時休憩」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

（午前10時42分）

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

---

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 入札に当たっては、業者のほうを仮に指名を数者したとします。そうすると、設計書の閲覧ということを行いますので、各業者さんはそれによって積算してきますので、今杉原議員が申されたような各業者の設計というものはしております。それが入札の際にどれぐらいかかるのかという明細も上がっております、入札の会場で。そういう作業はしてはおります。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） ちょっと長くなってあれなんですけれども、私が言いたいのは建築業者さんが仕様書もつけて見積もりが出てきますかということなんです。ただ金額だけぽんと出てくるんだか、仕様書というのは、工事の内容はこうですよ、材料はこういうメーカー、

こういうものをつけますよということを言っているんですよ。ただ金額だけ2億一千幾ら、ぼんと金額だけを提示するものなのか、そこに、この建物はこういう材料を使ってこういう仕様書を添えて、こういうふうにつくりますよというものが来ているかどうかということ、それはあくまで設計士だけのほうでやっちゃっているのだからどうかということ。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 先ほども言いましたが、町は設計書の縦覧ということで、こういう工事の内容ですというものの提示はしているわけです。それに基づいて各業者の方が自分のところで積算単価を入れて計算書をつくりますので、それを、この厚くなったものを入札の会場で出すということはありませんが、その中で出てきた数字で、こういう費用になりますよというそういう内訳というものは入札の際に入札の札と一緒に提出をしていただいておりますので、杉原議員がおっしゃるような細かいものというのであれば、参加する業者さんは手元には持っているというふうにはなります。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

だから、前回もちょっと後から追加が出たり、こども園ね、なっていると。どこかの建物をやったら、今度の設計士がやったものに雨漏りがしたとか、こういうときに責任問題がどこに、設計士にあるのか請負側の入札をとった業者にあるのか、こういうところが曖昧になっちゃうわけです。

だから、一番は仕様書、本来は設計士から請負する人たちがそれぞれきちっと、図面はもらうんでしょうけれども、それに基づいて請負する側がきちっとした仕様書をつけて単価を出せばいいと思うんです。

きょうは補正であるし、この場で結論は出せないから、今後何か不備があったり不良があったりしたときに困るから、もう少し考えてみてください。

終わります。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

16番、石橋和雄君。

○16番（石橋和雄君） 16番、石橋。

継続費、先ほど高木議員も質問していましたが、違った意味で質問させていただきます。

こども園の事業費が2億1,319万2,000円ということで、高額な金額で予算化されておしま

す。その中で左のほうに、いわゆる財源内訳ということで、国、県の支出金、また地方債、そしてその他ということで、これは基金だとは思いますが、基金の名前ぐらい教えていただければ助かります。

そして、その隣に一般財源として34万2,000円という金額が記入されております。この2億1,000万の費用の中で、一般財源が34万2,000円しか予算化されなかったという、私はちょっと疑問を感じるので、そこを少し具体的に、どうしてこの予算になったのか説明願えればと、そのように思います。

本来ならば、もっともっと高額な金額でやっていただければ、将来に対して非常に楽になるんじゃないかなと、そのようにも思うわけですのでよろしくお願いします。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） では、石橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、総体の費用、2億を超える金額になりますので、それをいかに捻出するかということになりますので、何とか有利な方法で資金調達をしたいというところから、まずは補助金をもらえないだろうかということで補助金のほうを獲得に行って、先ほど社会福祉課長のほうから話があったように、補助金のほうを何とか手当てできたと。

それに当たっては、あわせて今度は私どものほうで起債を有利に起こせるものということで探していった中で、公共施設最適化事業債ということで、これは総体の事業費から補助金を引いた額の90%まで起債を起させると。起債を起すということは、長期に使う施設でございますので、一時的に資金を投入するよりはそこを利用する方がこれから長く複数出てくるわけですから、そういう皆さんにも負担していただく。また、町民の皆様にも長く使っていただく施設でありますのでみんなで負担していきましょうという考えのもと、これだけではなくて、起債というものはそういう考えの中で起していると私は思っておりますので、それでできるだけ町の一般財源をどんと投入するのではなく、少しずつ投入、消化していければということで、90%の起債というものを採用するということになりました。

それでも不足額が生じますので、その不足の部分を、基金を持っておりましたので基金を充てる。さらにそれでも残る部分を一般財源、できれば一般財源をできるだけ少なくしたい、そうすればその分をほかの事業に一般財源が活用できますので、そういう意味合いで一般財源のところの金額が少なくなっていると、そういうことでございます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 16番、石橋和雄君。

○16番（石橋和雄君） 16番、石橋。

行政側が言っていることは、まことに的確にすばらしい考え方だと思いますが、私はちょっと違った考え方、確かに返済計画というのは何か話に聞くところでは30年をもって計画するらしいけれども、将来に向かって、こども園ですから、こども園という言葉を書く中で、この子たちが大きくなったときに払えればいいだろうと、そんなような感じ方もいたします。また、それもそのとおりかなと思うんですけども、この34万2,000円、私は今ここで払えるものはある程度は、こんな小さな金額じゃなくて払えるものは払ってやる、何でもかという、今メディカルセンターだってそうじゃないですか。あれだけ今費用負担をしているわけ。ということはこれからも増えるかもしれない。そして、これから何年か後にはまた何かの事業も出てくるかもしれない。そういうもろもろを考えたときには、今ここで何とか負担できるものは負担して、少しでも将来に楽にできるような形というものをつくっていかないと、そのように私は考えて今質問したところなんですけど、それとこの基金、これはその他基金というものでしょうか。そのところも質問しております。

ともかく、私は将来に押しつけるということが余り芳しくないなど。確かに長期に使うものですから理屈はわかりますけれども、今できるものは少しでも余計にやっておいたほうがいい。そのほうが、数年後何ら事業が出てきたときに楽にできると、そういう考えに基づいて、今私は発言しております。

答弁をお願いします。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

基金につきましては、先ほどございましたが、これはふるさと福祉基金というものがございますので、そちらのほうを一部使わせていただく予定で上程をしてございます。

それから、繰り返しになってしまいますけれども、町というものも継続していかなきゃいけない組織でございますので、その中でできるだけ資金の波を大きくさせないというようなことも考えなければなりませんので、当然借り入れる起債についても、返した部分また借り入れる幅もできますので、際限なくどこまでも借りていこうということではなくて、これ以上は借りたらまずいぞというところは一線は持っておりますので、その中で、今低金利なものですから、昔に借りたものから比べると利息の部分も大分軽減されておりますので、そういうものも含めた中で活用のほうは検討しておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議 長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時5分です。10分間休憩します。

（午前10時54分）

---

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

---

○議 長（高橋 功君） 続いて、特別会計補正予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（高橋 功君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 平成29年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 平成29年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第12号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（高橋 功君） 日程第2、議案第12号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第12号について提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 教育委員会員の提案理由について、議案第12号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由ですが、教育委員の川崎修氏が平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の同意を求めるものでございます。

川崎氏は、九十九里中学校PTA会長、九十九里町PTA連絡協議会会長を歴任し、現在は九十九里中学校の後援会理事を務めるなど、学校教育や青少年の指導、育成に対して大変熱心な方です。また、人格も高潔で、学校教育を初め社会教育活動に対しても識見を持たれており、教育委員として適任であることから引き続き教育委員をお願いするものでございます。

○議長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(高橋 功君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(高橋 功君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長(高橋 功君) 起立多数であります。

よって、議案第12号は同意することに決定いたしました。

---

◎日程第3 議案第13号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

○議 長(高橋 功君) 日程第3、議案第13号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議案第13号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議 長(高橋 功君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番(谷川優子君) 12番、谷川です。

これは市町村、町でやるということだと思うんですけども、町の事務としては増えるということではないかと思うんですけども、もう一度ちょっと説明をお願いします。

○議 長(高橋 功君) 総務課長、秋原充君。

○総務課長(秋原 充君) 今回、総合事務組合で共同処理する事務に加える軽自動車税の賦

課徴収に関する申告書、これは制度といたしますと昭和33年、ここまで遡ります。昭和33年に軽自動車税が創設されたときから、軽自動車取得、名義変更、廃車等によって納税者が変わる事由が発生した場合には、この申告書の提出が行われる。

ただ、この事務が、先ほど申しましたけれども千葉県町村会が長いこと請け負っておったんですが、町村会だけではなかなかできないと。理由とすれば、軽自動車の登録台数がこのところかなり増えてきて1つの団体では処理ができないということで、各市町村で共同で組織する千葉県市町村総合事務組合で共同処理をします。市町村の事務が増えるというわけじゃなくて、その手続を扱っているセクションが変わる、市町村にとっては今までどおり何も変わりはありませんということです。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） そうすると、事務組合でこれをやるということで、そういった理解でいいんですかね。わかりました。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第4号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第5号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

議案第 6号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算の認定について

議案第 7号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳  
出決算の認定について

議案第 8号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算  
の認定について

議案第 9号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

議案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について

議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決  
算の認定について

○議長（高橋 功君） 日程第4、議案第4号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第5号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第6号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第8号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

議案第4号から議案第11号までの歳入歳出決算について、順次内容説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は午後1時10分です。

（午後 零時08分）

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時08分)

---

○議 長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議 長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

(提案理由説明)

○議 長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

(提案理由説明)

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩いたします。

再開は2時20分です。

(午後 2時09分)

---

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

---

○議 長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

(提案理由説明)

○議 長（高橋 功君） ガス課長、中村吉徳君。

(提案理由説明)

---

◎日程第5 報告第1号 平成28年度九十九里町健全化判断比率の報告について

○議 長（高橋 功君） 日程第5、報告第1号 平成28年度九十九里町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告第1号について趣旨説明を求めます。

○議 長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

(趣旨説明)

○議 長（高橋 功君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第6 報告第2号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金  
不足比率の報告について

○議長（高橋 功君） 日程第6、報告第2号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第2号について趣旨説明を求めます。

産業振興課長、古川富康君。

（趣旨説明）

○議長（高橋 功君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第7 報告第3号 平成28年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（高橋 功君） 日程第7、報告第3号 平成28年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第3号について趣旨説明を求めます。

ガス課長、中村吉徳君。

（趣旨説明）

○議長（高橋 功君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第8 報告第4号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

○議長（高橋 功君） 日程第8、報告第4号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてを議題といたします。

報告第4号について趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鈴木秀明君。

（趣旨説明）

○議長（高橋 功君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第9 報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成28事業年度における業務実績に関する評価結果について

○議長（高橋 功君） 日程第9、報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療セ

ンターの平成28事業年度における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第5号について趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鈴木秀明君。

(趣旨説明)

○議長(高橋 功君) 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第10 報告第6号 専決処分の報告について

○議長(高橋 功君) 日程第10、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第6号について趣旨説明を求めます。

まちづくり課長、南部雄一君。

(趣旨説明)

○議長(高橋 功君) 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は3時30分です。

(午後 3時17分)

---

○議長(高橋 功君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時29分)

---

○議長(高橋 功君) 各会計の説明及び財政健全化法関連の報告が終了いたしましたので、代表監査委員に決算審査の意見を求めます。

代表監査委員、小川卓尔君。

○代表監査委員(小川卓尔君) それでは、お手元に配付の歳入歳出決算審査意見書を御覧願いたいと思います。

平成28年度一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書を取りまとめましたので、報告申し上げます。

1番目に審査の対象でございますが、平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算から以下の6特別会計でございます。

2番の審査の期間でございますが、29年8月17日、18日、21日でございます。

3の審査の方法でございます。平成28年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、各会計の決算書と決算に必要な書類の作成状況、決算計数の正否、予算の執行が議決及び地方自治法並びに地方財政法の本旨にのっとり、適正かつ効率性を考慮し執行されたか等の諸点に留意し、あわせて証拠書類あるいは各種資料の提出、関係職員に説明を聴取するほか、現地調査及び定期監査、例月出納検査の結果も参考として慎重に審査を執行いたしました。

4、審査の結果でございます。審査した各会計の決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿、諸書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり適法かつ効率的に執行されているものと認めた次第であります。

次、2ページをお願いします。

5、会計別決算審査の概要でございます。

(1) 歳入、この歳入は、下の表にございますが、収入率が重要でございます。この中で収入率100.1%ということで、各会計とも問題がないようでございますけれども、調定額に対する収入率は93%ということでございます。

(2) の歳出でございます。歳出は支出率、つまり執行率が重要であります。全ての会計が良好であると存じます。下の文書は前年対比を述べたものでありますので、後ほどお目通しを願います。

3ページにまいりまして、3ページの中ごろから各会計に見てまいります。

まず、6番の一般会計であります。

(1) 決算収支の状況を3カ年対比した表でございます。これについても後ほどお目通し願いたいと思います。単年度収支が、28年度は赤字の2,770万4,000円と、こういうことで、前年の繰り越しが多額にあったために楽に決算はできましたけれども、単年度収支としてはこのような状況でございます。

次に、4ページでございます。

歳入について文章を読んでまいります。

平成28年度歳入決算額は60億6,127万7,000円で、前年度に比べ2億5,046万5,000円の増である。地方交付税が32.6%を占め、依然として地方税の24.6%をしのぎ依存財源によるところが大きく、この傾向が改善されることが望ましい。

一般財源については、総額が45億5,540万7,000円で、うち経常的なものが39億2,010万

7,000円であります。このうち、経常経費に充当された額が34億6,457万8,000円であり、経常収支比率が88.4%になっており前年度の86.7%に比べ1.7%増加しております。これが増加しているということは、自由に使える財源がその分だけ窮屈になったと、こういうことを意味しております。したがって、引き続き経費の削減に努める必要があるわけでございます。

下の表の歳入款別前年度対比でございます。この中で前年度繰越金、これについて2億9,232万円、前年より大分上回っております。

歳入合計は、2億5,046万5,000円増となっております。

下の文章でございますが、地方交付税、国庫支出金、県出資金の歳入は28億3,869万7,000円で、前年度より813万4,000円の減額0.3%の減となっております。繰入金が前年度より1億7,978万円増額となっております。特別会計繰入金で62万5,000円の減額と基金繰入金の1億8,040万5,000円の増額によるものであります。繰越金が前年度より9,312万3,000円増額となっている。その他の歳入で3,671万5,000円の減額となっております。

5ページをお願いします。

町税の税目別推移を見ると、下の表のとおりでございます。14億9,413万7,000円、町税は前年度に比べて1,519万円、1%の増収であります。町民税が138万円、固定資産税1,042万3,000円、軽自動車税768万9,000円の増収でございます。たばこ税は432万5,000円の減収、また、町税収入総額は14億9,413万7,000円で、一般会計歳入総額の24.6%、前年が25.5%ということで下がっております。これを3カ年で対比すると下の表のとおりでございます。

年度別町税収入状況でございます。

予算、調定額とも減少傾向でありまして、収入額はほぼ一定となっておりますので、そのために収入率が向上していると。収入率が向上しているからといっても、その分母のほうが減っているわけですから、それで数字がいいように映っていると。

不納欠損額、収入未済額とも減少しておりまして、このことについては極めて良好でございます。

次のページをお願いします。

町税の税目別収入状況、収入率を前年度と比較していただきますと、いずれも良好でございます。この歳出については予算で限度が限られていて、予算以上に出そうという補正予算の審議をいただかないと出せないわけですから、歳出については問題ないんですけども、歳入はどうかすると収入率というのが非常に不安定でございます。この収入率がいろいろ

変動しますと、町の財政執行状況に極めて直接的に影響が出てまいりますので、この点についてしつこいほどチェックをかけてございます。

真ん中の表、税目別不納欠損状況でございます。合計2,031万円欠損で落としてございませうけれども、この表にはありませんけれども、26年度は3,670万でしたから、年々改善がかなり進んでおると、こういうことでございます。

それから、下の収入未済額の状況でございます。

収入未済額が2億3,997万9,000円でございます。これも前年度よりも減ってございます。26年度は2億8,580万ありましたから、これについても年々減少していると、こういう傾向でございます。

7ページでございます。

7ページの文章の最後のところに、徴収率の向上など改善されていると、こういう評価でございます。

町税収納状況、現年課税分と滞納繰越分に区分したものでございます。

下の文章を読んでまいります。町民税の現年度と滞納繰越分を合わせた徴収率は83.7%、前年度は81.9%ということで改善されております。固定資産税85.1%、前年が83.8%、軽自動車税が78.4、これは前年が75.2であります。いずれも改善されています。

町税の徴収率は、前年度の83.7%から85.2%と1.5%の改善で、この改善率は県下14位であるものの、改善率としては県下ではいいほうです。徴収率は県下54市町村で53位である。

現年課税分徴収率は97.0%、前年が96.1%に対し、滞納繰越分徴収率が18.6%、前年より悪いですね。前年が19.6%と、極端に低く、滞納繰越金対策が改善のかなめであります。一回滞納しちゃいますと、もう収納率が極端に落ちちゃいますから、現年度の未済額の中で徴収活動を重点的に取り組む必要があると、こういうふうに思います。

町税調定額において滞納繰越分の占める割合が、本町は15.1%となっている。この県平均は5.3%であり、町村平均で見ると8.6%、本町の滞納割合が異常に高くなっていると、こういう状況でございます。今後一層の収入率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額を極力減少するよう要望する次第でございます。

先ほど申しましたとおり、未済額、滞納額については若干減少傾向にありますから、これがそうでないということになると、これは異常事態で大変でございますが、若干でもありますけれども悪いほうには行っていないと、こういう状況でございます。

8ページをお願いします。

今度は歳出に移ります。

予算現額に対し支出済額57億6,458万5,000円は執行率94.6%となり、前年度支出額55億1,849万2,000円に比べて2億4,609万3,000円の増額、4.5%の増となっております。

予算現額60億9,434万8,000円に対し支出済額に翌年度繰越額1億9,133万1,000円の合計は、59億5,591万6,000円は97.7%ということになっています。

28年度は繰越額が比較的多かったと、こういうふうな特色がございます。この繰り越しを入れると、執行率についてはほぼ問題がないと、こういうふうな結果でございます。

次からは歳出科目別の比較をさせていただきます。

款別に整理した表でございまして、款別に執行率に問題がないか全てチェックしたものをここに記載したものでございます。

第1款議会費、これについては99.8%ということで問題ございません。第2款総務費、これについても98%。それから、3款民生費、これは95%ちょっと低くなっておりますけれども、繰り越しで臨時給付金給付費、これを入れますと97.7%になりますので問題ないかと思えます。第4款衛生費、99.1、第5款農林水産費、これについても繰り越しがございましたが、それを入れると95.2%ということになります。商工費は99.1でございます。

めくっていただきまして、次に第7款土木費、これは橋梁維持費の繰り越しがございまして、これを入れると97.9になります。消防費は93.1、教育費も97.9、それから災害復旧96.7、公債費99.8、諸支出金が100でございます。予備費は問題ないですね。

ということで、全ての款とも執行率に問題がなく仕事をしていただいたと、こういうふう

に評価してございます。

12ページでございます。

これは企画財政課長が詳しく述べましたが、歳出支出済額を28年度の決算はどうだったのかなというのを一目でわかるように整理して、増減額が大きいものについては重立った内容をここに記載して、わかりやすく参考資料としたものでございます。

18ページをお願いします。

一般会計の歳出について、予算の執行状況は良好であり計数的にも正確であります。今後財政運営が厳しくなる中で、一層の効率、効果的な執行に邁進するよう要望いたします。将来にわたる普通会計の財政負担の状況、下の表のとおりでございます。実質公債費率7.5ということで、前年の8よりも改善されているわけでございます。

下の文章でございますが、町債現在高は前年より302万8,000円増加し、債務負担行為の翌

年度以降支出予定額は1億3,991万2,000円の増加で、積立金は1億7,442万5,000円の増であります。将来にわたる財政負担額は、前年に比べて3,148万5,000円、0.4%の減でございます。なお、実質公債費率は7.5%で、前年が8.0でしたから0.5減少してございます。

以上で一般会計については終わります。

次に、14ページをお願いします。

一般会計については、歳入歳出とも特に問題ないと、こういうことでございます。

7の給食特別会計でございます。

歳入合計1億4,696万2,000円、下に受託事業収入616万1,000円の減収は、給食の受給児童・生徒が102名、職員10名が減少いたしまして給食の食数が減ったわけですね。これによりまして事業収入が減ってございます。

下の給食費の収入未済額485万1,000円、前年の97.1ということで減ってございますが、下に書いてあるとおり常習化している滞納者の徴収活動は、居留守を使ったりいろいろあるようで非常に困難でありましょうけれども、やはり公平の原則もありますので、一層の努力を継続するよう要望する次第でございます。滞納未済額、滞納世帯数、人数、お兄さんが払っていないと妹も払っていないと、こういうふうに1軒のうちで払わないうちは払わないと、こういうふうな形になっているようでございます。

給食費の歳出でございます。歳出総額1億4,696万2,000円。

下の文章でございます。食数について22万63食は、前年度23万9,460食に比べて8.1%減少しております。これは、対象児童・生徒及び教職員数1,195名と、前年より約112名減少したことによるものです。平成19年4月より民間委託し調理、配送を行っており、米飯についても平成21年度の9月から給食センターにおける炊飯に切りかえてございます。

今後も安全衛生に十分注意し、町内産品の活用を進めるなど魅力ある給食運営に努めていただきたいと思います。

以上で給食特別会計を終わります。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

この歳入、収入済額29億2,705万円、前年度の93.6%ということで減ってございます。予算対収入は問題ないですが、調定対収入、これが率がかなり低くなってございます。

この低くなっている理由として国民健康保険税で問題があります。この中の国民健康保険税の中でも滞納が特に多くて、その収納率が悪いと。その辺がわかるように下の表でまとめてみました。

不納欠損でも4,608万8,000円落としてございます。収入未済額はまだ3億1,941万5,000円残っている。調定対収入が、滞納になると19.3しか取れないと、こういうふうになっていきます。

下の文章でございます。一般会計繰入金1億8,211万5,000円、前年が2億424万2,000円ありました。歳入額の6.2%となっています。本年は基金繰入金6,489万2,000円を実施してございます。保険税調定額10億6,820万1,000円の収入額は6億2,476万円、徴収率58.5%で、県下平均70.1%より大幅に低率であり、県下54市町村の中で50位であります。二、三年前には53位とか52位だったから、それから比べれば幾らかはよくなりましたけれども、まだまだ県下では低いという認識をしていただきたいと思います。これは、調定額の42.4%を占める滞納繰越分の割合が極めて高いことに課題があります。この県下平均は28.7%であります。調定額の中で滞納額が占める割合は、本町では42.4、約50%近いですがけれども、県下平均では28.7%しかないですよ。だから、本町はいかに滞納額がたまっちゃっているかと、こういう状況であります。

不納欠損額は4,615万6,000円、これは310名の方が滞納している分を不納欠損したわけですね。前年度の4,382万2,000円の333人よりも増加していると。これは、時効等合法的に処理されていることについては、個々に確認している次第でございます。

収入未済額は3億9,728万5,000円で、前年度の4億5,503万8,000円の87.3%ということで大幅に減ってございます。

次のページにまいります。

徴収率は現年度課税分87.3%で、県下平均90.1%より低位にあります。滞納繰越分は19.3%で、県下平均20.7%よりも低くなってございます。だからたまるばかりですよ、滞納がよそよりも。

現状を改善するために、徴収率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額が減少するよう要望いたします。これで30年度から県一本化になっていくわけですがけれども、九十九里に割り当てられた納付金の徴収とか滞納とかの管理は継続して町の責任としてやっていかなきゃいかんと、そういうことで、今悪い状況は引きずって苦勞してしばらく歩かなきゃいかんと、こういう状況でございます。

健康保険の歳出でございます。

支出済額27億8,920万3,000円、執行率96.8%でございます。

次に、この歳出の中で一番大きく占める保険給付費でございます。

この被保険者数5,504名ということで、かなり91.9%、約1割近く減ってございます。1年間で大幅に減ってございます。これは社会保険のほうに加入しやすくなったり、いろんな法的改正も背景にございます。

保険給付費は前年度より1億3,450万4,000円、8%の減少で、被保険者数の減と薬価改定が要因となっております。C型肝炎の薬なんかは途方もない値段で、それが3分の1ぐらいの値段に下がったと、こういうふうなことがかなり貢献しているようでございます。

3の実質収支でございます。本年度の実質収支額は1億3,784万7,000円で、前年度の1億6,048万1,000円と2,263万4,000円減額してございます。黒字でございますが、黒字幅は去年より減少しているわけでございます。歳入で2億111万1,000円の減額、歳出で1億7,847万7,000円の減額と、いずれも減少している状況でございます。

次に18ページ、後期高齢者医療特別会計でございます。

平成28年度後期高齢者医療特別会計は、歳入総額1億7,829万2,000円で、歳出総額は1億7,642万5,000円、歳入歳出差引186万7,000円、これが翌年度に繰り越されたわけでございます。

町の一般会計繰入金5,645万7,000円、これは、5,553万2,000円は前年度より92万5,000円の増額となっております。

歳入について、中段から、なお、収入未済額224万円は前年度より38%増加しており、普通徴収者徴収率、これは年金等天引きは92.6%によるもので、普通徴収は年金差し引きでない払い込みをしてもらう分です。これがやっぱり100%取れないと。不納欠損額29万3,000円、これは前年度より減少してございます。

これについても徴収率の向上に努め、収入未済額の解消と不納欠損額が発生しないように要望いたします。

歳出でございます。

歳出総額は1億7,642万5,000円で、予算現額に対して98.8%の執行率であり、206万2,000円、前年度56万6,000円の不用額となっております。

後期高齢者医療広域連合納付金が1億6,424万円、前年度が1億5,045万3,000円で、歳出総額の93.1%、ほとんどこの辺ですね。被保険者は2,901人で町人口1万6,607人の17.5%、極めて高率でございます。昨年より1.2%増加しており、九十九里町の高齢化率がかなり急速に増加しているという状況でございます。

次に、19ページ介護保険特別会計でございます。

平成28年度介護保険特別会計は、歳入総額16億2,153万8,000円で、歳出総額15億4,578万8,000円で、歳入歳出差引7,575万円、これが翌年度に繰り越されたわけでございます。

歳入でございます。

今申したとおりでございますので省略して、上から6行目、町一般会計繰入金は2億2,686万6,000円、これは前年度より296万1,000円増額されています。

収入未済額3,549万4,000円、これは前年度3,772万3,000円のうち滞納繰越分保険料が2,727万5,000円、前年が2,976万4,000円を占めております。

滞納者現年度分は234名で、過年度を含めると976人になっております。

不納欠損額683万8,000円、前年度が690万9,000円が発生しております。これは死亡、転出等113名分で、もう取れないということの中で不納欠損で落とされたわけでございます。この不納欠損で落とす前に何とか催促して、もらうものはもらってほしいと、こういうふうに要望いたします。

2番の歳出でございます。

歳出総額15億4,578万4,000円、これについても途中から保険給付金が14億4,174万9,000円、前年度14億4,386万4,000円で歳出総額の93.3%を占めており、前年より211万5,000円減少しています。健康保険も介護保険も、医者に払う分が去年より減っていると、こういうことでございます。

団塊の世代が65歳に到達し、第1号被保険者が5,970人と前年比85人増加し、要介護、要支援認定者が891人と年々増加傾向にあり、介護予防活動の一層の取り組みが重要となっております。

九十九里町は自宅介護の割合が非常に高く、その分施設に入るよりは負担が少なく済んでいる。これが、もっといろんな介護施設が町にいっぱいできて、それに入る人がいっぱい出ちゃうと負担がもっと増えちゃうと。そういうことで、家庭で大変御苦労されているかもしれませんが、それによって費用的には比較的いいというか楽をしている面がございます。

次に、病院特別会計でございます。

この病院特別会計につきまして、病院会計は債務超過でいろいろ問題がありますけれども、私どもは病院の監査じゃなくて町の病院特別会計だけの監査でございますから、その点御理解いただいて聞いていただきたいと思います。病院の経営が悪いのは、私どもの責任がありませんからひとつよろしくをお願いします。

平成28年度病院特別会計は、歳入歳出とも総額 8 億5,368万4,000円であります。

この中で主な財源は一般会計繰入金 2 億6,343万円、基金繰入金9,677万7,000円、県支出金が 2 億9,770万円と町債2,640万円、これが歳入の主なものでございます。

歳出につきまして、3行目から見ていただきまして、歳出の主なもの、これは病院のほうの事業費負担金 3 億5,743万円、事業の貸付金2,640万円、整備事業基金積立金 2 億9,809万8,000円と公債費 1 億6,897万9,000円、このような内容でございます。

3番目に私どもの意見を述べてございますが、3、財政負担、平成28年度末の病院事業債の残高が22億8,376万1,000円で、事業貸付金残高が 5 億8,740万円、こういう多額の金額になってございます。町の財政負担として、病院事業債の元利償還は、県のバックアップ等もあって計画どおり進んでいるわけでございますが、病院の経営収支の不足資金への貸付金の財源確保は年々困難となっていることから、病院経営収支改善の促進が急務となっております。つまり、病院経営を町がやっているわけではなくて、その病院経営の経営改善に対する尻たたきは町の責任があるので、そちらのほうを頑張ってもらいたいと、こういう監査委員の意見でございます。よろしく申し上げます。

21ページでございます。

農業集落排水事業特別会計でございます。

平成28年度農業集落排水事業特別会計は、歳入総額 1 億1,785万1,000円で、歳出総額 1 億1,785万円、歳入差引残高が1,000円で翌年度に繰り越されたと、こういう状況でございます。

この（1）歳入でございます。途中から、一般会計の繰入金が8,940万9,000円、これは前年度が9,062万円ですから、若干減っております。構成比75.9%、分担金及び負担金の滞納額230万3,200円、ここだけは何か円ですけれども、全額を28年度に一発で不納欠損処理として落としました。このことについて精査をいたしたところでございます。ここの戸数についてはさっき主管課長の言ったとおりでございますが、この内容について精査した中で、これは債務の発生したのは15年ぐらい昔の話です。そのまま放置しておいて、今なぜここで一発で落としたかということについてちょっと気にさわったというと語弊がありますけれども、精査しました。

これは時効が当然成立しているわけでございますが、この間いろいろ督促したり時効の中断行為をしたり、その辺がやはり若干怠慢が見られたということで、職員には謙虚にこのことについては向き合ってほしいと、こういう指摘をした次第でございます。

2番、（2）歳出でございます。歳出は事業費が2,717万7,000円、ほとんど公債費です、

8,321万9,000円。この歳出は、施設をつくったときのお金ですけれども、これについて町の一般会計で補填しているというような内容で推移しております。

この表の中で、計画戸数971戸ですけれども接続戸数は662戸、68.2%という低率であり、特に豊海丘北部地区が52.7%、それで年間9,000万近いお金を町から入れていて、この662名は町民の何%に当たるかということと考えたときに、一部の人たちに多額のお金を出しているのをよく理解していただいて、この地区の利用者の利用率の改善でも取り組んでもらいたい。それでないと、どうも許せないよと、そういう気持ちでございます。

この事業の地方債現在高は9億1,203万円で、平成28年度元利償還は8,321万9,000円、全額一般会計からの繰り入れで賄ってございます。

この施設の運営管理に問題はないものの、現地を見ますと極めてきれいによく管理して立派に動いてございます。あとは、問題は接続戸数、利用率の向上、これを計画に近づけてもらいたいと、こういうことを要望する次第でございます。

次、1枚めくっていただきまして、以上の一般会計と特別会計に関する監査委員の意見を集約して、ここの結びとして述べさせていただきます。

22ページ、結び。

平成28年度の本町住民納税義務者数は8,738名で、前年より40名増加しております。この総所得は179億2,041万円で、前年より2,102万8,000円の減であります。何か世の中景気がいいようすけれども、本町においては課税所得が減っていると、こういう状況です。

この83.5%が給与所得で、営業等事業所得は6.7%ということで、九十九里町は給与所得者の町と、こういうふうな財政的には状況でございます。

固定資産税については、納税義務者数は1万1,464名で、この課税標準額は450億1,205万4,000円、税額が6億2,865万7,000円となっております。

町税調定額は、17億5,442万6,000円は前年の99.3%、前々年の96.5%と年々減少しており懸念されます。税金のもとになる財源が年々減っていると、こういうことでございます。

この調定額に対する徴収額14億9,413万7,000円は徴収率85.2%で、県平均は95.1%であり、県下54市町村の53位となっております。町税調定額において、滞納繰越分は2億6,519万3,000円、15.1%を占め、県平均5.3%と比べると本町は著しく滞納割合が高率であります。

平成28年度末における町税及び国民健康保険税の滞納者は2,077実人数であり、この実人数というのは、固定資産税を払っていない、町民税を払っていない、健康保険税を払っていないであっても1人と数えます。幾つもダブっていても1人は1人ということで数えた中で

2,077、町の人口の割合を考えたときに大変な数の割合になるということでございます。

このうち無所得201実世帯、308実人数を初め低所得者層の滞納割合が高い現状にあります。一方、200万以上の所得世代の滞納が486実世帯で、この者たちへの効果的徴収活動を求めたい。いろいろ控除した中で200万あるんですから、町民税くらい払えよなど、これはひとつ頑張ってもらいたいと思います。

一般会計における収入未済額3億7,744万3,000円、前年度は3億7,284万2,000円の中で、町税2億3,998万円、分担金、負担金、使用料、手数料、これらを合わせて236万6,000円。国庫支出金9,981万9,000円、これは繰越明許になっております。県支出金3,500万、これも繰越明許、こういうふうなものが未済額として残ってございます。

町税未済額は、町民税1,964万3,000円、固定資産税2,120万3,000円、軽自動車税322万2,000円であり、これらの滞納額1億9,591万2,000円に加算されると、つまり現年度で払う分が徴収率が低いと、その分は過年度からたまった滞納額にまた加算されて、滞納が年々増加する傾向にあるということですね。現年課税分の徴収率の改善が重要となっております。

不納欠損金2,031万円、前年より257万9,000円減っております。

町民税997万4,000円、固定資産税870万6,000円、軽自動車税163万円、これが不納欠損で落としているわけでございます。これも不納欠損にふさわしいかどうか、いいかげんに落としているんじゃないかと、その辺は細かくチェックしてございます。

不用額が1億3,843万2,000円、前年よりも4,703万9,000円と大幅に増えてございます。これについて、補正措置とか適宜実施することによりまして、必要な事業資金へ回して、決算で不用にならないで有効活用ができると。不用額の中には、いろいろ事業を効率化したり安上がりには上げたりして、税に内容的にいい分も含まれているわけですが、中を見ると単に不用額を出しているというところも目についたものですから、指摘する次第でございます。

予算の流用183件、前年が162件、予備費の充当74件、前年80件など、予算編成時の事業積算の正確性向上が望まれます。かなり監査も細かくなってまいりましたが、安易に流用とかそういうことを許したのでは、予算のときの真剣な積み上げがやっぱりないがしろにされちゃいけないと、簡単に認めないと、こういう姿勢でもって仕事に取り組んでもらう方向でチェックしてまいりました。

翌年度への繰越額、1億9,133万1,000円は、前年度より7,831万7,000円多くなっている。町の財政力を示す財政力指数は0.44と、近年この水準を維持しております。0.44というのは、これは悪くはないんじゃないかな、しかしどうなんだろうと、こういう観点でメスを入れま

した。

0.44は平成27年度において、県下54市町村の48位と、こういうことでかなり低いですね。全国的に見ると、1,718市町村の中では855位となっている。全国的には中ぐらいだから、千葉県が全国的にはいいほうなのかもしれませんね。ただ、県の中では悪いほうだよ、このままではだめだよ、改善しなきゃいけないよということを改めて認識してもらいたいということで嫌なことばかり書いておりますけれども、歳入確保と歳出抑制に効果的に取り組み、財政基盤の強化に努める必要があります。

最後に、今後の行政運営について、行政評価制度の仕組みを取り入れるなど事業の評価を重視した事務事業の展開が効率的に図られ、住民満足度の向上に努めていただくよう要望するものです。

総務省のほうで、強制力はありませんけれども行政評価制度とか、業績評価制度と、こういうものが出ておまして、これを取り入れて成果を上げている市町村も全国的にはございます。当町においても、基本計画の中ではそういう文章が見られますけれども、実質的にそういうことへの取り組み、これをお願いして住民満足度の向上に努めていただくように要望する次第でございます。

平成29年9月1日、九十九里町監査委員、小川卓尔、監査委員、佐久間一夫。

以上でございます。

引き続き、28年度九十九里町ガス事業会計決算審査意見書をお願いしたいと思います。

一応定められた方法ですから、省略するものもほどほどにしないといけないので、皆さんしんどいでしょうけれども、しばらく御辛抱願います。

平成28年度九十九里町ガス事業会計決算審査意見書。

審査の対象、九十九里町ガス事業会計。

審査の期日、6月30日。

決算審査に当たっては、審査に付されたガス事業会計決算書、事業報告書及びその他付属書類が、公営企業法並びに本町ガス事業会計規程等に準拠して作成されているか、公営企業の本来の目的である公共性、経済性の発揮に努めているか、また計数は正確か否かを確認するほか、各種資料の提出を求め関係職員の説明を聴取いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付された決算報告書、事業報告書及びその他付属書類は、いずれも地方公営企業法その他関係法令の定めに従い作成されており、計数は正確であり、会計処理も定められた手

続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認められた次第でございます。

次、2ページでございます。

審査の概況でございます。

このガス事業は、公営企業法に定められた会計法に定められたものによって決算が行われております。したがって、収益的収入だとか資本的収入だとか、こういう表現わかりづらいことでもこういうふうに書くと法律で定められたものですから、その法に定められたとおりにしているかどうかチェックするのが私どもの役目でございます。

収入、ガス事業収益、決算額3億8,966万円、ガス事業費用3億6,779万3,000円、こういう形になっております。

2番の資本的収入及び支出、資本的収入は62万6,000円、支出が8,583万7,000円、ここに額の大きな差があるわけでございます。この点について後ほど触れます。

4ページでございます。

経営概況について、業務実績、ガス供給量の62.5%を占める家庭用が前年比2.3%の減少で、業務用その他が前年比0.8%減少、供給量はこのように年々減少しております。これは、温暖化や省エネのこと以外に、供給先の減少が大きな理由であります。このガス1㎡当たりのガスの売り上げが平均すると95.7円、95.7円でも全国的に見ると安いほうから5番目ぐらいだと思います。一番安いのは、長南・睦沢連合を初め、大網、東金、九十九里と、こういうふうに、家庭用ガスとしては全国的には極めてこの町でガス事業をやるおかげで、安い燃料で上がっているということは間違いない事実でございます。

これに対して、ガス購入原価は35.1%ということで、利幅が非常に多いです。しかしながら、ガス事業というのは供給管とかガスタンクとか施設を多額に擁しています、一定の費用がかかりますから、今損益分岐点のちょっと上を行っているところです、危ないところです。

ですから、売り上げがちょっと増えればそれが利益にぼんと上がってくるということですから、何とか売り上げを増やしていく、これも後ほど言いますけれども、各家庭は石油ストーブをやめてみんなガスストーブにしてくださいよとか、ガスストーブを買うお金は町で全額出してやりますよと町長がこう言えば、大分この事業はよくなると、そういう側面がございます。余分なことを申しましたけれども。

次の5ページから移ってまいりたいと思います。

この5ページ以降のところ、損益に極めて大きな影響を出す中で、営業費用が営業収益よ

り下回って、営業としても赤字なんですね。ただ、さっき課長が申したとおりガス管の施設等の利益で全体として黒を出している。

営業費用がどうしてそんなにかさむかと申しますと、去年からの法的改正で、過去もらった多額の補助金、つくったときに補助金をいっぱいもらったんですね、その補助金を一回全部収益に上げなさい、それを年々減価償却しなさい、その減価償却した分を費用として上げなさいと。費用のその営業外の収益のほうに減価償却に見合うものを国の収益として上げなさい、そのまた収益の勘定科目が長期前受金戻入というような変な名前で利益に上げるように、法律でこれを決めてあるわけですから、そういうふうなやり方をしてございます。その辺を含んだ中でしてもらいたいと思います。

(2) のところについては読むつもりでございましたが、読んでいただければわかるので割愛してまいります。

資本金、剰余金についても、さっき課長がかなりくどく申したとおりでございます。

9 ページ、4、建設改良、この建設改良は7,492万1,000円、去年は8,400万。このガス管の配管網をいっぱい持っているわけですから、もしガス漏れ事故なんか起こすと大変なことになりますから、適宜やっぱり入れかえ等あるいはつなぎ目のバルブ等を適宜交換していくというふうなことが極めて大切でございます。

この表の中にあります建設改良費7,492万1,000円の財源として、寄附金、積立金の取り崩し並びに過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により支出しています。こういう勘定科目を使うというのも国のほうから示されていて、この中で寄附金というのがございますけれども、これは昔伊勢化学からガス管の配管か何かを1,500万円相当をもらってあって、それをそのまま寄附金としてずっと置いてあったわけですね。今回それを資本金に組み入れて、それをこのガスの改良費に回したと、そういう勘定のやりくりがございまして。

下が現在の改良積立金の残高の状況でございます。

10ページでございます。

ここからは私どものいろいろ審査した結果でございますので、読んでまいります。

審査の意見、平成28年度ガス事業の決算について、平成29年6月30日にガス課幹部職員より、ガス事業決算報告書、付属書類についての説明及び証拠書類の提出を受け、ガス事業運営管理状況の報告とあわせて慎重に審査を執行いたしました。

その結果、決算報告書及び付属書類はいずれも地方公営企業法その他関係法令の定めに従

い作成されており、予算の執行、経営成績及び財政成績が適正に表示されておりました。会計処理は定められた手続により行われ、現金及び預金も適正に運用保管されており、本決算は適正なものとして認められた次第であります。

審査結果の概要でございます。

1 番に、本決算の状況は、当年度純利益1,709万2,000円であり、前年度比で78.9%、456万1,000円減です。これは、ガス事業収益が前年度100.3%の増額に対して、ガス事業費用は前年度101.6%ということで、費用の伸びのほうが多くなっているためであります。

企業債は、本年度償還額1,091万6,000円により、本年度末残高1,140万1,000円と年々順調に償還が進み、企業債利息の負担軽減が経営に貢献してまいります。これは29年度で全額残りを完済する予定でございます。

3、ガス供給量について、供給戸数が平成27年度38戸、平成28年度20戸の減と年々減少し、年度末の需要家数は4,268戸であり、家庭1戸当たり供給量が前年比98.4%と減少しています。人口の減少や、電化や温暖化等によって今後の供給量確保が懸念されます。

今年度はガス供給戸数の減少により、年間供給量が前年比98.2%と減少していることから、ガス供給戸数の確保と業務用需要家やガスストーブ等の普及を初め、供給拡大の一層の努力を切望いたします。七千何百戸でプロパンガス等利用している家庭が町内にまだかなり多いわけですので、将来の収支を考えたときに、本管の埋設にちょっと大きな資金が要るかもしれませんけれども、そのこともやりながら町内全域に町営ガスの利用を促進することが将来的には大切じゃないかと、このように思う次第でございます。

4でございます。料金の未納状況について、過年度滞納額203万5,000円、滞納世帯63戸のうち納付誓約済み7戸（前年度141万3,000円、滞納世帯81戸のうち納付誓約9戸）と、現年度滞納額188万2,000円、滞納世帯112戸のうち納付誓約済み5戸となっております。

払わないものは元栓を閉めちまえばいいんですけれども、閉めたら金がもらえるかというところでもないの、また閉めにふさわしくないところも若干中にあると、こういうふうなことで苦慮してございます。

現年度滞納額は前年度末より30万8,000円増となっているが、この中に業務用1戸の倒産により42万7,000円が含まれております。現年度滞納世帯は4戸減少しております。

過年度滞納額は62万2,000円増で、世帯数は18戸減少しております。滞納解消へ一層の取り組み強化を願いたいと思います。

5 番目に、ガス供給事業における基幹資産である供給配管網として、全管種全口径160km、

町内160kmあるようでございます、うち経年本管が約55km、支管が50km町内に埋設しており、この経年管の保守管理及び修繕と更新が経済的、効率的な方法で適切に実施されることが大切であります。

その方法として、(1) 導管漏洩調査が全町において2年に1回、人間の臭覚によって現在行われています。ここで、風下ならいいけれども風上だったらどうするんだということになりますよね。確実な判定機器があるようでございます。これらを近隣の町村では導入して成果を上げているというところもあるようでございますので、保安の向上と経費の節減を早急に図ること。

それから、2番目に経年管入れかえ工事について、本町は全面掘削方法で実施しているが、ほかの市町村で導入している非開削工法を早急に検討されたい。これは、掘ったものは埋めもとに戻さなきゃいけないんですけども、何か30m置きに穴を掘ってそこから通していく方法があるようでございます。そういう方法があるなら早急に検討してもらいたいと、こういうような指摘でございます。

今後、公営企業としての経営の基本原則を堅持し、ガス事業の保安を確保しつつ安定した供給サービスの向上と経営の健全化に関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

平成29年7月21日、九十九里町監査委員、小川卓尔。監査委員、佐久間一夫。

以上がガスでございます。

続いて、経営健全化審査のほうに入ります。

もうしばらくでやめたいと思いますので、もうしばらく。

平成28年度九十九里町普通会計・企業会計財政健全化・経営健全化審査意見書。

1ページをめくっていただきまして、審査の対象でございます。

町の普通会計、これは一般会計に給食と病院を入れたものでございます。それと農業集落排水、ガス事業会計、これの健全化審査を実施したところでございます。

これは、算定基礎となる数字はこういうものを使いなさいと、それを算定はこの式でやりなさいと、その出た答が幾つ以下でなきゃいけない、幾つ以上でないと問題がありますよという定めがございまして、それについては担当課のほうから基礎数字、算定数字と細かいことを得ておりまして、役目柄面倒くさいですけども、精査をして問題なく出てございました。

この中で、普通会計については、審査に付された下記健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた次第です。

それから、その結果については2ページ、先ほどのことであります。

個別意見として記載のとおりでございます。

次のページもそうで、(3) 是正、改善を要する事項、健全化判断比率の4項目について、基準より下回っているため特に指摘する事項はないが、これからも財政の健全化に努めてほしい。これが普通会計に対してでございます。

それから、4ページから農業集落排水特別会計でございます。

ここは赤字かどうかというところを、資金不足かどうかというところを見るわけですが、これは収益が費用を上回っておりますから、特に指摘する改善事項はございません。

ガス事業会計についても、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める次第でございます。

以上をもちまして、財政健全化・経営健全化の審査の意見を終わります。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 小川代表監査委員、御苦労さまでした。

内容説明及び代表監査委員による決算審査の意見が終了いたしました。

質疑、討論、採決は後日の本会議で行います。

---

#### ◎日程第11 休会の件

○議長（高橋 功君） 日程第11、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月8日から9月14日まで、各常任委員会の開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月14日まで休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 功君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月15日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 4時38分

平成29年九十九里町議会第3回定例会会議録（第4号）

平成29年9月15日（金曜日）

## 平成29年第3回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成29年9月15日（金）午前9時43分開議

- 日程第 1 議案第 4号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 5号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 6号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 7号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 8号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 9号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 副議長選挙

追加日程第4 常任委員会委員の選任について

追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について

---

出席議員（15名）

1番 高木輝一君

2番 鏑田貴俊君

3番 中村義則君

4番 古川徹君

5番	浅岡 厚 君	6番	荒木 かすみ 君
7番	内山 菊敏 君	8番	杉原 正一 君
9番	善塔 道代 君	10番	細田 一男 君
11番	佐久間 一夫 君	12番	谷川 優子 君
13番	高橋 功 君	15番	古川 明 君
16番	石橋 和雄 君		

欠席議員（1名）

14番 鈴木 征四郎 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大矢 吉明 君	副町長	佐々木 悟 君
教育長	中村 誠一 君	総務課長	秋原 充 君
企画財政課長	木原 正幸 君	税務課長	篠崎 肇 君
住民課長	戸田 佳子 君	健康福祉課長	鈴木 秀明 君
社会福祉課長	中川 チェリ 君	産業振興課長	古川 富康 君
まちづくり課長	南部 雄一 君	会計管理者	戸村 俊之 君
ガス課長	中村 吉徳 君	教育委員会 事務局 局長	山口 義則 君
農業委員会 事務局 局長	吉田 洋一 君	代表監査委員	小川 卓尔 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長	篠崎 英行 君	書記	古川 恵美 君
--------	---------	----	---------

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時43分

○議 長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（高橋 功君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 議案第 4号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議 長（高橋 功君） 日程第1、議案第4号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第5号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第6号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第8号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題とし、内容の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計決算について質疑を行います。次に、特別会計決算、事業会計決算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計決算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川徹です。

私からは5点ほどお伺いいたします。

まず、本冊の最初からいきます。32ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、1節の町営駐車場の件につきましてお伺いいたします。

これは駐車場というよりも、その駐車場脇の無断駐車、これがいまだに解消されていなく、大変危険な状況にあるわけでございますけれども、プラス8,200台でしたか、前年度、28年度はね。そういった傾向も見えているわけですから、台数も増えてくるともっと危なくなってくるということで、そのような対策を考えられているのかお伺いしたいと思います。

それと2点目に、ホームページについてお伺いします。

ページでいきますと本冊が74ページ、2款総務費、1項総務管理費、11節需用費の中の印刷製本費、この中に広報くじゅうくり等が含まれているのか、あと、ホームページ作成事業ということで、どこを見ても歳出には載っていないんですけれども、そのような名前では。本冊の80ページに、ホームページ運営委託料ということで、1万7,280円という形で載っています。それ以外にはホームページについては載っていないもので、この中に含まれているものなのかお伺いしたいことと、この説明資料でいきますと、かなりこの数字にばらつきが出てきて、これいつも言うんですけれども、なるべくそろえていただけるようにということで、企画財政課長も資料を附属資料、今までは概要でしたけれども、資料という形で戻してくれたんですけれども、いまだにこの数字がばらばらで、要するにホームページ作成事業につきましては、前年度の決算額との比較でマイナス1万6,000円となっておりますが、これはお安くなったのか。

それともう一つが、広報くじゅうくりについては6,200部ということで発行しているのは、

これは変わりはないと思うんですけれども、この差額がまた22万7,000円という差額が出ています。資料でいきますとね。その辺をちょっと説明していただきたいということです。

3点目に、ページでいきますと82ページ、行政事務連絡委託料、これ資料でいきますと30ページになるわけでございますけれども、455万8,500円というお金が出ているわけでございます。委託で、1世帯当たり900円ということで、これは広報等を配るのを願うするための金額になってくると思いますけれども、各自治区からそういった活用方法だとか、そういったことについては町は把握しているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

今4点目でしたか。最後にお聞きしたいのは、本冊でいくとばらつきが出てくるといいますから説明資料のほうでいきますけれども、129ページ、災害復旧事業、文教施設災害復旧費ですか。403万7,000円という形で載っているわけでございますけれども、これはバックスクリーン等が86万4,000円、そして野球場のベンチ屋根改修工事が86万4,000円という形でずらっと並んでいるわけですが、この辺は保険が適用になったのかどうか、町負担がどのぐらいに済んだのか、見積もりは何者でとったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） 町営駐車場前の路上駐車対策ということでお答えさせていただきます。

産業振興課としましては、路上駐車中止看板を設置するとともに、町営駐車場管理業務受託者に、前面の道路に車両を駐車されないように注意を促し、路上駐車対策に努めていただくよう指示をしておるところでございます。

また、町道でありますので、管理者でありますまちづくり課、東金警察署と連携を図り、路上駐車対策に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 広報に関する御質問にお答えいたします。

予算書本冊の74ページの2目文書広報費の11節需用費、印刷製本費394万410円に関するお問い合わせだと思います。これに関して、広報くじゅうくりの発行経費かというお尋ねでございますが、394万410円全てが広報くじゅうくりの印刷経費となっております。

それと次が、行政事務連絡料でよかったですか。これが諸費ですので、本冊の82ページ、8目諸費の13節委託料の行政事務連絡委託料455万8,500円、これにつきまして、今広報のほうのお話も出ましたけれども、そもそもこの行政事務連絡委託料というのは、町内の自治区

45地区に関して、各世帯に広報に限らず各種通知だとかお知らせ、各課が出している全ての各世帯向けとか回覧とかございますけれども、そういう文書の送達、送付の委託料ということで、1世帯当たり900円計算で、町内全部で5,065世帯掛ける900円で455万8,500円と。行政全ての事務連絡の委託を自治区にお願いする経費となっております。

あと、それぐらい……。

(「ホームページ」と言う者あり)

○総務課長(秋原 充君) 失礼いたしました。ホームページの経費でございますけれども、これはちょっと戻りまして、先ほどの文書広報費、74ページ、2目文書広報費の13節委託料、コンピューター保守委託料35万5,860円、これがホームページ運用に係るソフトの保守委託料となっております。年間が32万9,500円の消費税で35万5,860円、これは全てホームページ用の経費でございます。

以上です。

○議長(高橋 功君) 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長(木原正幸君) それでは、古川徹議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、主要事業効果表の数字の件なんですけれども、これにつきましては、主要事業ということで大きなくくりの中で、このところが事業単位になっております。下の括弧の中が前年、上が本年度と。予算書のほうは、一番小さなくくりが目ということになりまして、さらにその目の中に実は事業が分かれていますので、どうしても予算書とこの決算書の中の事業としての主要事業の表記が同じように示せませんので、この点はひとつ御理解をいただきたいと。あくまでもこういう大きな事業のくくりの中でこういう活動をしていますよということで、この中には目の中の各節の費用が積み上がっているということになりますので、御理解いただきたいというのが一つです。

それから、ホームページの関連ですけれども、先ほど企画財政のほう、80ページのほうにホームページ運営委託料というのが出ているということでしたが、これにつきましてはふるさと納税の業務の関係でホームページを動かしておりますので、その分の費用ということで、町のホームページの分は先ほど総務課長がおっしゃったところでありまして、別物ということでございます。

それから3点目としまして、損害賠償の関係で、台風の被害での保険なんですけれども、これについては消防の関係、不動堂の観光用の管理センターの修繕、中学校、小学校の修繕、それから保育所の修繕ということで、それぞれ保険金のほうは入っております。金額を申し

上げますと、消防の指揮車のほうが2万2,680円、それから不動堂の観光管理センター3万8,718円、中学校、小学校の関係の修繕が49万6,276円、それから保育所の関係が25万4,880円ということで入ってきております。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時56分）

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時57分）

---

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それではお答えいたします。

損害賠償につきましては、台風ということで自然災害になりますので、かかった費用の2分の1というのが賠償の金額ということになります。

以上です。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） まず、駐車場の件からお伺いしていきたいと思えます。

今までどおり、要するに板看板で無断駐車という看板を設置してやってもらっているところですけども、その効果が全くないという状況でございます。

というならば、先ほど警察との連携ともありましたけれども、そういった効果も出ていないわけですよ、実際に。シールを張ってもらったりしているわけですけども、それこそ、前に一般質問でやりましたけれども、ああいった緊急時の場合に緊急車両が入れなかったらどうするのかということと、海の駅九十九里に行くために、観光バスで通行できるように約3,000万近くのお金をかけてあの道路整備をしたわけですよ。その効果が全然出ていない。何のためにつくったか意味がないという状況ですので、これは警察が取り締まりができないということであれば、町のほうで罰則を科すようなことを考えていかなければ、例えばレッカー移動をしますとかタイヤにチェーンをかけるとか、そういった方法でやっていかなければ、あの問題は解消できないと思えますので、今後そのような対策で考えていただきたいと思えます。それこそ事故が起きたら大変ですので、ひとつよろしく願いいたします。

そして、この行政事務連絡委託料、なぜ私はこれをお聞きしたかといいますと、一住民か

ら、区で入っているお金でそのものが決算のときに、要するに総会のときに、そういったお示しがないと、その数字の。これは区に委託するわけですから、区のやり方次第で載せる載せないは、それは区のやり方次第でしょうけれども、一区民からその使い道が不透明だという御相談をお受けしました。ですから、私が聞いたのは、例えば一自治区にお願いしたその委託料の中で、どのように行われたかという報告が入っているのかどうか、その辺をお聞きしたいんですが、その辺の連絡は入っているかどうか、もう一回お伺いします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 行政事務連絡委託料の各自治区への歳入に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、それが入っているかとかいう回答はないんですが、振り込んでありますので、領収されていますので、行っているのは間違いありません。ただ、その会計上の取り扱いをどうしたかという報告は求めておりません。

ただ、この補助金の交付に当たり、毎年各世帯の再確認をしています。数の再確認をし、実際の申請をいただき交付をいただく段階で、これはあくまでも文書送達に係り区に払う委託料でございますので、区の会計上明らかな取り扱いをしてくださいということは、必ず文書をもって毎回行っております。行政としての指導は一応そこまででございます。あとは自治区の会計上の管理に委ねているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

そうしますと、この1世帯当たり900円という数字はどのようにはじいたのか。例えば今高齢化が進んできました、回覧板等々も回すのもちょっと大変な状況になってきているわけでございますけれども、例えばこれ委託というか、郵送とかでやった場合に、これ以上の金額がかかってしまうからこういうふうにしてあるのか、その点をもう一回お伺いします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 郵送料との比較ということでございますけれども、通常、回覧文書でいけば、例えば1つの紙がある組ですとか班ですとかで回ることができます。これを郵送に変えるとなると、1世帯当たり1枚ずつ郵送かけなきゃいけないということになりました、文書送達にかかる費用というのはかなり上がると思っております。

実際、この900円を制定したときの段階ですけれども、金額の変化はあったんですけれど

も、このところ多分10年近くこの900円のままでお願いしております。というのは、今先ほど申しましたとおり、文書を送付する金額と比較するというのもなかなか難しかったですけれども、区に委託するに当たり、大体年間どのくらいを見たらいいのかなという中から、およそ1世帯当たり、ちょっと1,000円だと厳しいかなというところで900円というところで落ちついたということで、このところその金額を定めてお支払いをしているという状況です。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

私も、この金額に対しては別にどうこう問題はないと思うんですよ。ただ、そういった場合でやった場合には、そういった金額以上になってしまうのかなということを今お聞きしたんですけれども、それらの検討はされていなかったということで、郵送とかでやった場合にはどのぐらいかかるかということは検討されていないということですよね。

（発言する者あり）

○4番（古川 徹君） いやいや、だから区に今お願いしているわけですね、委託して。それをやるのと、要するに区に委託するのではなく、町から直接郵送で発送することをやった場合に、その金額が幾らかかるかという計算は出していないということですよね。出していないですよ。結構です。

いずれにしても、今、町からはその使い道はしっかり報告してくれということとは言っているということですよね。ただ、それができていない区がありますから、こういった一住民からの相談があったと思いますので、今後ともそういったことをしっかり進めていただきたいと思います。

それと、あとはホームページの件ですけれども、企画財政課長から今、金額の誤差が出てくるということで御理解いただきたいということを今お話をいただいたんですけれども、今、ホームページ作成委託料35万5,000円とはっきりもう金額が出ているわけですよ。

（発言する者あり）

○4番（古川 徹君） 作成事業で。総務課長から35万5,000円という形で今聞いたんですけれども、それが何で54万1,000円になっているのかということになっちゃうんですよ。これは、ほかは含まれないと思いますので、いろいろと事業が絡んでいる場合にはこの中に含まれているという数字になってもおかしくはないんですけれども、先ほどの答弁ではそのように、ホームページにかかるお金は35万5,000円ですよということで言われていましたので、

そこにこの54万1,000円という数字が書かれているということは、余りにもこれは差があるんじゃないかと。

(発言する者あり)

○4番(古川 徹君) いいですよ。それは今後気をつけていただくということで、別にこれ答弁をもらってもいたし方がないことだと思いますので、そのような誤差が出ないように、含まれている場合はしようがないですよ。それをやっていただきたいと思います。

中学校の災害問題ですね。文教施設災害復旧費、これについては保険が2分の1活用できたと、この中のうちのということですよ。

私、何が疑問かと思ったのは、バックスクリーン修繕と中学校野球ベンチの屋根の改修工事、これは面積が大分違ってくると思うんですけども、同じ鉄板でも何でも使うにしても、材料によっても、その金額が同じだったということで、ぴったり。あれと思ったんですけども。昇降口なんかについても49万6,000円とかでしょう。これは全額さっきの保険で出たということでよろしいでしょうか。さっき小学校の昇降口屋根修繕費と、小学校の児童用の昇降口の扉修繕、これも同じような金額が載っているわけですけども、これはさっき財政課長のほうから全額出たという、保険から出たとお聞きしましたけれども、それでよろしいですか。

何者か見積もり出したのか。

○議長(高橋 功君) 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長(木原正幸君) お答えいたします。

資料の129ページのほうで、九十九里小学校の修繕に関して見ますと49万6,000円というふうになっております。たまたま学校関係の合計が49万6,000円になっただけで、入ってきたのは九十九里小学校分としますと、この半分の24万7,876円ということで、先ほど申し上げましたように50%が自然災害での補償の上限であるということでございます。たまたま数字が満額に、資料のほうの数字の満額と、私が申し上げた小学校、中学校の修理にかかった費用で入ってきた金額と言ったのが似たような数字だったと。

それと、先ほど見積もり価格が、支出額が全く同じものがあったというそれについても、私のほうも見積書を担当部署のほうから上がってきたときに見ておりますけれども、たまたま偶然数字が同じであったというふうに、見積書を見た段階で私のほうは判断しております。

見積もりの件数については、緊急を要するものもありますし、それぞれ担当部署のほうが見積もりをとっておりますので、1者あるいは2者ということで、状況に応じての見積もり

徴取になっているかと思います。

以上です。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 最後です。

そういった形で、災害復旧で時間を要するというので、緊急性があったということで、幅広くはこの見積もりはとっていないということでございますけれども、できればそういった企業、町にはたくさんあるわけですから、そういった見積もりもできる限りとってやっていただければ。保険で全部直るということであればいいんですけども、やっぱり町負担も出てくることでしょうか、そのような形で進めていただければいいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

2点ほど、質問というか確認をしたいんですけども、本冊の112ページ、款、児童福祉費かな、民生費の2項児童福祉費、工事請負費2億4,990万、支出済額が2億4,200万で不用額が779万7,240円、こども園建設工事。多分これはとようみこども園のことだと思うんですけども、この779万7,000円の不用額が出たということなんですけれども、ちょっと金額が大きいのでその理由というか、出た根拠。

もう一点は、款7土木費、本冊154、項住宅費、節15工事請負費378万、備考欄の栗生団地解体工事372万6,000円、これ先般、常任委員会でも説明を受けているんですけども、この後、きれいになったんですけども、その後の建てかえるのか、あるいはほかの方法をとるのか、これは町営住宅に入居している人たちは生活困窮者に近い人、あるいは低所得の人たちだと思うんですけども、あそこは1戸で2世帯入っているのかな。そういう人たちの対応というのはどのようにしていくのかをお答え願いたい。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） では、ただいまの工事費不用額が大きいというところの回答をさせていただきます。

予算が2億9,995万7,000円というところで、この予算で企画財政課のほうへ入札をお願いしておりまして、入札金額が2億4,192万円で工事を契約したところでございます。このほ

かに看板設置工事が23万9,760円出ておまして、この予算に対する不用額が779万7,240円残っているというところがございます。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 栗生団地の解体工事の関連での御質問かと思いますが、本町営住宅も建ってからかなり年数も経過してきていると。その後の建てかえ等の今後のことということでの回答をいたしますと、町営住宅については栗生団地、片貝団地と、今建っている場所については津波浸水エリアということもございますし、現在の場所での建てかえというのは、そういったことから考えますとなかなか難しいものもあろうかと思えます。

また、それと今ですと民間の賃貸住宅、その辺を活用しての公共住宅という制度もできてきているかと思えます。その辺も含めて検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

とようみこども園、ちょっと今、説明が理解できないんだけど、2億4,900万で積算して、入札が2億4,200万になるのかな。入札価格は。そうすると2億4,900万で積算したということは、700万前後の積算の根拠が違うということじゃないですか。あれ落札価格は幾らだったっけ。九十何%。

なぜ聞いているかという、当時、フェンスの撤去・復旧で240万、250万の追加予算の問題があったときに、説明不足で議会の理解が余りよくなくて否決され、工事はそのまま続行して2億4,200万なのかな、その中でやりくりしてその240や250万の予算をつくったという答弁があったんだけど、今のかたかいこども園の新築増築の問題が今出ていますけれども、積算したんだけど、入札をやったんだけど、追加でやったらその中でやりくりができた。その捻出した予算は、内装か何かの設備を、グレードを落として予算をつくったという前回の答弁があったんだけど、700万も差が出るというのは、ちょっと私には理解できないんだけど、その点どうなんですか。

もう一点、その栗生町営住宅、先般も説明受けたんだけど、生活困窮者か低所得者だから町営住宅に入居していただいているんだけど、2世帯、何人住んでいるかわからないんだけど、そういう人たちの対応を速やかにできるようにしておかなければ、人口の流出とか、そういう人口の減少等が必ずまた発生するわけですよ。盛んに空き家バンクをどうのこうのと言っているんだけど、先に手を打っておかなければ、突発の事故が起きた

ときに、その人は多分、町内にいてくれればいけれども、新しい家賃を払って借りられないから町営住宅の入居を申し込んで入居していると思うんですよ。そういう点も速やかに対応できるようにしていただきたいと思います。

こども園についてももう一度お願いしたいんですが。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩いたします。

（午前10時17分）

---

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時19分）

---

○議 長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） では、細田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、予算につきましては、事業をするに当たりまして確かに要求させていただいたところでございます。その後に詳細設計をして入札に当たる際に、価格のほう下がったということで、その額が原課のほうから提示されましたので、私のほうはその中身を検討した上で価格の設定をしましたので、それで入札に臨んだと。その結果、これだけの差額が生じたということでございます。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

要は最初の積算よりも、改めて見直したら安くできるようになったから、安いほうの積算で入札をかけたと、そういうことでしょうか。ありがとうございます。

○議 長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

4点ほどあります。

108ページ、19節負担金補助及び交付金、上の6目後期高齢者医療、短期人間ドック補助金、これ99万、これはわかるんですけども、その効果表のほうで137ページにある、後期高齢じゃなく、215名の方が受けた645万、これはどこに計上されているのかお答えください。

そしてまた、委員会でもちょっと質問したんですけれども、国民健康保険短期人間ドックの利用規則第3条に、九十九里町国民健康保険に1年以上加入していることとありますけれども、やはり集団健診を終えて、自分が受けたときがその後であって、退職した後3カ月ぐらいしか国民健康保険を納められなかったけれども、という話があるけれども、1年以上加入しなければその補助金がもらえないというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。変えていったほうがいいと思うんですけれども、委員会のときは半年ぐらいをめぐらという話もありましたので、再度ここで話をさせていただき、規則を変えていただけたら、来年度規則を変えていただきたいと思いますけれども、その点お願いします。

それと、そのページの同じく後期高齢のところの、同じ節で後期高齢者医療療養給付費負担金の括弧、過年度精算金というのが今回初めて載っているんですけれども、これはどういうことなのかをお願いします。

それと140ページ、3目観光費の13節委託料の観光プロモーション事業委託料、すばらしいものができて今年度やっていますけれども、今、その効果はどうなのか。また、現在までのダウンロード回数がわかればお聞かせください。

148ページ、3目道路新設改良費の19節負担金補助及び交付金の広域営農団地農道整備事業は、開発の委員会するときにも委員からも話がありましたけれども、私も何度か聞いていて、33年に完了予定という話も伺っていますけれども、現在の状況をお聞かせください。また、今、これ東金に関係あるんですけれども、九十九里町も入っていますので、東中まで今道路、舗装もできて、橋もかかっているのにもかかわらず、あそこはどうして通れないのか、いつごろ通るのか、うちの町でわかるんでしたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 善塔議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、108ページの短期人間ドック補助金につきましては、後期高齢者医療制度自体が、保険者が後期高齢者広域連合であるということで、町で行っているのが主に収納事務ということで、特会のほうにはその金額が計上されております。そのほかの経費につきましては一般会計のほうに載っておりますので、ここに載っております99万円の補助金というのは、九十九里町が後期高齢者医療制度をお使いの被保険者の方に実施した人間ドックに対して、広域連合のほうを受託料として払ってくださっている部分でございます。

それと、医療費の関係なんですけど、後期高齢者医療制度につきましては、同じように医療

費が一般会計で計上されております。通常、広域連合が当初見積もった医療費のおおよそ12分の1を町が負担しております。ただし、これが医療費ということで、必ず精算がついてまいります。前年度につきましては、最初に支払った12分の1が少なかったというところで過年度精算金が発生しているようなところでございます。

あわせて御質問いただきました215人というのは、国民健康保険特別会計のほうでございしますが、今お答えしてしまってよろしいでしょうか。

（「関連ということで」と言う者あり）

○住民課長（戸田佳子君）　じゃ、関連ということでお答えさせていただきます。

現在、九十九里町の国民健康保険の人間ドックの補助金は、契約医療機関を受診された方に一律3万円の補助をいたしております。金額につきましては、郡内の市町を比較いたしますと少ないというふうになっております。この金額につきまして、郡内で足並みをそろえるという考え方も議員のおっしゃるとおりあるかとは思いますが、人間ドック補助事業につきましては幾つか課題がございます。

財政面から申し上げますと、助成利用者が増加すると、現在やっている助成額を検討しなければならなくなってくるということでございます。実際、九十九里町におきましても、ちょっと前に5万円ほどの補助だったものが、現在3万円になっているという経緯がございます。それと、毎年受けてくださる方が結構固定化しているという現状があって、毎年受診してくれるという健康面のいい面はあるんですが、例えば215名の方に対して人間ドックの助成金が645万になっております。

反面、特定健診の事業費は全体で1,700人超えぐらいの方が受診されているんですが、事業全体の予算が1,200万弱程度であるというところで、保険税で賄っているということも少し考慮しなければいけないのかなというふうには考えております。また、受診結果から、受けただけでその後のフォローがなかなかできないとか、事業効果が評価できないというようなところもございます。

それと、30年度広域化を迎えるに当たりまして、県内の実情を見ますと、高額の助成を実施するところもございしますが、全く実施していないところもございます。それと、一定要件の件なんですけれども、このことにつきましても、本町と同じく1年以上の国民健康保険の加入期間を条件とする自治体は多数ではあります。6カ月以上や、少数ではあります。全く問わないという自治体もございます。

1年未満の設定のいいところというのは、年に1回の受診を推奨するという上で、例えば

転入者の方が前住所地で集団健診を受けられずに転入してきて、九十九里町で1年たたないからどの健診も受けられないというような実情がございますので、そういったところも考慮させていただいて慎重に、保健事業のほうも今、健康福祉のほうと一元化というところもがございますので、よく話し合っただけ効果的な補助率、あるいは要件を設定してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

観光プロモーションの業務委託料の御質問でよろしいですね。

この動画「いいべ、九十九里町」は、町の魅力を凝縮した内容であり、ウェブ上での公開や各種イベントにて放映を行っております。

まず、ウェブ上の公開ということで、町ホームページへのリンクと、あとユーチューブで公開を行っております。今、詳しい資料が手元にないんですけれども、私の記憶ですと8月7日現在でユーチューブの再生回数が3,000回を超えているというような状況でございます。

それと、各種イベントについての放映でございますけれども、このイベントにつきましては、7月5日からなんですけれども、日本橋のコレド室町大型サイレージ、ここでの放映を行っておりますし、東金・九十九里での共催でありましたスペシャルロッテデー、ロッテの野球の試合なんですけれども、その際に放映を行っております。また、東京都庁のイベントに6月8日に行った際にもここで放映を行っております。また、九十九里有料道路開通イベントでも放映を行ったんですけれども、こういったイベントでの放映を行っておる状況です。

また、効果についてなんですけれども、当然これだけのお金をかけたので効果があるものと認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 広域営農団地整備事業負担金についての御質問にお答えさせていただきます。

本年度分の決算額311万2,817円につきましては、善塔議員御指摘の高倉に橋のかかった、あの交差点から橋を含めた付近の道路改良費ですとか、作田丘から上がって行って交差点になる付近の舗装改良に係る工事にかかったものの負担金と。事業費で4,776万1,000円と、これは国の補助率が55%つきまして、補助残、残りの部分を本町については9.11%の負担割合で負担したのがこの決算額でございます。

今後の見通しでございますが、今のところ33年の完成を見込んで進めていると。まだ用地

買収等できていない箇所もあるというふうに聞いておりますので、この状況は33年完成を目指して進めているという状況だと認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

人間ドックの件ですけれども、何度も一般質問したり、委員会でも話をさせてもらったんですけれども、やっぱり私は受診してもらうことが第一だと思うんですね。集団健診、特定健診もさらなる啓蒙が必要であって、でも、そこにどうしてもできない場合、まず人間ドックで受けるという人も結構、この215名もいらっしゃる中で、またそのほかでも人間ドック受けたいという人も結構お声を聞くんですけれども、やはりちょっとほかと比べたら補助金も安いんじゃないかということで、ほかでは、前にも言ったようにオプションにも補助がついているところもあるんですけれども、それに対してどうのこうのじゃないんですけれども、さっき言った1年以上保険料を払わなければできないんじゃないじゃなくて、やっぱりここを短く、できればしていただきたいと思います。

後期高齢の先ほどの過年度精算金、わかりました。前年度はここが計上されていなかったんですけども、前年はぴったり21分の1で計算して納めていたということですよ。前年度何も入ってなかったの、今年度がこんなに、624万3,000円入っているの、そこをもう一回ちょっと、27年度はなかったのに28年度はこうなったというのは、ちょっとそのところをお聞かせください。

それと観光プロモーション、わかりました。ユーチューブということで、なかなか見られない。初めホームページを見ても、どこにあるのかわからない、どこを探していいのかわからない、せっかくいいものつくってあっても、これってどこで見るのという状況があったんですけれども、今、上の欄でなっていますけれども、これがホームページとか、LINEとか、ツイッターのほうにシェアすることができるのかどうか、そこを一つお聞かせください。

それと広域道路の件ですけれども、できているところは作田丘、フラワータウンのところ、一番早くやってもう10年以上あのままになって、道路の維持管理はどうなっているのか。草はすごいし、近隣の人たちが草刈りをするときもあるんですけれども、やはり道路も傷んでくるし、ただただあのままの状態にこれからもしておいていいものか、もう10年以上あのままにしているというのは、私もその住民でありながら、どういう状況でこれから進めていきたいのか、維持管理を教えていただきたいと思うし、九十九里町の範囲のところの草刈

り、草が本当に結構出ているときは定期的にやっているのか、言わなきゃやってくれないのか、そこをお聞かせください。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 既につくられた作田部分の道路の維持管理ということでの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、あの箇所についてはかなり年数も経過してきている、草も生えている状況でございます。道路としてまだ供用開始はしてございませんので、道路自体の交通の支障はないかと思っておりますが、ただ、そこに草が出ていることで周りの交通にも影響を及ぼす可能性も考えられますので、その辺については草刈り等実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

LINEとのシェアとかということ、さらなる効果並びに見ていただく回数が増えるんじゃないかという御質問なんですけれども、ちょっと技術面のことでわかりませんので、開発業者のほうに、御質問があった内容について可能なかどうかを確認して、可能であれば早急に取りかかりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

道路の面、よろしくお願ひします。ほかの自治体から、九十九里が結構おくられているねという話を聞かれているんですね。絶対に九十九里じゃないからと、私は声を大にして言っているんで、また作田丘のフラワータウンと同じようにならないように、東中に行くところの道路も、せっかくもうできているなら早く開通をするべきだと思うんですけども、東金ですからね。そこもちょっと私も東金市議とも連携とっていますけれども、維持管理はきちんとさせていただきたいと思ひます。東金のほうにも、やはりうちのほうからもどんどん言っただけきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それとプロモーションのほう、わかりました。今、LINEとか、フェイスブックとかやられている方がどんどん増えてきていますので、ユーチューブで見るよりも、私もちょっと技術面というのはそんなによくはないんですけども、ちょっとシェアして、みんなが見られるようになったら、またもっともって増えるのかな、見ていただけるのかなと思ひたのでお聞きしましたので、またそこのできるようでしたらやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は10時55分です。

（午前10時39分）

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時53分）

---

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

本冊で5点ほど質問をさせていただきます。要望も含めてと。

29ページ、30ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉使用料、その中で備考欄、保育所保育料2,151万6,500円、学童保育利用料776万8,000円、あと時間外保育料50万8,600円、こども園保育料1,139万500円と合計で4,718万8,540円ということですが、私はこの九十九里町の人口減少、この対策をどういうふうに考えていったらいいのか、対策としてですね。町のビジョンとして作成をしていく上で、子供世帯の負担軽減ということの検討をしていただけないかと。

決算の中で、子育てのしやすい環境づくりとか、今の現在の若い夫婦の世帯に負担がならないように、この4,718万8,540円、総額ですね。この中の、要は見直しとか削減とか、これが減ってくれば若い夫婦に軽減ができる。そうすると自然に子供が1人、2人増えるような形になろうかと思えます。ですから、この金額について町長にお尋ねしますけれども、今後の検討課題として、減少することを御検討いただけるかどうか御回答を求めます。

続きまして、63ページ、64ページ、20款町債、1項町債、4目消防債、1節消防施設等整備事業債、備考欄で防災行政無線整備事業1億430万、これは入金になっているということなんですけれども、今、やはり今後も、29年度もまた工事があるということで先般お伺いしたんですけれども、国や県が談合ということで、もう新聞紙上で昨今うたわれておりましたので、この辺の、やはり談合というのはすぐには出てこないと思うんです。何年か後で出てくるというものだと思いますので、この行政無線というのは業者も限定されているという中

で、談合情報対応マニュアル、これについてどういうふうになっているのか、それも教えていただきたい。町の体制、それも含めて回答を求めます。

3点目、111ページ、112ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、13節委託料、その中の備考で現場管理業務委託料734万4,000円、それと15節工事請負費、こども園建設工事2億4,215万9,760円で、この建設地、先ほど23万九千幾らが看板代として町で支出されているということの説明がありましたけれども、私は2億4,192万円だけ、それ以外に出す必要はないんじゃないかなと思っております。それと、現場管理業務委託料734万4,000円、それと工事費の中で現場管理費1,461万1,195円、合計すると約2,200万の現場における管理、こういったものでかかってくると。だから、総体からすると9%ちょっと、2億4,192万円からの業務委託管理、現場管理、これを含めると9%ぐらいと。この価格というのが私としては非常に高いんじゃないかなと思っております。先ほど、落札率何%ということで、何か質問があったようですけども、その回答をしていないと思いますので、あわせてお願いをしたいと思います。

それから135ページ、136ページ、5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業振興費、13節委託料、エレベーター管理委託料45万3,600円から4項目、システム借上料122万6,016円、合計すると両方で780万ちょっとになるかと思えます。この30年3月31日には海の駅九十九里の指定管理、今やっている指定管理の取り消しということがありますので、その中で今のこの費用が出ている分、大体780万出ていると思うんですけども、その辺をやはり町の負担を軽減させるということの考え方を持っていただきたいと思うんです。ちょうど見直しをするいい機会だと私は思います。

ですから、この支出はもう28年度されておりますけれども、来年の3月31日までにこの辺の返済も、今度30年度には5,000万ぐらいの元利償還が出てきます。それからまだ教育委員会のほうで負担している部分あります。ですから、総体の中で、各課ではなくて総体、海の駅九十九里、いわし交流センターの中で全部一括にして見直していかないと、町の負担が大変になってこようかと思えます。ですから、その辺をどうお考えなのか説明を求めます。

最後に138ページ、6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金、商工会補助金420万、これについて九十九里町補助金等交付規則について質問をいたします。

これは、事業目的及び内容、その他経費の配分及び使用方法、補助金の額、その他の算出方法、この金額というのが補助金全般における算出方法がどういうふうになっているのか、

説明を求めます。そして、この補助金の取り消しとなる場合や制限される場合など、事業の内容により違ってくるとは思うんですけども、補助金により何かを製作し販売したケースではどのような、この九十九里町の交付規則が、制限があるのか説明を求めます。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 高木議員に申し上げます。

一番最初に前置きの中で、要望という言葉がありましたけれども、きょうは要望の場ではありませんので、質疑ですので、その辺を踏まえてよろしくをお願いします。

町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいま高木議員からの御質問をいただきましたけれども、きょうは決算審議でございますので、一般審議ではございませんので、控えさせていただいてよろしいですか。

（発言する者あり）

○町 長（大矢吉明君） すみませんが、よろしくをお願いします。

○議 長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、高木議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、談合ということでお話がございましたけれども、これにつきましては、町には談合の情報等に基づくマニュアルをつくってございますので、うわさでは動けませんけれども、何かのはっきりとした証拠なりがあって、それで談合が疑われるということであれば行動をとりますので、これは過去からもその要綱に、マニュアルに沿って動いております。

後からそういうものが出てきたとした場合、先ほど無線の話も出ましたけれども、もしそういう業者が、今後何かのときに、私どものほうが整備した時期に談合が疑われるというようなことがもしあるとするならば、それは遡ってでも確認という作業は必要になってくるのではないかというふうには思いますので、そういうことがあれば町のルールに沿って動いていきたいというふうには思います。

それから、こども園の関係の管理費という話が出てまいりましたけれども、これは現場管理業務委託料というのは、建設工事をしているほうの管理費ではありませんので、工事全体を見てもらうために、建設業者とは違う業者に管理をしていただく部分でございますので、金額としてかぶるようには、字だけ見ると見えるかもしれませんが、中身の業務が違うというふうには思っておりますので、これは別枠で載るのはやむを得ないというふうには思っております。

それから、落札率のお話が出てまいりました。これについては、平成28年度までは工事の価格の公表というものを入札後もやっておきませんでした。29年の分から公表するということが今取り組んで、実際それでやっております。ですので、28年につきましては申しわけないんですが、個々の工事ではなくて年間、今手元の資料で12本の工事があります。これについて、落札率は93.9ということでございますので、こちらのほうで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 看板設置工事についてお答えさせていただきます。

23万9,760円、こちらが豊海保育所付近にあります産業道路についておりました、前豊海保育所となっていた部分をとようみこども園、あと、豊海県道溝口前あたりにも豊海幼稚園、こちらみたいな形の看板があったんですけども、それをとようみこども園というところで直していただいております。こちらにつきましては、工事費、本体工事とは別にお願いしているところでございます。見積もりを徴しまして、香取市の業者さんですけども、こちらにお願いして23万9,760円をお願いしたところです。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の本冊136ページのいわしの交流センター関係の経費について、仮に交流センター事業という名称等で一括して予算の計上ができないかというような御質問だと思うんですけども、議員のおっしゃる、議員が御心配していただいていることは十分理解しておりますので、今後この件に関しましては関係課と協議をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、2点目の138ページの商工会補助金についての御質問でございますけれども、事業目的、算出方法などの説明というお話ですけども、町商工会補助金につきましては、地域経済の振興、商工会員の育成及びそれらに必要な経費に対して交付するものであると認識しております。算出方法につきましては、補助金申請時の収支予算及び実績報告時の収支決算並びに事業報告の内容を精査し、補助金の支出が適正であるかを審査した上、支出をしている状況でございます。

それともう一点、この補助金の取り消しとなる場合や制限される場合など、事業内容によって違ってくるということの中で、補助金で何か製作して販売したケースではどのような制

限があるのかというような御質問でよろしいですか。

一般論ですけれども、事業の内容によってケースバイケースでございますので、製作した目的や販売した理由など、詳細に確認した上で個別に判断をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

最初からいきますけれども、29ページ、30ページの保育料の見直しをぜひ検討してください。減らしてください。要は、子供世帯からもらうお金を減らすにはどうしたらいいかなということで、あとは補助金の見直しとかいろいろなことがあろうかと思えます。そういった見直しをして、歳入を増やして、そのかわりに保育料を減額していくということの見直しをすると九十九里町の人口減少対策の一助になろうかと思えますので、ぜひお願いをします。

2点目、63、64の先ほど防災行政無線整備事業ということで、九十九里町建設工事等入札参加業者等選定審査会というのが、あろうかと思えますけれども、この組織はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） これについては、長を副町長としまして各課長で審査会のほうは構成しております。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

その辺の人選もぜひ今後の課題として見直しを、私は行政だけでどうなのかなということとは常々、いろんな委員会の中で思っておりますので、その辺の見直しをぜひお願いをしたいと思えます。

3点目、111ページ、112ページのこども園建設工事、これはとようみの結果ですけれども、今後、かたかいこども園の増築・改修、こういうものが予定されております。そういった中で厳正な価格、みんなが納得できる価格をぜひお願いしたいと思えます。それで、仮契約をした場合には、先ほど課長から、29年度から公表していくということの回答をいただいておりますので、仮契約をすれば積算価格等の価格も公表できるのではないかなと思っておりますので、この辺はぜひ実行をお願いして、次に移ります。

最後の補助金、商工会補助金420万、先ほど課長から答弁をいただきましたけれども、私

も平成25年度から28年度の町の補助金について、どういうふうになっているのか開示請求をさせていただきました。

この補助金を使う場合は、補助金交付申請書、それと、終わった段階では補助事業実績報告書、これが添付されるということです。この420万の補助金の全ての申請書と実績報告書、いただきましたけれども、全て通常総会の資料だけと。事業の目的、地域商工業者の指導育成と地域経済の振興、事業の内容、別添総会資料のとおりということを出ているんですけども、具体性に全然欠けているんですよ。内容が何も、この420万の算出根拠が何なのかというのが全く見えない。8月2日に全員協議会で、その中でも指定管理者の指定の取り消しということの中で補助金の問題が出たかと思うんですけども、副町長から、申請内容、実績報告書など、問題がないという発言が、要は確認をして問題がないと。でも、私が見たんですけども、実際には何に使われているか全くわからないんですよ。その辺を副町長に答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） 高木議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

書面では申請書並びに実績報告書が書面として提出されておりますけれども、それだけで判断しているのではなくて、ヒアリングを行い、事業の内容を確認して判断しておりますので、書面だけで判断しているわけではないことを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） それに関連して、実際問題として、この商工会の通常総会資料、これを見ますと、千葉県補助金が大体1,700万から1,800万で、九十九里町の補助金は28年度まで420万ずっと継続されているわけです。それと、会員の会費が大体500万前後あるかと思うんですけども、それを足すと大体2,500、2,600万の合計金額になろうかと思っています。その2,600、2,700万が何に使われているかといったら、4人の連合会からの派遣職員の給料が、年俸合計が2,700万から2,800万になろうかと思っています。これに私は充当されているんじゃないかなということで、これはもう再々見直しをぜひお願いしたいと思っています。

それで、この補助金についての事例ではありますけれども、商工会の千葉県の補助金、これは平成25年度なんですけれども、150万の補助金が交付を受けております。これは九十九里町のくくりん、これを制作するという目的を主に150万の交付を受けております。26年5月30日に、九十九里町に18万7,000円でこのくくりんを販売してしまいました。これ

も補助金なんです。千葉県の補助金等交付規則、これを見ますと、第21条に財産の処分の制限の中で、知事の承認を受けないで販売等してはいけませんと制限されています。

販売代金、この18万7,000円について、町は商工会の調査報告書によりますと、裏口座にその代金を振り込みましたと……

○議 長（高橋 功君） 高木議員、ちょっと質問がずれてきています。

○1 番（高木輝一君） そういった中で、補助金の町の監視体制、せんだって一般質問の中でも申し上げましたけれども、地方自治法の第157条並びに2項において、町長は区域内の公共的団体等に対し調査権を持っております。それで、この県の補助金の規則の第21条に、私は抵触をしているというふうに思っております。ですから、町の補助金420万に対して、私は返還命令を出すべきと。それで、町の規則の中でも県の21条と同じ条文があります。そういった中で、なぜこれだけは事業に当たっているから返還する必要がないということで、副町長が先日述べたんだかどうだか。私はここが全く理解できません。副町長にもう一度答弁を求めます。

○議 長（高橋 功君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

商工会に対する補助金についての御質問でございますけれども、商工会に対する補助金につきましては、町では昨年12月に、商工会に対して県と同様に、今申し上げた町からの補助金についても調査するよう指示いたしました。その経過については、本年3月に報告を受けているところでございます。

その町からの指示に対しまして商工会では、御承知のとおり第三者調査委員会を設置し、全ての事業を対象といたしまして調査を行っております。その中には、当然のことながら町補助金に係る事業についても含まれておりますので、町といたしましては県補助金と同様な調査をそこで実施しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 3回来ています。

1 番、高木輝一君。

○1 番（高木輝一君） 1 番、高木です。

同様ということ、町の補助金においても、千葉県の補助金と同様に、平成25年度から、最低でも、もっと前からでもいいんですけれども、25年度から28年度の4年間、これは最低もう一回再調査すべきだと私は思っております。この報告書で、申請書で、皆さんが町の税

金が支出されていることについて納得がいきますか。ですから、もう一度再調査をしていただくと。それで、資金使途、算出根拠、今度は400万になろうかと思うんですけども、その算出根拠が何なのか、きちっと質問して明確に御回答いただくようお願いをして、最後の質問です。

(「終わり、もう3回、終わります」「はい、終わり」と言う者あり)

○議長(高橋 功君) ほかに質疑ありませんか。

8番、杉原正一君。

○8番(杉原正一君) 8番。

4点ほど質問します。

初めに、監査委員さんに質問をいたします。

一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、この中に、結びに、先日の説明もありましたけれども、監査委員さんが住民満足度ということをおっしゃいました。1款議会費から12款諸支出金まで歳出されているわけでございますけれども、この中で、その満足度の高いものはどのような款項、諸経費に支出されたものがあるのかなど。また、悪いものにはどのようなものがあるのかなど。

ちなみに、5月に議会で長野県の飯綱町に視察に行ったわけですが、その飯綱町の議会は、議会改革に当たって住民アンケートをとったそうですね。そうしたら76%以上が議会を否定的だったと。それで本格的に平成20年から議会改革に入ったと、このような資料があります。

次に……

(発言する者あり)

○8番(杉原正一君) 質問、だから、いい悪い……。

○議長(高橋 功君) 続けて、続けてください。

○8番(杉原正一君) はい。次に、23、24ページ、1款町税、3項鉱産税、収入済額134万700円ほど出ているわけですが、この鉱産税の根拠、また利率、その他、鉱物をどの程度とって、このような数字になったかということをお次に質問します。

3番目に、122ページ備考欄、上から2行目、光熱水費36万3,692円ほど出ていますけれども、これは何の光熱水費であって、その評価はどのようなことになっているか。

最後に、同じページの5行目、備考欄です。水質検査委託料16万5,240円ほど出ていますけれども、これはどこを調査するために委託料を支払ったのか、その結果はどのような数値

とか、どのような意見書になっているかということを質問します。

○議 長（高橋 功君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） それでは、杉原議員の鉱産税についての御質問にお答えいたします。

鉱産税の課税根拠につきましてですが、課税根拠につきましては、納税義務者は採掘した鉱物について課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を町長に提出し、その申告した税額を納付されなければならないとされております。課税標準につきましては、算出した鉱物の量にその鉱物の販売価格を掛けたものが課税標準額となります。その課税標準額に100分の1の税率を掛けたものが税額というふうに計算されるところであります。134万700円に対するガス、鉱物の量ということでございますが、個々の企業につきましては申告内容にかかわることでございますので控えさせていただきますが、134万700円に対する総量で911万8,613㎡となっております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 4款1項3目衛生費の光熱水費についての御質問にお答えをいたします。

この36万3,962円につきましては、産業道路排水路への海水循環施設、これに係る電気代でございます。効果ということでございますが、この海水循環施設は平成26年に設置をいたしております、27年2月、また8月に周辺住民の皆様アンケート調査を行っております、その回答を、六、七割の方からの回答によりますと、よくなったもしくは多少よくなったとの回答を得ている状況でございます。

それともう一点、同じページになりますが、水質検査委託料16万5,240円につきましては、産業道路排水路6カ所、浜側の流末1カ所、作田納屋中間排水機場付近の1カ所、計8カ所の年2回水質検査を行っている費用でございます。効果といたしましては、なかなか産業道路排水路等については悪臭等の改善が見られていないという状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 代表監査委員、小川卓尔君。

○代表監査委員（小川卓尔君） お答えいたします。

この歳入歳出決算審査意見書は、報告を、議会に対して監査の結果を報告した次第でござ

いますので、この場ではそれ以上のことはお答え控えさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番。

再質問します。

まず、鉱産税からです。昨日、きょうのこの質問するに当たって、経済産業省関東経済産業局工業課に電話して聞いたわけですが、この前も全員協議会でもあったけれども、ヨード、ヨウ素は鉱物ではないんですかと聞きました。そうしたら鉱物ですと。だけれども、工業法における鉱物ではないと。経済産業省は、ガス井戸の採掘・設置に対してヨードの採取は許可していないと。

税金……

○議長（高橋 功君） 杉原議員にちょっと申し上げます。

○8番（杉原正一君） だから、税金のことをこれから聞きますから。

○議長（高橋 功君） 杉原議員。決算の審議ですのでほかのことはだめです。

○8番（杉原正一君） だから、鉱産税の、そのとき鉱産税が、町は134万ほどいただいていますけれども、ヨードには、鉱物であるのにどうしてかからないんですかと質問しました。そうしたら、それは市町村に聞いてくれと。課税しているのは市町村だと。鉱物は、地下資源というものは国有財産だそうです。だから、一応許可はとらなくちゃいけない。九十九里のこの土地の上からとっていけば、鉱物であれば、家建てれば固定資産税、土地持てば同じように固定資産税もかかるわけですね。だから、この辺のヨードに関する、この前も全員協議会でやっぱり質問がちょっと出ました。

それと、その全員協議会のときに、関東天然瓦斯は百数十万鉱産税を納めていると。伊勢化学は二十何万と。2009年の資料なんですけれども、これは県から情報公開で町を経由してもらったものです。これを見ると、ガス量ですけれども……。

○議長（高橋 功君） 杉原議員、何を聞きたいんですか。何を。

○8番（杉原正一君） だから根拠、134万700円がちょっとおかしいと。

先日の全員協議会においては、関東天然瓦斯は100万以上、伊勢化学は20万台なんですよ。この資料から量を割り算すると43%なんだよ、伊勢化学がとっているの。だけれども鉱産税は、伊勢化学は25%ぐらいになっちゃうのね。だからこれちょっとおかしいと思うんですけども、鉱産税の内訳、もうちょっと細かく教えてください。それと、鉱物に対してどうしてヨードも鉱産税が取れないのか、その辺をお聞きします。

○議長（高橋 功君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） まず、鉍産税の概要につきまして、個々にということでのお話でございしますが、先ほど申し上げましたとおり申告内容にかかわることとございしますので、個々の企業の数量につきましては回答は控えさせていただきたいと思っております。

鉍産税の根拠につきましてですが、鉍産税の種類につきましては、工業法第3条の規定によりまして鉍物が規定されております。その中にヨウ素が含まれておりませんので、地方税法の中で鉍産税課税するものにつきましては、この鉍物に指定されているものが課税対象となっておりますので、課税権はないものと考えております。

○議長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番。

先ほど言いましたけれども、43%伊勢化学は取っているんですよ。何で4分の1くらいになっちゃうのかというこの原理。この前ちょっと聞いたら、さっき100分の1とかという課税があった、1000分の1、ちょっと忘れたけれども、そういう利率を言ったけれども、全然それでは違うじゃないですか。金額が、伊勢化学と関東天然瓦斯と1㎥当たりの単価は違うんですか。

○議長（高橋 功君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） お答えいたします。

これにつきましては販売価格となっておりますので、金額についてはお答えできませんが、単価自体は違っております。

（「議長」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） この件につきましては3回来ております。今2回。

○8番（杉原正一君） じゃ、最後まとめでやります。次に行きます。

（発言する者あり）

○8番（杉原正一君） だから、次行きますから。

続いて光熱水費ですね。産業道路の排水路に流しているということですが、余り、効果があるという人もあればないという人もあるね。これは時間帯なんですよ、各時間帯。だから、干潮時に余計流せば効果はうんと出るんですね。満潮時に海水が逆流して、排水路に上がってきているときに、幾ら流しても余り変わらないわけね。だからその辺で、これはまず一つ聞きたいのは、産業道路に流しているということだけれども、海寄りの排水路にも流していますか。

それと、次の質問。そろそろ時間が来るから。

それと水質検査委託料だけれども、この結果は余り芳しくない。だったら、県とか担当部署へ強く要請とかしていますかどうか、それをお聞きします。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 海水循環の放流先でございますが、産業道路の西側の排水路への放流でございますが、海側へは流してございません。

それと、水質検査の状況について県等へ要望しているかということでございますが、産業道路排水へ流れる排水については、一般家庭の雑排水ですとか工業用の雑排水となっておりますことから、県の所管というところではないということで、産業道路へ流れる家庭雑排水ですとか工業雑排水の流すもとの水質を浄化して流すよう、合併浄化槽につけかえていただくとか、そういった普及を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 杉原議員に申し上げます。ちょっと待ってください。ちょっと座っててください。ちょっと。

先ほど、まとめとおっしゃいましたけれども……

（「まとめて」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） まとめとおっしゃいましたけれども、一般質問ではございませんので、まとめはございませんので。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番。

産業道路の海寄りには、真亀川、作田川へ直接放流されていないようなんですね。一旦おか側というか東金寄りのほうへ一旦入って、作田川、真亀川へ粟生の分水点から流れていくと。だからここなんです、大きな問題は。海側のほうが加工屋さんも多いんだから、海側のほうは海側で時間を分けて流すとか、もう一つは、どうしても干潮時に、これはある人にこの前ちょっと聞いたら、干潮時になると泥が出てきちゃうということなんです。だから、このときに悪臭がうんと出てくるんですね。

だから、干潮時に水を流しっ放しにするかということも一つの考え方ではあるわけですね。この辺どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） もうこれ3回ですよ。

まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 産業道路の排水循環施設を流しっ放しにできるかということに関しては、施設は海水をためて、たまったものを放流するというような施設になっておりますので、一回放流した後にためる時間というのがございまして、今の施設では流しっ放しはできないという状況でございます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 3回来ています。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

確かに、今はタンクにためて流すわけですよ。だからそういう機能もいいでしょう。一気にいっぱい流すことも。だけれども、干潮時間は、特におか側は臭くなってくるわけですから、このときは逆に流しっ放しにすると。それが不可能ならばもう一本、何か3,000万ほどお金をかけてつくったらしいけれども、3,000万ほどかけてまたやればいいんじゃないかと。

先ほど、道路は、排水路は課長の意見で、所管ではないと。県だか山武土木かわかりませんが、所管ではないと言った。課長、水路も道路そのものですよ。道路の中に車道、歩道、排水路、路肩、これが入って初めて道路なんですよ。課長はこの4月から来たから、ちょっと認識が薄いと思うけれども、これははっきり言いますよ。国土交通省路政課に聞いたんですよ。女性のある人が、排水路も道路そのものですよとはっきりと答えましたので、これは調べてみてください。後で私に回答してください。終わります。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時41分）

---

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

---

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

本冊62ページ、5雑入、がん検診等個人負担についてお伺いします。

まず1点目、このがん検診等について、今回予算額287万5,000円ということで、個人の負担歳入として入っていますけれども、この予防という観点で今回の内訳を見ると、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん、これ受検者数を足すと5,509人になると思うんですけれども、これは実数ではないと思うんですね。この実数というのは何人ぐらい受診をされたのかおわかりになるかどうか、まずそれをお答えいただきたいと思います。

それから、2点目、70ページ、款2項1一般管理費、節3職員手当、時間外が出ていますけれども、この時間外のその人数、あるいはその内容をお答えください。

3点目は、102ページ、節12、附属資料では56ページ、ちどりの里。このちどりの里は、介護保険制度ができたときに介護予防拠点という位置づけで、国の交付金で建てた施設だと思えますけれども、この介護予防拠点としての役割が果たしてされているのかどうか。また、附属資料や何かを見ると、イベントや何かも何回かやられているようですけれども、その内容もお答えください。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

がん検診の数ですが、何人受診したかということは正確には求めることができませんので、時間をかけて調整いたしますので、改めて御報告したいと思います。

ただ、個別の検診者数は把握しておりまして、乳がんにつきましては1,019名、子宮がんにつきましては781名、胃がんにつきましては603名、大腸がんにつきましては784名、肺がんですが、肺がん喀痰の検査では72名の方が受診しております。

以上でございます。

それと、介護予防施設のちどりの里の関係ですが、介護予防施設としての活用としましては、月に1回ほど予防を目的としました体操教室を開いております。それと、地域の高齢者の方々の集会場所としての利用も行われておりまして、担当のほうとしましては有意義に使われているのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 決算書本冊の70ページ、総務費、1項1目一般管理費、職員手当と時間外勤務手当、歳出額が208万3,838円、職員の時間外勤務手当の支給金額でございます。ここの一般管理費につきましては、職員といたしましては総務課、企画財政課、出納室の職員25名に係る職員の給料、手当をこの目から支出してございます。

議員御質問の時間外の内容及び人数でございますけれども、内容については個々に、かなり細かい状態になっておりまして、今手元にはございません。今手元に持っているのは、まず時間外の総時間数、この108万3,838円に係る総時間数は430時間で、平日及び休日において時間外勤務手当を行った場合の手当ということで支給しております。

以上でございます。

(「人数」と言う者あり)

○総務課長(秋原 充君) 人数は手元に、やったのが何人というわけじゃないですけども、企画財政、総務課、出納室の人数でいくと16名、その中の時間外をやった職員と。

以上です。

○議長(高橋 功君) 12番、谷川優子君。

○12番(谷川優子君) 12番、谷川です。

まず、雑入、がん検診等の内容なんですけれども、これ先ほどお答えいただいた附属資料、課長が答えていただいたんですけれども、この胃がんで受診者数630人、大腸がんで784人、乳がんで991人、子宮がんで781人、この肺がんで11日で2,350人という、断トツに数が多いんですね。ということは、この実施日数を見ると11日になっているんです。予防ということを考えるならば、受診率をどんどん高めていかなければいけないと思うんですよね。

受診をする工夫、住民が受けやすいという観点で考えるなら、この肺がんだと実施日数が11日で2,350人という、附属資料でこのようになっているんですけれども、こういった肺がんの、例えば実施日数を増やす、他に比べて、ほかは大体5日ずつだと思うんですけれども、その倍以上の日数を実施日数に充ててこれだけの数になっているということは、工夫によっては受診率を上げることができるんじゃないかと思うんです。

この中で見ますと、要精密検査、全部で、この中で222人がこの要精密検査対象になって、また、がん発見、疑いということも含めて16人が発見対象になっているんですよね。ということは、このがん検診というのは大変、住民にとって重要な検診ではないかと思うんです。どうでしょうか。

○議長(高橋 功君) 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長(鈴木秀明君) ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

受診者の増加策としましては、確かにがん検診の受診料を安くするというのもあるかもしれませんが、現在、受診しやすい日程や期間の検討を行っております。委託先であります千葉県県民予防財団のほうと日程や期間については検討を行っております。

また、ちょっと話はずれるかもしれませんが、また平成29年度からは特定健診時に県予防財団と協力しまして、ピロリ菌検査、大腸がんリスク検査、COPD検査も実施しまして、またあわせて前立腺がんもメニューに加えまして利便性の向上を図りまして、検診の有効性をアピールしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） それと同時に、やはり負担軽減ということも考えなきゃいけないと思うんです。このがん検診個人負担金合わせて約287万ですよ。1人これ全部受けるとしたら幾らかな。5,200円になりますね。胃がんが1,200円、大腸がんが400円、乳がんが1,000円、子宮がんが1,000円、肺がんが1,000円、骨粗鬆症が600円ということで、たしか5,200円ぐらいになると思うんです。やっぱりこういった負担軽減をすることによって受診率が上がるんじゃないかと思うんですよ。

1人がんになると相当な医療費がかかるわけで、そういったことを考えたときに、この予防ということで考えたときには、例えば半分、140万、町が検診のお金を補助することによって半額で受けられるという、そういったことも今後、予防ということで考えたときには必要だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） それでは、お答えさせていただきます。

本町のがん検診につきましては、自己負担金については胸のレントゲン検査につきましては無料としていますが、胃がん等のがん検診につきましては自己負担金をいただいております。自己負担金をいただく理由としましては、受益者負担の原則からいただいております。通常の医療費と同様に検診単価のおよそ3割相当を個人負担としていただいております。また、75歳以上の方につきましては、通常の額の半額として取り扱っております。金額的には近隣市町村とほぼ同程度となっております。

本町では、検診の受診率が近隣市町村に比べまして低くなっていますので、来年度に向け、検診をしやすい日程や期間の調整を委託先と行っております。また、自己負担金につきましても、無料で行えるクーポンの利用、クーポン制度の周知を図りまして、受診しやすい環境をつくっていきたいと思っております。ですので、自己負担金の検討につきましては、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 近隣市町村と比べてという回答なんですけれども、近隣市町村と比べる必要はないと思うんですよね。町独自で受診率をどうやって上げるのかという、今後は広域化に向けて国からのポイント、予防に関してのポイント制や何かを国は考えているようですよ。私は、このポイント制に関してはもちろん、医療が社会福祉という観点では反対ですけれども、でも予防ということにお金をかけて、その個人負担をなくしながら検診を受けやすくする、検診率を高めていくということはこれ大事なことなので、近隣市町村と比べる必要はないと思いますので、町として、町の、例えば2分の1でも補助することによって受診率が上がるなら、そのほうがずっと効果的だと思うので、よく考えていただきたいと思います。

職員の残業、時間外に関してはまた改めて細かい数字を出していただきたいと。一般質問の中で、私は職員の時間外あるいは残業に関して質問をしましたがけれども、どの課がどのくらい残業が多いのかというのをきちっと総務課としてはつかんで、それなりの人員の配置をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後にちどりの里なんですけれども、ちどりの里も大分老朽化していると思うんですけれども、今後いろいろ、ボイラーが壊れたりということで、今年度も大分休み、休館期間が長かったように聞いています。ちどりの里は介護予防拠点として建てられたものですので、これからますます介護予防ということで重要な役割を担っていくんじゃないかと思うんですけれども、今後の老朽化に向けて、課長はどのように考えていらっしゃるんでしょう。

○議 長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ちどりの里につきましては建設当時から大分月日がたっておりまして、議員おっしゃるように昨年度はボイラーの故障で4カ月ほど入浴施設が使えなかった状況がございます。ですが、急激な施設の拡充等につきましては、予算も伴うことがございますので、県、国の補助金等を利用しましてその辺のことは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

私、このちどりの里ができた当初から、介護予防拠点だったら、例えば保健師をそこに、1週間のうち何日でもそこにいて、そこで高齢者の方の健康相談を受けるとか、そういった

ことはやったほうがいいんじゃないかという提案をずっとしてきたんですけれども、それはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 施設への保健師等の派遣につきましては、現在、先ほども言いましたように、介護予防施設としまして健康づくり教室というものをやっております。その中でいろいろな運動指導士とか、その方が質問等を受けてお答えしていただいているということが今の現状でございます。今それで特に、議員にはお叱りを受けるかもしれませんが、不満も出ておりませんので、しばらくそれで対応させていただきたいと思っております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） やはり、高齢者の方の相談を受ける専門性というんですか、保健師さんのような専門性のある人がそこにおいて、血圧をはかったりということは、これはまた重要なことだと思うので、今後そちらのほうに向けてやっていただきたいと思います。

それで、この利用者数を見ると、町内が2,730人、町外が2,930人、合計5,660人というふうになっていますけれども、町内よりも町外が多いというのは場所的な問題でしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 細かな事情はわかりませんが、確かに所在がほぼ山武市等に隣接しておりまして、東金市にもかなり隣接していることから、利用者のほうにつきましては町外の方のほうが多いかと思っております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 谷川です。

やはり、介護予防拠点という施設なので、その施設の目的に合った事業をきちっとやっていただきたいと思います。それで場所も大変、もう最初から、私も議員になって間もなくだったと思います。2000年に介護保険制度ができたと思うんですけれども、あの場所につくるということ自体、その当時の議員の何人かからも不便なところじゃないかという声が上がっていたと思うんですけれども、今後、遠くの高齢者の方もなるべく来やすいような、コミュニティバスとか、そういったものも含めて将来考えて、本当の予防拠点として担っていただきたいと思っております。終わります。

○議長（高橋 功君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計決算の質疑を終わります。

続いて特別会計決算及び事業会計決算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

まず、病院事業特別会計、これについて2つほど質問をしまして、あとそれから、ガス事業会計、これについて1点質問をさせていただきます。

まず、本冊で402ページ、公有財産ということで記載がされています。その中に、（1）で債権、（2）で基金というふうになっておりますけれども、これについて、要は東千葉メディカルセンターに対する貸付金、町の総額だと思えます。それと、東金市を含めた2市町の合計額、この辺の事業貸付金と運営費貸付金、これが幾らぐらいになるのか、28年度末で御回答を求めます。

2点目が、附属資料74ページ、東金九十九里地域医療センター事業ということで、決算額2億7,999万7,000円というふうになっております。その中段に、内訳の中に、中期目標変更案等策定支援業務委託料400万というふうになっておりますけれども、これは第2期中期計画の目標を策定するに当たって支出されていると思えます。この目標というのは、経営内容、財務内容、この改善ということで400万の、2市町で出されていると思うんですけれども、本当にこの400万が有効に活用されているのか、その辺が非常に私は疑問です。ですから、この400万の根拠、算出根拠ですね。どういったことかちょっと教えていただきたいと。

それと、ガス事業会計において、先日の常任委員会の中で説明がありましたけれども、ガス事業の3ページ、4ページ、資本的収支及び支出、この中で新たに工事用機械の購入を検討していると、約1,000万ぐらいということでお聞きしたと思うんですけれども、28年度のこの予算の中で、今のガス事業会計からすれば、購入は、私はすぐにでも可能だというふうに思います。その機械を導入することによって発注工事金額も大分削減がされるというふうに聞きました。なぜこの28年度の予算の中で補正予算を組まなかったのか、いつごろこの機械があるということの事実を知ったのか、その辺の答弁を求めます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 高木議員の御質問にお答えさせていただきます。

402ページの公有財産の上の表、債権のところですが、九十九里町の債権としましては22億8,376万1,000円、東金市が73億7,189万8,000円となっております、合計しまして96億5,565万9,000円となっております。この部分につきましては、病院建設の貸付債と、あと最近ですと医療機器の購入に関しまして起債されている金額となっております。

続きまして、402ページの基金の中に書いてございます東千葉メディカルセンター整備事業基金で債権となっております、今年度末で5億8,740万円、東金市が16億7,460万円となっております、合計しまして22億6,200万円となっております。この部分につきましては、平成26年度から28年度まで運営費分としまして東千葉メディカルセンターに貸し付けているものでございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 中期目標変更につきましての策定支援業務につきましては、千葉大学医学部付属病院病院長企画室のほうに委託しております、その金額が400万円となっております。

(発言する者あり)

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 東金市もあります。九十九里町分としては104万円程となっております。

○議長（高橋 功君） ガス課長、中村吉徳君。

○ガス課長（中村吉徳君） 御質問にお答えします。

ガス工事の際に用いる1,000万弱という、非開削工法といいまして、パイプスプリッター工法というものでございますが、こちらのほうをなぜ28年度中に入れなかったのかということでございますが、これは28年度中検討しておりましたけれども、具体的に言いまして、これを購入しても、我が町ではまだ取り扱いになれた業者さんとかは存在しておりませんので、この使い方などの指導も含めて、30年度ですね。その話が持ち上がったのが29年6月ですので、そうしたら30年度から採用はどうかということで、ガス主任技術者のほうと協議しています段階が現状でございます。そういうことで、新しい工事の費用の削減を考えまして、私どもで提案した次第でございます。

以上で高木議員の質問にお答えしました。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

先日も、監査委員から病院事業特別会計、これについて御説明がありまして、その中で町の財政負担として病院事業債の元利償還は計画どおりであるが、病院経営収支の不足資金への貸付金の財源確保が年々困難となることから、病院経営収支改善の促進が急務となっていますということで、私もこのとおりだと思います。

それで、今までの土地買ったり、建物を建てたり、医療機器を購入したり、それが事業貸付金で、それが96億5,500万ということであるんです。この償還については、もう償還が始まっていますから年々減っています。これは事実です。

しかしながら、基金の貸付金が28年度末で22億6,200万、これ2市町合計ですけれども、これだけの金額になっていると。これは年々増えています。来年、29年度も3億8,400万、この分だけプラスになってきます。そうすると26億4,000万までの基金貸し付けということになります。これ以上の貸し付けをもうストップしていただきたい。もうこの29年度、本当は28年度、この中でもう資金は手当てをやめていただきたいと、私は本当に思っているんですけれども、しかしながら、今の現状においてはそういうことで、事業貸付金は減少しているけれども、基金貸付金が増えていると。これについて副町長はどのようにお考えか、実績についてどういうふうに考えているか答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） 高木議員の質問に答弁させていただきます。

事業貸付金につきましては、御指摘のとおり償還が始まっておりまして、年々残額が減っていらっしゃるわけでございます。これに対して基金からの貸付金につきましては、御指摘のとおり年々増えている状況でございます。これも御指摘のとおりなんですけれども、これ以上基金から貸し付けるとますます苦しくなるというのが現状でございますので、基金からの貸付金はなるべく抑制していきたいというふうに考えておりますが、いかんせん病院経営でございますので、不測の事態等もございまして、そのときは千葉県並びに東金市並びに東千葉メディカルセンターと協議の上、決めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

東千葉メディカルセンターの28年度の決算状況は、過去に説明があったとおりですけれども、これ以上に赤字が続きますと、資金補填をどのようにやっていくかということが非常に難しくなってくると思います。ですから、まずこの東千葉メディカルセンターの経営状況を一刻も早く、今月でもいいです。毎月の月次の収支状況を黒字化していただくということが

まず最優先だということをお願いをしたいと思います。

続きまして、平成28年12月に業務委託をしまして、これ400万は九十九里町だけの金額ですか。合計だと思ったんですけれども、それはそれとして、後でまた調べていただければいいと思いますけれども、この400万を出した成果、これがどういうふうに出ているのか、副町長にもう一度御答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） 高木議員の御質問に対して答弁させていただきます。

業務委託の成果がどのように出ているかという御質問でございますが、これにつきましては御承知のとおり、第2期中期目標・中期計画を変更するに当たって、その目標並びに計画の策定支援ということでございますので、それが昨年度は目標並びに計画を議会の承認いただきまして変更させていただきましたので、そこに反映されているというふうに考えております。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

そういうことで、病院事業については、ぜひともいろんな面で改善を私は求めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それと、ガスの事業会計の中で、新しい機械導入ということで、29年6月にこういう機械があると。業者にもまだ使い勝手がわからないということであれば、でも、できるだけ金額が安くなるのであれば、長期的な視野に立って考えれば、もう必ずや効果が出てくると思います。ですから、30年度まで待つとかそういうことではなくて、29年度の補正の中で取り組みをしていただいて、できるだけこの発注工事の金額を少なくしていただくということが、私はこれから大事になってこようかと思っております。いろんな導管工事、これからどんどんやっていかなくちゃいけないと、そういう中で、やはりきちっとした取り組み姿勢を、計画を立てていただいて改善していただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 功君） 質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

介護保険特別会計についてと、それから病院事業特別会計について質問をいたします。

介護保険特別会計、342ページの款1介護保険料、この中で第1号被保険者、普通徴収と

特別徴収の割合はどのようになっているのか、また、その中で滞納1年あるいは滞納2年という被保険者の数がわかれば教えていただきたいと思います。

病院事業特別会計に関しては、一般会計の中で看護師養成修学資金貸付負担金1,548万円というのが、この病院会計とは別に一般会計の中でなっていると思うんですけれども、これちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、今議会に報告された報告第4号の中で、当該状況を解消するための対応策の項目で、第2期中期計画の変更は、病床数を実態に合わせることで収入を見積もり、収支の改善を図ると、このように書いてありましたけれども、しかし当初計画では病床314床を開棟することによって改善計画が図れるとしていたんだと思いますけれども、それは実態に合わせてということは、実態に今の状況で合わせるということで、31年度には単年度黒字計画になっていると思うんですけれども、そこはどのようなふうに解釈すればいいのでしょうか。

それからもう一点、やはりこの報告第4号の中で、重要な不確実性が認められた旨及びその理由という中で、メディカルセンターは資本金を財源とせず、企業債による借入金を財源とする過小資本の病院として設立されたと、このように書いていますけれども、過小資本とは具体的に何を指して過小資本、例えば資本の増強というのを評価委員会の中で何回か委員さんのほうから出ていたと思うんですけれども、それが資本というのは設立団体を指しているのか、ちょっとそこをお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） ただいまの谷川議員の質問の中で報告案件の件がございましたけれども、その報告案件については答えられる範囲で答えてもらいたいと思います。いいですか。

（「要は資本増強の相手としているのが……」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） ちょっと待ってください。

（「暫時休憩」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時37分）

---

○議長（高橋 功君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時37分）

---

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの谷川議員の御質問にお答えさせていただきたいんですが、介護保険に関しましては今手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思います。

病院関係ですが、看護師の修学資金としまして1,548万円の支出が決算書のほうに載っているかと思えます。平成28年から制度が変わりまして、1人当たり100万円ということで貸し付けを行っています。それと、定員を15名から20名に増強して、現在その奨学金の運営を行っている状況です。この支出につきましては東金市と九十九里町で負担しておりまして、現在20名で、5名が九十九里町、残り15名が東金市が負担するというような形になっております。

当初の中期計画・中期目標の中で、314床のフルオープン化をして黒字化を目指すという話が載っておったかと思えますが、現実、経営を行っておりまして、医師の確保等が伴わず、それで314床のフルオープンがかなわないということで、昨年、中期目標と中期計画の変更を行っているところでございます。

もう一つ、資本の増強ということでお話ししたいと思えますが、実は県からの交付金等を原資としました積立金から起債元金部分としましてメディカルセンターに交付しておりますものがありまして、それは会計処理上、資本剰余金として組み入れられるものとなっております。今年度、市と町で合わせまして3億39万8,783円の資本準備金の増強が行われております。これは、先日本配りしました財務諸表の貸借対照表の右下のほうにあります純資産の部のほうに掲載されております。それで、資本金を純資産の一部と捉えますと、資本の増強が現在行われているような状況となっております。

今後のさらなる資本増強となりますと、関係団体であります千葉県、東金市とあわせましてメディカルセンターとも協議を行いまして適切な対応をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 介護保険で私が普通徴収と特別徴収の割合を聞いた理由というのは、ここに収入未済額が出ていますよね。その中で、私が聞いた理由というのは、例えば滞納1年以上で、今、介護サービスに関してのペナルティーがされていると思えます。滞納1年以上で介護サービスを受ける際、一旦利用料を全額自己負担になって、後からの償還払いになるという、それから2年を超えると一定期間、自己負担が3割に引き上げられ、高額介護サービスなどの支給も制限されるという、こういったペナルティーがあるので、この中で普通

徴収、特別徴収の割合を聞いたんです。その中で、またこういった1年、2年、3年と滞納が続いている人がどのくらいあるのかなど。そういう住民が介護状態になったときには、当然このペナルティーの対象になるのかどうなのか。九十九里町はそういったペナルティーを町としてやっているのかどうかもお伺いしたかったんですけれども、数が手元にないようでしたら、後でまた聞かせてください。

やっぱり介護保険特別会計の中で、こういった予算決算もそうなんですけれども、住民が介護保険制度の中でどういう状態にいるかということが、今、大変重要なことなんです。それにはやはり数字をきちっと出してもらって、またその中で滞納者がどのくらいいて、何年ぐらい滞納しているのかということを知らないと、結局この予算決算の質疑応答というのがなかなかうまくいかないの、今後そういった数字は出していただきたいと思います。

それから、先ほど奨学金の問題なんですけれども、それは病院事業会計の中には入れないというのは、何かそういう決まりがあるのかと思ひまして、それをちょっとお伺いしたいと。

○議 長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 奨学金制度は24年度から始まっておりまして、その当時のことについては申しわけございません、認識しておりませんので、改めて調査させていただきたいと思います。

○議 長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） やっぱりこの病院事業特別会計に係るお金は、みんな病院事業会計の中できちっとわかったほうが私たちもわかりやすいと思うので、よろしくお願いします。終わります。

○議 長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計決算及び事業会計決算についての質疑を終わります。

これより一般会計決算、特別会計決算及び事業会計決算について討論を行います。

初めに、原案に反対する討論を許します。

討論ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

平成28年度歳入歳出決算について反対討論を行います。

一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、病院事業特別会計について反対討論を行います。

国では、2018年度の予算概算要求を決定しました。総額31兆4,298億円で過去最高です。高齢者の増加や医療技術の進歩などに伴う社会保障の自然増分は6,300億円を見込んでいます。骨太方針2015年で、16年から18年を財政健全化の集中改革期間と位置づけて、自然増分の伸びを1.5兆円程度に抑制させることを目安と掲げています。

16年、17年とも概算要求自然増分で5,000億円を超えた額が、予算案段階で削られています。18年度予算案でも、診療報酬と介護報酬で1,300億円の削減が予想されます。13年度から15年度に毎年5,000億円の自然増分を削減し、その総額は1兆4,600億円にも上ります。また、それとは別途に70歳から74歳の医療費窓口の2割化や介護の要支援1、2の保険外しなどを国は行っています。

また、安倍政権は、18年度以降も国民健康保険の都道府県化や、また介護外し、年金支給の引き下げを進めようとして、さらなる私たち住民には負担増、給付削減につながる危険があります。九十九里町の国保加入者も低所得者で構成されていて、国保は貧困なのに保険税は高いという、国保の制度の構造上の問題が深刻になっています。

1960年代に、国民健康保険制度は国民皆保険としてスタートしました。当初は、国保世帯主の多数は農林水産業あるいは自営業者でした。ところが現在は、年金生活者などの無職と非正規雇用労働者などが被保険者の国保世帯の8割を占めるようになっていきます。九十九里町も、総所得の階層を見ても総所得300万以下、この税務課から出された資料によると1万3,791人、その税金を納めている人のうちの300万以下が1万1,808人と80%、90%がつまり低所得者で、九十九里町も構成されています。そういう住民の状態です。

国保加入者の平均所得は、1990年代前半をピークに下がり続け、今や130万円台まで落ち込んでいます。また、構造改革による農林漁業や中小企業の経営困難、廃業とともに雇用破壊で非正規労働者の国保に加入せざるを得ませんでした。その一方、1人当たりの国保税は上がり続けています。九十九里町の国保税も県下で高い位置にあり、それによる滞納者数も高い位置にあります。しかし、28年度の国保特別会計決算は1億3,784万7,000円の黒字決算で、国保基金の積み立ては3億1,496万6,000円になっています。国保税の引き下げを強く求めます。

2000年から始まった介護保険制度は3年ごとの事業の見直しがされていますが、2016年国民生活基礎調査によりますと、75歳以上の高齢者の老老介護の世帯が30.2%となり、初めて

3割を超えました。九十九里町も、介護される側、する側ともに高齢化が進み、三十数%と高齢化が進んでいます。65歳以上の介護保険料は、制度が始まった2000年度は月平均2,911円でしたが、現在では月5,514円と約1.9倍になっています。

また、介護保険料の滞納者には大変厳しいペナルティーが科せられています。滞納1年以上で介護サービスを受ける際、一旦利用料を全額負担になり、後から払い戻しを受ける償還払いになります。また、2年を超えると一定期間自己負担が3割に引き上げられ、高額介護サービスの支給なども制限されています。

社会保障の一部である社会保険は、憲法第25条の生存権を具体化したものです。保険料を払えない者、払わない者にはサービスの給付はないという考えは、社会保障の原理から逸脱しています。保険料すら払えない人が、サービス利用時に3割の負担ができるでしょうか。結局サービス利用制限が進むだけです。

社会保険は民間の保険と違い、国民全体に加入を強要しています。当然、低所得者など保険料を払えない加入者もいます。そのため、社会保険は国庫負担、公費負担が必要です。介護保険料を払えない人にペナルティーを科すのではなく、国庫負担増をすべきです。国として実効性のある保険料の減免制度を強く求めます。

病院事業特別会計。

平成26年4月、急性期病院として開院した東千葉メディカルセンターです。今会議に出された報告第4号の当該状況を解消するための対応策の中で、当事業年度に第2期中期計画を変更し、病床稼働を実態に合わせるにより収入を見積もるとともに、材料、経費等の支出の見直しにより収支の改善が図れる計画にしたとありました。しかし、当初の計画では、病床314床で経営が改善されると言われてまいりました。

また、重要な不確実性が認められた旨及びその理由の中で、新病院に当たり、資本金を財源とせず、企業債による借入金を財源とする過小資本の病院として設立されたと、このように書いています。そのために、新病院には避けられない損失の累計とその解消までには相応の時間を要することになる。そのため、資本金の増強が企業の継続を前提に必要だということが書いてありました。これでは、将来この病院経営の改善が望めないのではないのでしょうか。大変、町の将来の財源を考えたら不安です。

反対討論とします。

○議長（高橋 功君） 次に、原案に賛成する討論を許します。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

ただいま一括議題となっております議案第4号から議案第11号までの平成28年度九十九里町各会計決算の認定について、賛成の討論をするものであります。

本会議において、質疑はもとよりも各常任委員会において慎重な審議を行いました。一般会計、決算額57億6,458万5,375円については、依然厳しい財政状況が続く中、まちづくりの最上位計画に位置づけられている第4次総合計画後期基本計画や九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携し、町民ニーズを的確に把握した施策を展開するとともに、将来負担の軽減を意識しながら、町民が安心して暮らせるまちづくりのため、さまざまな事業が展開されました。

平成28年度における主な事業といたしましては、防災行政無線の再整備事業や橋梁の長寿命化計画に基づく補修事業、さらには多面的機能支払交付金事業を実施し、農地や農地周辺の水路・農道などの保安全管理を図りました。また、子供たちの健やかな成長を目的として、豊海保育所と豊海幼稚園を再編したとようみこども園の開園に向けて、園舎の増築工事が実施されました。

観光振興では、九十九里地域観光復活化事業を東金市と連携して取り組み、観光や子育て情報などを情報誌にまとめ、暮らしてみたい町を全国にアピールされました。さらに、町のシンボルである九十九里町ビーチタワーのリニューアル工事が実施されました。

このほか、住民生活に密着した道路や排水施設の整備、生活基盤の整備、ふるさとまつりなどの各種イベント、スポーツ大会、各種講座の開催などが展開され、町民福祉の向上に尽くされたところであります。

次に、特別会計の決算合計額は56億2,991万2,448円であります。

給食事業特別会計においては、安全な食材確保と衛生管理を徹底し、児童・生徒の心身の健全な発育や日常生活における食事の正しい理解と習慣を養い、食生活における栄養の改善及び健康の増進に努めていただきました。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計におきましては、それぞれの制度の目的に沿った事業が展開され、町民福祉の向上に努められました。

病院事業特別会計では、東千葉メディカルセンターの産婦人科で分娩が開始され、周産期から小児医療まで継続した医療の提供に取り組んでいただいております。

農業集落排水事業特別会計においては、供用している3地区の施設の適正な維持管理と公共用水域の水質保全、農業用排水の機能維持及び農家集落における生活環境の改善が図られ

ております。

さらに、ガス事業会計におきましては、ガスの安全供給と安全確保に努め、経費の節減と経営の合理化に取り組み、健全な企業経営に努められました。

今後も、監査委員の意見を尊重して、さらなる行政の効率化、財政の健全化に努め、本町の将来像である「人、自然、風土が活きる 海浜文化都市 九十九里」の実現に向けて、さらなる努力をされるよう、町執行部に要望して賛成の討論といたします。

○議長（高橋 功君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開は2時10分です。

（午後 1時58分）

---

○議長（高橋 功君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

---

○議長（高橋 功君） これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 平成28年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 功君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 平成28年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 平成28年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 功君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり認定されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 平成28年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 功君) 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり認定されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 平成28年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 功君) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり認定されました。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 平成28年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 功君) 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 平成28年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 功君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり認定されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 平成28年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 功君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時14分)

---

○副議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時18分)

---

#### ◎日程の追加

○副議長(浅岡 厚君) 議長と交代いたしましたので、御協力のほうよろしくお願いたします。

休憩中に、高橋功議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題といたします。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第1 議長辞職の件

○副議長(浅岡 厚君) 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高橋功君の退場を求めます。

(13番 高橋 功君 退席)

○副議長（浅岡 厚君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○副議長（浅岡 厚君） 高橋功君の議長辞職を許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、高橋功君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

高橋功君の入場を許します。

（13番 高橋 功君 着席）

○副議長（浅岡 厚君） ここで前議長、高橋功君より退任の御挨拶がありますので、御登壇いただきます。

（13番 高橋 功君 登壇）

○13番（高橋 功君） 議長退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2年間、議長として務めさせていただきました。この間、議員の皆さん、そして行政の皆さんには大変お世話になりました。力及ばないところもございましたけれども、どうか御勘弁をいただきたいと思います。

今後は一議員といたしまして、九十九里町のために頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

---

### ◎日程の追加

○副議長（浅岡 厚君） ただいま、高橋功君の議長辞職により、議長が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時23分）

---

○副議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時39分）

---

◎追加日程第2 議長選挙

○副議長（浅岡 厚君） 追加日程第2、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をいたします。

（議場閉鎖）

○副議長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、2番、鏑田貴俊君、6番、荒木かすみ君、15番、古川明君を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

（投票用紙配付）

○副議長（浅岡 厚君） 投票は単記記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（浅岡 厚君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

（投票箱点検）

○副議長（浅岡 厚君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番にお願いいたします。

（投票）

○副議長（浅岡 厚君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（浅岡 厚君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、鏝田貴俊君、6番、荒木かすみ君、15番、古川明君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（浅岡 厚君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票数 13票

無効投票数 1票

有効投票のうち、

5番 浅岡 厚君 9票

10番 細田一男君 2票

12番 谷川優子君 1票

16番 石橋和雄君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.25票です。

よって、私、浅岡厚が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○副議長（浅岡 厚君） ただいまの議長選におきまして、私が議長に当選いたしました。ここで議長就任に当たりまして挨拶を申し上げさせていただきます。

(5番 浅岡 厚君 登壇)

○5番（浅岡 厚君） ただいま皆様方の御推挙により、九十九里町議会議長という大役を拝任いただき、まことにありがとうございます。

これからは町行政と議会とのパイプ役とし、円滑な議会運営を志し、町民目線で、後戻りすることなく、1歩でも2歩でも町民のために前進できる議会を目指し、皆様とともに邁進していく所存でございます。

つきましては、皆様は今以上の御理解と御協力をいただきまして御挨拶といたします。これからよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議 長（浅岡 厚君） それでは、これより議長の職務をとり行わせていただきます。

暫時休憩いたします。

(午後 2時47分)

---

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。  
休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時52分)

---

◎日程の追加

○議 長（浅岡 厚君） 先ほど議長選挙において、副議長でした私が当選したことにより、  
ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、選挙を行いたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第3とし、選挙を行うことに決定いた  
しました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時53分)

---

○議 長（浅岡 厚君） それでは会議を開きます。

(午後 2時54分)

---

◎追加日程第3 副議長選挙

○議 長（浅岡 厚君） 追加日程第3、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議 場 閉 鎖)

○議 長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番、高木輝一君、3番、中村義則君、10番、細田

一男君を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

(投票用紙配付)

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午後 2時55分)

---

○議 長(浅岡 厚君) 再開いたします。

(午後 2時55分)

---

○議 長(浅岡 厚君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議 長(浅岡 厚君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番にお願いいたします。

(投票)

○議 長(浅岡 厚君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、高木輝一君、3番、中村義則君、10番、細田一男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議 長(浅岡 厚君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 15票

有効投票数 14票

無効投票数 1票

有効投票のうち、

7番 内山菊敏君 12票

12番 谷川優子君 1票

16番 石橋和雄君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。

よって、内山菊敏君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○議 長(浅岡 厚君) ただいま副議長に当選されました内山菊敏君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました内山菊敏君を紹介いたします。

(7番 内山菊敏君 登壇)

○7番(内山菊敏君) ただいま議員の皆さんの御推挙によりまして、副議長に当選させていただきましてありがとうございます。

副議長という立場で、これから議長の補佐として、町の発展、そしてまた議会の発展に微力ながら尽くしていきたいと考えておりますので、皆さんの御支援、御協力をよろしく願いいたします。(拍手)

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩いたします。

(午後 3時02分)

---

○議 長(浅岡 厚君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時16分)

---

#### ◎日程の追加

○議 長(浅岡 厚君) この際、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4とし、選任をいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任について日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることを決定いたします。

---

◎追加日程第4 常任委員会委員の選任について

○議長（浅岡 厚君） 追加日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、5番、浅岡厚、6番、荒木かすみ君、11番、佐久間一夫君、13番、高橋功君、14番、鈴木征四郎君、16番、石橋和雄君、教育福祉常任委員会委員に、3番、中村義則君、7番、内山菊敏君、8番、杉原正一君、10番、細田一男君、15番、古川明君、開発常任委員会委員に、1番、高木輝一君、2番、鍵田貴俊君、4番、古川徹君、9番、善塔道代君、12番、谷川優子君をそれぞれ選任いたしました。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時18分）

---

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時31分）

---

○議長（浅岡 厚君） 次に、各常任委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

総務常任委員会委員長、6番、荒木かすみ君、副委員長、14番、鈴木征四郎君、教育福祉常任委員会委員長、3番、中村義則君、副委員長、10番、細田一男君、開発常任委員会委員

長、2番、鏑田貴俊君、副委員長、1番、高木輝一君であります。

---

◎日程の追加

○議長（浅岡 厚君） この際、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5とし、議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。これに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時32分）

---

○議長（浅岡 厚君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時39分）

---

◎追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○議長（浅岡 厚君） 追加日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、2番、鏑田貴俊君、3番、中村義則君、6番、荒木かすみ君、11番、佐久間一夫君、13番、高橋功君、16番、石橋和雄君、以上6名を指名いたします。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時40分）

---

○議 長（浅岡 厚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時42分）

---

○議 長（浅岡 厚君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、13番、高橋功君、副委員長、6番、荒木かすみ君であります。

---

◎閉会の宣告

○議 長（浅岡 厚君） 以上で本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって平成29年第3回九十九里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 3時43分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長            浅   岡            厚

九十九里町議会前議長        高   橋            功

九十九里町議会前副議長      浅   岡            厚

署 名 人            高   木   輝   一

署 名 人            古   川            明